

資料編

(素案)

資料集

目次

第1章 総則関連資料	1
第1節 防災関係機関に関する資料	1
第1 防災関係機関連絡先一覧	1
第2 防災関係機関がそれぞれ処理すべき業務の大綱	5
第2節 過去の災害や被害想定に関する資料	15
第1 過去の災害記録	15
第2 山梨県地震被害調査（令和5年）	19
第2章 災害予防関連資料	34
第1節 防災組織に関する資料	34
第1 笛吹市防災会議条例	34
第2 笛吹市防災会議委員名簿	34
第2節 避難場所に関する資料	35
第1 緊急避難場所及び避難所の選定基準	35
第2 避難道路の選定条件	35
第3 防災活動拠点一覧	35
第4 市指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧	36
第5 福祉避難所一覧	41
第3節 救援に関する資料	42
第1 山梨県地震被害想定調査結果に示される本市の備蓄物資の需要量	42
第2 食料等備蓄状況	42
第3 水防倉庫設置場所及び資材器材の備蓄状況	46
第4 飛行場外離着陸場等一覧	55
第5 笛吹市消防本部管内 ドクターヘリランデブーポイント一覧	56
第6 ヘリコプター主要発着場一覧	58
第7 自衛隊宿泊予定施設一覧	58
第8 防災行政無線設置状況	58
第4節 災害協定に関する資料	59
第1 相互応援協定等締結状況	59
第2 協定等締結概要（県・市町村との協定）	60
第3 協定等締結概要（民間事業所等との協定）	63
第4 協定等締結概要（指定地方行政機関等との協定）	66
第5節 災害リスクに関する資料	67
第1 山地災害危険地一覧	67
第2 重要水防区域一覧	67

第3	洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等	68
第4	洪水浸水想定区域に係る要配慮者関連施設一覧	69
第5	急傾斜地崩壊危険区域一覧	73
第6	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	74
第7	土砂災害警戒区域に係る要配慮者関連施設一覧	74
第8	防災重点農業用ため池一覧	74
第6節	消防に関する資料	75
第1	消防組織	75
第2	消防力の現況	76
第3	消防水利の現況	76
第4	消防防災施設等整備計画	77
第5	危険物施設	81
第7節	ライフラインその他に関する資料	82
第1	市内指定給水装置工事事業者一覧	82
第2	応急給水用施設・資機材保有状況	82
第3	市内排水設備工事指定工事店一覧	82
第4	市内ガス小売事業者一覧	82
第5	笛吹市木造個人住宅耐震診断支援事業実施要綱	82
第3章	災害応急対策関連資料	83
第1節	各種災害情報に関する資料	83
第1	気象等の観測に関する資料	83
第2	情報伝達経路	90
第3	地震の観測に関する資料	92
第4	火山に関する情報	97
第2節	災害配備体制に関する資料	101
第1	市職員配備基準	101
第2	勤務時間内における緊急招集連絡	104
第3	勤務時間外における緊急招集連絡	104
第4	参集時の留意事項	105
第5	笛吹市災害対策本部組織図	106
第6	笛吹市災害対策本部事務分掌	107
第7	笛吹市災害対策本部条例	111
第8	笛吹市地震災害警戒本部条例	111
第3節	被害情報の収集・伝達に関する資料	112
第1	放送機関一覧	112
第2	放送要請様式	112
第3	被害程度の判定基準	113
第4	県及び消防庁への災害情報の連絡先	115

第5	県指定に基づく被害報告ルート.....	116
第6	県指定に基づく被害報告様式	118
第7	「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式.....	118
第8	「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式.....	118
第9	災害用伝言ダイヤルの利用方法.....	119
第4節	緊急輸送に関する資料	120
第1	県指定緊急輸送道路一覧	120
第2	異常気象時における道路等通行規制基準	122
第3	山梨県広域物資輸送拠点一覧	122
第4	緊急交通路の通行を認める車両の分類	122
第5	緊急通行車両関係様式.....	123
第6	公用車一覧.....	123
第5節	応援要請に関する資料	132
第1	自衛隊災害派遣要請依頼書	132
第2	消防防災航空隊出場要請書	132
第6節	災害救助法に関する資料	133
第1	災害救助法適用基準.....	133
第2	各種救助に係る様式.....	133
第3	山梨県災害救助法施行細則（別表）	133
第7節	避難に関する資料.....	134
第1	避難情報発令の判断・伝達に関する資料	134
第2	避難行動に関する資料.....	135
第3	警戒区域の設定権限.....	136
第8節	医療救護に関する資料	137
第1	災害拠点病院等の指定状況	137
第2	病院一覧.....	138
第9節	その他応急対策に関する資料.....	139
第1	被災建築物応急危険度判定フロー	139
第2	被災宅地応急危険度判定フロー.....	140
第3	屋内退避又は避難等に関する指標.....	141
第4	飲食物摂取制限に関する指標	142
第5	救援物資集積予定施設一覧	143
第6	応急仮設住宅建設候補地一覧	143
第4章	災害復旧・復興関連資料.....	144
第1節	各種制度に基づく被災者への資金の支給・貸付に関する資料	144
第1	被災者生活再建支援制度	144
第2	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度	146
第3	災害弔慰金の支給内容	147

第4	災害障害見舞金の支給内容	147
第5	災害援護資金の貸付内容	148
第6	生活福祉資金の貸付内容	148
第7	母子父子寡婦福祉資金の貸付内容	148
第2節	住宅に関する資金貸付に関する資料	149
第1	災害復興住宅融資制度	149
第2	山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付制度	149
第3節	事業等に関する資金貸付に関する資料	150
第1	山梨県農業災害対策資金による融資制度	150
第2	天災融資法による融資制度	151
第3	日本政策金融公庫の融資制度	151
第4	山梨県信用保証協会の信用保証特例	152
第4節	公共施設の災害復旧事業に関する資料	153
第1	公共施設の災害復旧事業の種類	153

5 指定公共機関

名称	所在地	電話番号
一宮郵便局	笛吹市一宮町一ノ宮 987-1	0553-47-1455
境川郵便局	笛吹市境川町石橋 2294-3	055-266-2001
御坂郵便局	笛吹市御坂町栗合 88	055-262-6014
上黒駒郵便局	笛吹市御坂町上黒駒 858-6	055-264-2001
春日居郵便局	笛吹市春日居町別田 17	0553-26-2320
石和郵便局総務課	笛吹市石和町市部 458	055-262-2001
石和駅前郵便局	笛吹市石和町駅前 2-5	055-263-8911
富士見郵便局	笛吹市石和町東高橋 319-1	055-262-5000
八代郵便局	笛吹市八代町南 741	055-265-2010
中芦川郵便局	笛吹市芦川町中芦川 643	055-298-2001
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気 3-21-15	055-237-0554
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府市丸の内 1-10-7	055-215-5111
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内 1-1-20	055-255-2148
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田 1-6-1 山梨赤十字会館	055-251-6711
東日本旅客鉄道(株) 石和温泉駅	笛吹市石和町松本 177-1	050-2016-1600
(株)NTTドコモ山梨支店	甲府市丸の内 2-31-3	055-236-1321
中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター	中巨摩郡昭和町西条 2858	055-275-5121

6 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2-6-10	055-231-3232
(株)テレビ山梨	甲府市湯田 2-13-1	055-232-1114
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア 105	055-228-6969
山梨交通(株)	甲府市飯田 3-2-34	055-223-0811
(一社)山梨県医師会	甲府市徳行 5 丁目 13-5	055-226-1611
笛吹市医師会 (健康づくり課 (事務局))	笛吹市石和町市部 800	055-261-5062
(一社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏 1000-7	055-262-5561
(一社)山梨県LPガス協会	甲府市宝 1-21-20	055-228-4171

7 警察

名称	所在地	電話番号
笛吹警察署	笛吹市石和町市部 555	055-262-0110
〃 富士見警察官駐在所	笛吹市石和町河内 71-2	055-262-3720
〃 八代警察官駐在所	笛吹市八代町南 431-1	055-265-2202
〃 境川警察官駐在所	笛吹市境川町藤袋 2292-1	055-266-2071
〃 花鳥連絡所	笛吹市御坂町竹居 2348	055-262-4174
〃 錦生警察官駐在所	笛吹市御坂町夏目原 718	055-262-3721
〃 黒駒警察官駐在所	笛吹市御坂町上黒駒 844-2	055-264-2049
〃 浅間警察官駐在所	笛吹市一宮町塩田 455-5	0553-47-0089
〃 一宮西警察官駐在所	笛吹市一宮町竹原田 14-1	0553-47-0088
〃 相興警察官駐在所	笛吹市一宮町中尾 766	0553-47-0090
〃 春日居警察官駐在所	笛吹市春日居町熊野堂 235	0553-26-2009
〃 芦川警察官駐在所	笛吹市芦川町中芦川 659-3	055-298-2120
〃 石和温泉駅前交番	笛吹市石和町駅前 18	055-261-1110

8 消防

名称	所在地	電話番号
笛吹市消防本部 笛吹市消防署	笛吹市石和町下平井 204	055-261-0119
〃 東部出張所	笛吹市一宮町新巻 116-1	0553-47-3119
〃 西部出張所	笛吹市境川町石橋 736-4	055-266-7119

9 自衛隊

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊東部方面特科連隊	南都留郡忍野村 3093	0555-84-3135

10 一部事務組合

名称	所在地	電話番号
峡東地域広域水道企業団	山梨市牧丘町柚口 2135	0553-35-4391
東八代広域行政事務組合「東八聖苑」	甲府市右左口 3016-1	055-240-1101
東山梨行政事務組合「東山聖苑」	山梨市小原西 562	0553-20-8130
東山梨環境衛生組合	山梨市牧丘町成沢 2000	0553-35-4014
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾 1440-1	055-266-7744

11 その他の公共的団体

名称	所在地	電話番号
J A ふえふき（笛吹農業協同組合）本所	笛吹市八代町南 561	055-265-1600
〃 八代支所	笛吹市八代町南 561	055-265-2314
〃 御所支所	笛吹市八代町米倉 62	055-265-2421
〃 岡部支所	笛吹市石和町駅前 2-1	055-262-3145
〃 石和支所	笛吹市石和町市部 1174	055-262-2255
〃 境川支所	笛吹市境川町石橋 2092	055-266-3421
〃 御坂西支所	笛吹市御坂町夏目原 620	055-262-2248
〃 御坂東支所	笛吹市御坂町上黒駒 985-1	055-264-2511
〃 一宮西支所	笛吹市一宮町金田 1305	0553-47-1211
〃 一宮南支所	笛吹市一宮町狐新居 370-1	0553-47-1221
〃 一宮北支所	笛吹市一宮町中尾 836-1	0553-47-1166
〃 富士見支所	笛吹市石和町河内 70	055-262-2158
〃 芦川支所	笛吹市芦川町中芦川 670-1	055-298-2006
J A フルーツ山梨春日居支所	笛吹市春日居町桑戸 855	0553-26-3221
笛吹市商工会本所	笛吹市石和町市部 467-1	055-263-7811
笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南 917	055-265-5182

第2 防災関係機関がそれぞれ処理すべき業務の大綱

1 市

市は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を立て、災害に対処する。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助に当たるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から、国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との連絡体制等を整備する。

（1）災害予防

- ①防災組織の整備
- ②防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
- ③防災訓練の実施
- ④防災に必要な物資の備蓄、整備及び点検
- ⑤防災に関する施設の整備及び点検
- ⑥自主防災組織等の指導育成及び住民が実施する対策の推進
- ⑦防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ⑧建築物等耐震対策の強化促進
- ⑨危険物等災害予防対策の推進
- ⑩地震防災応急計画の作成指導
- ⑪地震火災対策の推進
- ⑫水害、土砂災害対策の推進
- ⑬前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

（2）災害応急対策

- ①災害対策本部の設置及び運営
- ②災害に関する情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等の収集、伝達及び広報
- ③気象警報・注意報等の伝達
- ④避難情報の発令及び避難者の保護
- ⑤応急対策、被害状況及び応急復旧対策の把握
- ⑥人員及び資機材の配備、手配
- ⑦被災者への食料、飲料水、生活必需品等の供給
- ⑧火災発生防止及び水防体制の整備並びに消防及び水防の応急措置
- ⑨被災者の救出及び救助、保護
- ⑩応急教育の実施
- ⑪被災施設及び設備の安全措置及び応急復旧
- ⑫清掃、防疫等の保健衛生活動
- ⑬防犯、交通規則等の社会秩序維持の措置

- ⑭緊急輸送の確保
- ⑮県及びその他関係機関に対する応援要請
- ⑯広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結
- ⑰前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ①被災した施設等の原形復旧
- ②災害の再発防止
- ③激甚災害に関する調査及び指定への協力
- ④前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ①防災組織の整備
- ②市町村及び防災関係機関の防災事務並びに業務の実施についての総合整備
- ③防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- ④防災訓練の実施
- ⑤防災に必要な物資の備蓄、整備及び点検
- ⑥防災に関する施設の整備及び点検
- ⑦過去の災害に係る情報の収集、整理等
- ⑧防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ⑨建築物等の長寿命化計画の作成、実施等による適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ⑩危険物等災害予防対策の推進
- ⑪地震防災応急計画の作成指導
- ⑫自主防災組織の育成、指導及びその他県民が実施する地震対策の推進
- ⑬地震火災対策の推進
- ⑭前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ①災害警戒本部又は災害対策本部の設置及び運営
- ②災害に関する情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等の収集、伝達及び広報

- ③警報等の発表及び伝達並びに市町村が避難情報の発令を行う際において必要な助言の実施
- ④応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- ⑤人員及び資機材の配備手配
- ⑥火災発生防止及び水防体制の整備並びに消防、水防及びその他の応急措置
- ⑦被災者の救出、救助及びその他の保護
- ⑧被災者等からの相談窓口の設置
- ⑨応急教育の実施
- ⑩被災施設及び設備の安全措置及び応急復旧
- ⑪清掃、防疫及びその他の保健衛生活動
- ⑫犯罪の予防、交通規則及びその他の社会秩序維持の措置
- ⑬緊急輸送の確保
- ⑭広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結
- ⑮市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑯他機関への応援要請
- ⑰前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ①被災した施設等の原形復旧
- ②災害の再発防止
- ③激甚災害に関する調査及び指定の促進
- ④前各号のほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東農政局（山梨県拠点）

ア 災害予防

- ①ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施及び指導
- ②防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
- ③災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- ④農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- ⑤防災に関する情報の収集及び報告
- ⑥主要食糧等の在庫状況把握

イ 災害応急対策

- ①農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
- ②災害時における種もみ及びその他営農資材の確保
- ③災害時における生鮮食料品等の供給

- ④災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
- ⑤土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
- ⑥応急用食料の調達及び供給対策

ウ 災害復旧

- ①査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
- ②災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

(2) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- ①国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持及び造成
- ②民有林直轄治山事業の実施
- ③災害復旧用材（国有林材）の供給

(3) 東京管区気象台（甲府地方気象台）

- ①気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- ②気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言
- ⑤防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発
- ⑥南海トラフ地震に関連する情報等の通報
- ⑦緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- ⑧異常現象発見の通報に対する適切な措置

(4) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）

- ①工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導並びに特殊設備の安全確保のための検査
- ②事業場内労働者の二次災害の防止
- ③被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- ④災害復旧工事における安全の確保

(5) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

- ①災害対策の推進
- ②危機管理体制の整備
- ③災害、防災に関する研究、観測等の推進
- ④防災教育等の実施
- ⑤防災訓練

- ⑥再発防止対策の実施
- ⑦通信施設等の整備
- ⑧災害危険区域等の関係機関への通知
- ⑨官庁施設の災害予防措置
- ⑩災害時のための応急復旧資機材の備蓄、確保

ウ 災害応急対策

- ①災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
- ②活動体制の確立
- ③政府本部への対応等
- ④災害発生直後の施設の緊急点検
- ⑤災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- ⑥災害発生時における応急工事等の実施
- ⑦災害発生時における交通の確保等
- ⑧緊急輸送
- ⑨代替輸送
- ⑩二次災害の防止対策
- ⑪水防活動及び土砂災害防止活動
- ⑫建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ⑬ライフライン施設の応急復旧
- ⑭地方自治体等への支援
- ⑮被災者及び被災事業者に対する措置
- ⑯災害発生時における広報
- ⑰自発的支援への対応
- ⑱緊急を要すると認められる場合における適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧及び復興

- ①災害復旧及び復興の基本方針
- ②災害復興の実施
- ③復旧及び復興資機材の安定的な確保
- ④都市の復興
- ⑤借地借家制度等の特例の適用
- ⑥被災者の居住の安定確保に対する支援
- ⑦被災事業者等に対する支援措置
- ⑧緊急を要すると認められる場合における適切な緊急対応の実施

オ 震災対策

- ①東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
- ②南海トラフ地震防災対策推進計画
- ③首都直下地震対策計画

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

（１）平時における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡及び調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - ①防災関係資機材の点検及び整備
 - ②隊員の非常参集態勢の整備

（２）災害派遣の準備

- ①災害派遣初動の準備
- ②災害等情報の収集
- ③通信の確保
- ④要請等の確認及び派遣要領の決定
- ⑤県地震災害警戒本部会議への参加
- ⑥警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達

（３）災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

（４）撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

（１）東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）、東海旅客鉄道株式会社（静岡支店）

- ①災害による不通の場合の列車の迂回運転
- ②列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
- ③災害警備発令基準に基づく警戒
- ④災害発生のおそれのある河川の水位観測
- ⑤応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- ⑥災害時における不通区間の代行又は振替輸送
- ⑦発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
- ⑧生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- ⑨警戒宣言、地震に関する情報等の伝達
- ⑩旅客の避難、救護体制の確立
- ⑪列車の運行状況等の広報

(2) 東日本電信電話株式会社(山梨支店) 及び株式会社NTTドコモ(山梨支店)

- ①災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- ②電気通信システムの信頼性の向上
- ③主要通信の確保
- ④災害を受けた通信設備の迅速な復旧
- ⑤災害復旧及び被災地における情報流通における顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者、報道関係機関等との連携
- ⑥通信疎通状況等の広報
- ⑦復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

(3) 日本赤十字社(山梨県支部)

- ①被災者に対する医療、助産、死体の処理及びその他の救助の実施
- ②応援救護班の体制確立とその整備
- ③血液製剤の確保及び供給のための措置
- ④赤十字奉仕団による救護活動の連絡調整
- ⑤災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- ⑥被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- ⑦義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会(甲府放送局)

- ①災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法及びその他の法令の定める放送又は通信
- ②災害対策基本法に定める対策措置
- ③警戒宣言の伝達及び状況報告(部内)
- ④非常組織の整備
- ⑤災害応急対策のための動員及び準備活動
- ⑥地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道

(5) 中日本高速道路株式会社(八王子支社)

- ①管理する高速道路等の耐震整備
- ②災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- ③高速道路の早期災害復旧
- ④南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関する情報の伝達情報の伝達
- ⑤利用者への広報
- ⑥災害時における復旧資機材と人員の配備
- ⑦緊急輸送を確保するための措置

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ①安全輸送の確保
- ②災害対策用物資等の輸送及び車両の確保
- ③災害応急活動のための知事及び各機関の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）

- ①電力供給施設の災害予防措置
- ②災害発生に備える人員等の確保及び配備手配
- ②被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
- ③災害発生時及びその前後における電力供給の確保

(8) 日本郵便株式会社（市内各郵便局）

- ①地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- ②避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- ③被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ④被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ⑤郵便局窓口業務の維持
- ⑥緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- ⑦郵便局ネットワークを活用した広報活用
- ⑧株式会社ゆうちょ銀行の非常取扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

(1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨及び株式会社エフエム富士）

- ①地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
- ②地域住民に対する災害発生の情報、対策通報及びニュースの可及的速やかな報道
- ③社会事業団体などによる義援金品の募集及び配分への協力
- ④日本放送協会に準ずる措置

(2) 輸送機関（山梨交通株式会社及び一般社団法人山梨県トラック協会）

- ①安全輸送の確保
- ②災害対策用物資等の輸送
- ③災害応急活動のための知事及び各機関の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

(3) ガス供給機関（東京ガス山梨株式会社、吉田ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会及び一般社団法人山梨県LPガス協会）

- ①ガス供給施設の保安整備及び耐震整備
- ②被災地に対するガス供給の確保
- ③ガス供給施設の被害調査及び復旧
- ④災害発生後の点検のための人員確保、配備手配

(4) 医師会（笛吹市医師会）

- ①被災者に対する救護活動の実施
- ②収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7 笛吹警察署

- ①災害広報、避難の指示及び誘導
- ②被災者の救出及び救護
- ③行方不明者の搜索
- ④死体の検視（見分）
- ⑤交通規制及び交通秩序の確保
- ⑥緊急通行車両の確認及び証明書等の交付
- ⑦治安の維持、犯罪の予防及びその他社会秩序の維持

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 笛吹農業協同組合、フルーツ山梨農業協同組合及び中央森林組合

- ①市が行う農林関係被害調査及び応急対策に対する協力
- ②農林産物等の災害応急対策に対する指導
- ③被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
- ④農林業生産資材等の確保、斡旋

(2) 笛吹市商工会

- ①市が行う商工業関係被害調査及び応急対策に対する協力
- ②災害時における物価安定についての協力
- ③救助用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋

(3) 病院等医療施設の管理者

- ①避難施設の整備及び避難訓練の実施
- ②災害時における収容者の保護及び誘導
- ③災害時における病人等の収容及び保護

- ④災害時における被災者の収容及び助産
- ⑤医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- ⑥必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

(4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者

- ①避難施設の整備及び避難訓練の実施
- ②災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- ③児童又は生徒に対する地震予知及び南海トラフ地震に関連する情報等の伝達
- ④避難計画による避難又は状況に応じた下校の指示及び支援
- ⑤施設設備の整備点検及び消防水利の確保
- ⑥災害時における収容者の保護受入れの準備
- ⑦火気使用及び実験学習の中止
- ⑧応急医薬品の整備

(5) 公共施設等の施設管理者

- ①避難訓練の実施
- ②災害時における応急対策

(6) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

- ①民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
- ②民間賃貸住宅の情報の提供
- ③民間賃貸住宅の円滑な提供

(7) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会及び笛吹市社会福祉協議会）

- ①災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- ②ボランティアの登録、受付及びその受入体制の確保

(8) 山梨県ボランティア協会

- ①災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- ②ボランティアの登録、受付及びその受入体制の確保

第2節 過去の災害や被害想定に関する資料

第1 過去の災害記録

1 市の主な一般災害

災害区分	災害発生日	災害地域	災害状況
火災	明治 35 年 3 月	若宮	類焼 38 戸。
火災	明治 40 年 2 月 17 日	新上宿板野	類焼 36 戸。
水害	明治 40 年 8 月 22~28 日	全域	市内全域で大小諸川の氾濫・決壊による濁流で、家屋・田畑の流失被害。 御坂町の山間地崩壊による流失被害。
水害	明治 43 年 8 月 2~17 日	全域	市内全域で大小諸川の氾濫による家屋・田畑の流失被害。 ※翌明治 44 年、山梨県への入会御料地の下賜
風水害	昭和 34 年 8 月 12~14 日 (台風 7 号)	全域	石和町：死者 1 名、負傷者 18 名、家屋全半壊計 128 戸、浸水 106 戸。橋の流失等の土木被害及び農業被害多数。 御坂町：負傷者 3 名、全半壊 93 戸を含む家屋被害 395 戸。堤防決壊等の土木被害、果樹・桑園・蔬菜等の農業被害額 2 億 4100 万円。 一宮町：死者 1 名、負傷者 6 名、全半壊 66 戸を含む 259 戸。橋梁流失 36 箇所、堤防・護岸の決壊 66 箇所の土木被害。作付面積の 97%に当たる 8,741 反の農業被害。 八代町：負傷者 27 名、家屋被害は全半壊 175 戸、浸水被害 7 戸。橋梁等の土木被害多数、農業被害額 1 億 3042 万円。 境川町：負傷者 4 名、家屋被害は全半壊 61 戸を含む 73 戸。橋梁 2 箇所、堤防・護岸の決壊 19 箇所の土木被害。農業被害額 6,628 万円。 春日居町：橋の決壊、数戸の浸水被害。水稻 1 割、桑園・果樹 3 割の農業被害。 芦川町：負傷者 22 名、全半壊 58 戸、浸水 10 戸。土木被害、農業被害多数。 ※春日居町を除く旧 6 町村が災害救助法の適用を受ける。
風水害	昭和 34 年 9 月 24~26 日 (台風 15 号)	全域	市内旧 7 町村全てで、家屋の倒壊等の被害、農業被害、通信線の断絶が発生。御坂町、一宮町、八代町を中心に甚大な果樹への被害。 ※旧 7 町村全てで災害救助法の適用を受ける。
風水害	昭和 41 年 9 月 21~25 日 (台風 26 号)	全域	石和町：中小河川の氾濫による浸水被害 63 戸。田畑の冠水被害。 御坂町：山間地を中心として家屋の全半壊被害。国道 137 号線の破損。

災害区分	災害発生日	災害地域	災害状況
			一宮町：京戸山系で 70 箇所以上の山崩れが発生。家屋の流失、全半壊被害、浸水被害、農地流失、埋没、橋の流失等の甚大被害。 八代町：多数の家屋浸水、浅川上流大口地内で鳥坂隧道への県道が崩壊。小船山入口で濁流に流され死者 1 名の人的被害。 境川町：鶯宿峠隣接地域で上流山地の山崩れによる土砂流出（大窪地内お滝付近に堆積）。山地等 78 箇所、農耕地 88 箇所の土木被害。境川の橋梁が帯石橋を除く 6 箇所全ての木橋流失。 芦川町：里道川で発生した土石流が芦川本流に押し込み氾濫。死者行方不明者 16 名、全半壊・流失家屋 31 戸。 ※一宮町、芦川町で災害救助法の適用を受ける。
風水害	昭和 57 年 7 月 31 日～8 月 3 日 (台風 10 号集中豪雨)	全域	石和町：旧万年橋、砂原橋、英橋の破損、各所の堤防破損の土木被害。ブドウ、リンゴへの農業被害。被害総額 2 億 9400 万円。 御坂町：金川護岸の崩落、若宮嵐山橋等の橋梁損壊、国道 137 号線の損壊等の土木被害。桃、ブドウ、野菜等の農業被害。被害総額 25 億 5000 万円。 一宮町：金川の氾濫、嵐山橋、中原橋、坪井橋の一部流出、道路、農作物への被害。 八代町：奈良原地区の石積堤防の崩落。天川・堀川で浸食 59 箇所、橋梁損傷 2 箇所の土木被害。桃、ブドウ、ナス、キュウリ等への農業被害。被害総額 11 億 5937 万円。 境川町：境川、芋沢川、狐川等の堤防浸食 15 箇所延長 835 メートル。林道大窪一鶯宿線の崩落など道路・水路の崩落 14 箇所。桃、ブドウ、水稻、蔬菜への農業被害。被害総額 4 億 7000 万円。 春日居町：浸水 28 戸、田畑の冠水 134 ヘクタール、道路損傷 2 箇所、河川損傷 2 箇所、学校施設 2 箇所、果樹 44 ヘクタールに被害。被害総額 1 億 477 万円。

災害区分	災害発生日	災害地域	災害状況
水害	昭和 58 年 8 月 14～17 日 (台風 5、6 号)	全域	石和町：金川の決壊（荒屋地内）英橋流出。笛吹川右岸蛭見橋下流小石和地内及び砂原橋上下流砂原地内での高水敷欠損。平等川盆橋上流及び広瀬地内で溢水。渋川、馬場川、上手川、駒沢川等でも溢水。家屋浸水 215 戸、農地流出 2.6 ヘクタール、埋没 3 ヘクタール。被害総額約 2 億 3700 万円。 御坂町：金川の堤防決壊等 77 箇所、国道 137 号線の崩落、農地流出、埋没、農作物の収穫不能、管理不能に伴う病害。被害総額約 20 億円。 一宮町：金川、田垂川、百田川等の氾濫により、浸水 87 戸、農地の流出、埋没 82 箇所、農業用施設 59 箇所、道路 27 箇所、橋梁 4 箇所、河川 76 箇所の被害。被害総額 14 億 3956 万円。 八代町：堤防侵食 53 箇所、家屋浸水、田畑の冠水、土木施設への被害、果樹・野菜の損傷及び二次的被害。被害総額 4 億 647 万円。 春日居町：平等川の氾濫、決壊（鎮目地内）により浸水 222 戸、田畑の流出、がけ崩れ等の被害。
水害	平成 3 年 9 月 19 日 (台風 18 号)	全域	御坂町：稲荷川の土石流により護岸、床止工が延長 570 メートル崩壊。 八代町：浅川の護岸決壊。 春日居町：平等川の決壊（岩下地内） 芦川町：中芦川地内で土砂崩れにより、全壊家屋 1 棟、死者 1 名、重傷者 1 名。中芦川里道川の土石流により、全半壊 9 棟。県道上芦川上九一色線の路側の崩壊。
雪害	平成 26 年 2 月 14 日～16 日	全域	市内全域：死者 2 名、負傷者 31 名。住宅の一部損壊 169 棟。農業施設被害 1,031 件、被害面積 108 ヘクタール。帰宅困難者延べ 18,000 人超。 農林水産業施設被害額約 1 億 5120 万円。農業被害額約 44 億 1679 万円、畜産被害約 248 万円。水産被害額約 606 万円。 ※災害救助法の適用を受ける。
風水害	令和元年 10 月 10 日～13 日	全域	市内全域：土地改良施設関係の破損 1 件、農地関係の法面等の崩壊・崩落 2 件。市内 12 か所の指定避難所を開設（市民 1,050 人が避難）。

2 山梨県地震被害

発生年月日	被害の概要
1707(宝永4)年 11月23日	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854(嘉永7)年 11月4日	朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与える。 (安政大地震M8.4) (温恭院殿御実記)
大正4年6月20日	山梨県東部を震央とする地震(M5.9)、甲府市水道管亀裂4~5か所
大正7年6月26日	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7~8か所
大正12年9月1日	関東大地震(M7.9 甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所
大正13年1月15日	丹沢地震(M7.3 甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
昭和19年12月7日	東南海地震(M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等(山梨日日新聞)
昭和51年6月16日	山梨県東部を震央とする地震(M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
昭和58年8月8日	山梨県東部を震央とする地震(M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
平成8年3月6日	山梨県東部を震央とする地震(M5.3)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5,000万円
平成13年12月8日	神奈川県西部を震央とする地震(M4.6) 県内最大震度は5弱(上野原市)を観測
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(M9.0) 県内最大震度は5強(中央市成島、忍野村忍草)を観測。軽傷2名、住家の一部損壊4棟、断水4,780戸、停電14万5千戸。市内観測震度5弱。
平成23年3月15日	静岡県東部を震央とする地震(M6.4) 県内最大震度は5強(忍野村、山中湖村、富士河口湖町)を観測
平成24年1月28日	山梨県東部を震央とする地震(M5.4) 県内最大震度は5弱(忍野村、富士河口湖町)を観測

第2 山梨県地震被害調査（令和5年）

山梨県地震被害調査結果（令和5年）



1 基本的な考え方

山梨県地震被害想定調査（令和5年）の基本的な考え方は、次の4つである。

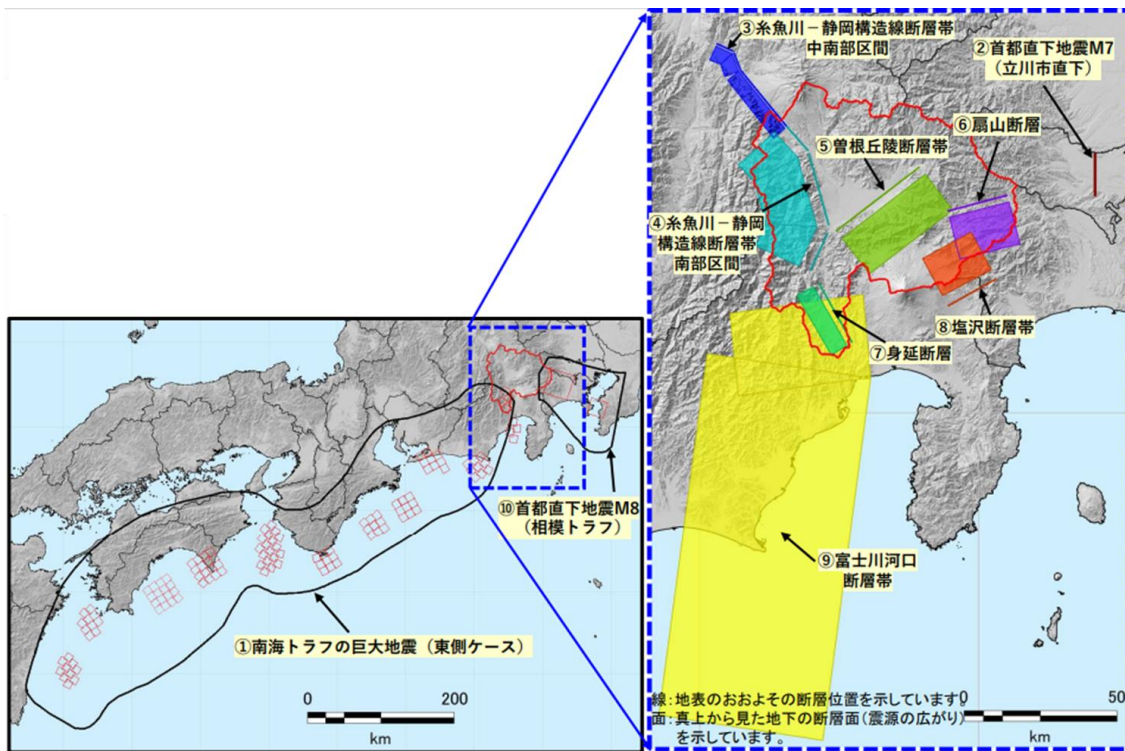
- ①平成7年度に実施した「山梨県地震被害想定調査」及び平成16年度に実施した「山梨県東海地震被害想定調査」の内容を踏まえ、最新の科学的知見、手法、地盤情報等を反映した。
- ②東北地方太平洋沖地震や熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など近年国内で発生した地震での被害状況等を踏まえ、そこから得られる課題や教訓を反映するものとした。
- ③山梨県の地域特性（年齢構成、生活様式、中山間地域の被害特性などを含む）を反映したものとした。
- ④想定した被害に対して、必要かつ有効な地震対策を検討し、市町村や県民の具体的な地震対策・行動に結びつく内容とした。

2 想定する地震

想定地震は表のとおりである。

対象地震	地震規模 M (Mw)	30年以内の 地震発生確率	計算ケース名 ※3
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース) ※1	M9 クラス (9.0)	70～80%	
②首都直下地震 (M7 クラス立川市直下)	M7 クラス (7.3)	70%程度	
③糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	7.4 (6.8)	0.9～8%	
④糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	7.6 (7.0)	ほぼ 0～0.1%	Case1
			Case2
			Case3
⑤曾根丘陵断層帯	7.3 (6.8)	1%	Case1
			Case4
⑥扇山断層	7.0 (6.5)	—	
⑦身延断層	7.0 (6.5)	不明	Case1
			Case2
⑧塩沢断層帯	6.8 (6.4)	4%以下	Case1
			独自ケース
⑨富士川河口断層帯	A : 7.2 (7.3) ※2 B : 8.3 (7.8) ※2	10～18% または 2～11%	
⑩【参考】首都直下地震 (M8 クラス相模トラフ)	M8 クラス (8.0)	ほぼ 0～6%	

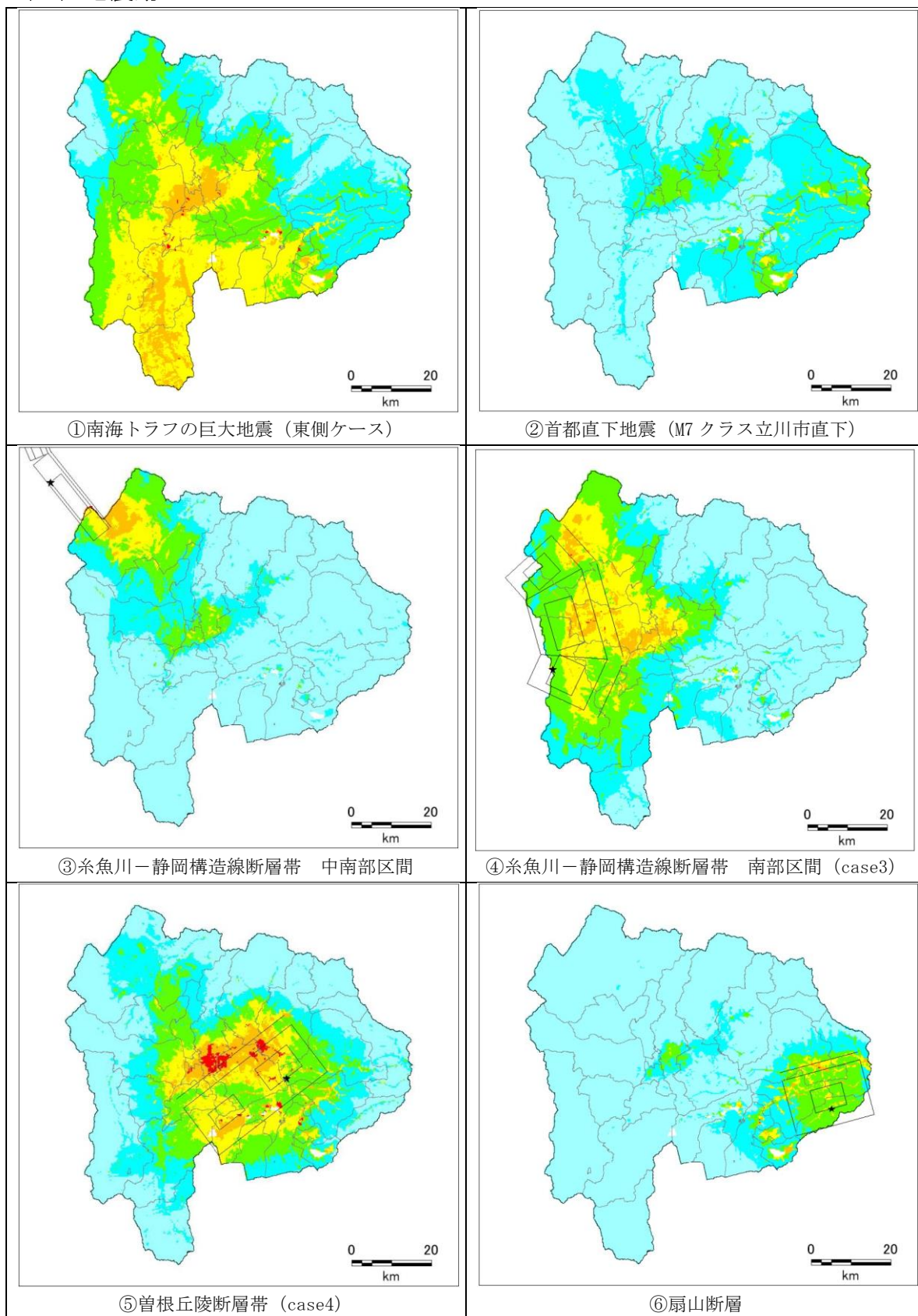
- ※1 南海トラフの巨大地震については、内閣府では複数の地震発生ケースを想定している。山梨県地震被害想定調査（令和5年）では、内閣府の想定した地震のうち、山梨県における揺れが大きい「東側ケース」を被害想定の対象地震とした。
- ※2 地震規模は地震動評価に用いた活断層重点調査による断層モデルによるセグメントごとの値を記載している。
- ※3 山梨県地震被害想定調査（令和5年）では、震源の不確実性を踏まえ、破壊開始点・アスペリティ配置を変更した計算ケースを設定している。複数の計算ケースが必要となる想定地震について、「全国地震動予測地図2020年版」の計算条件を踏襲する場合は、その計算ケース名を採用している。

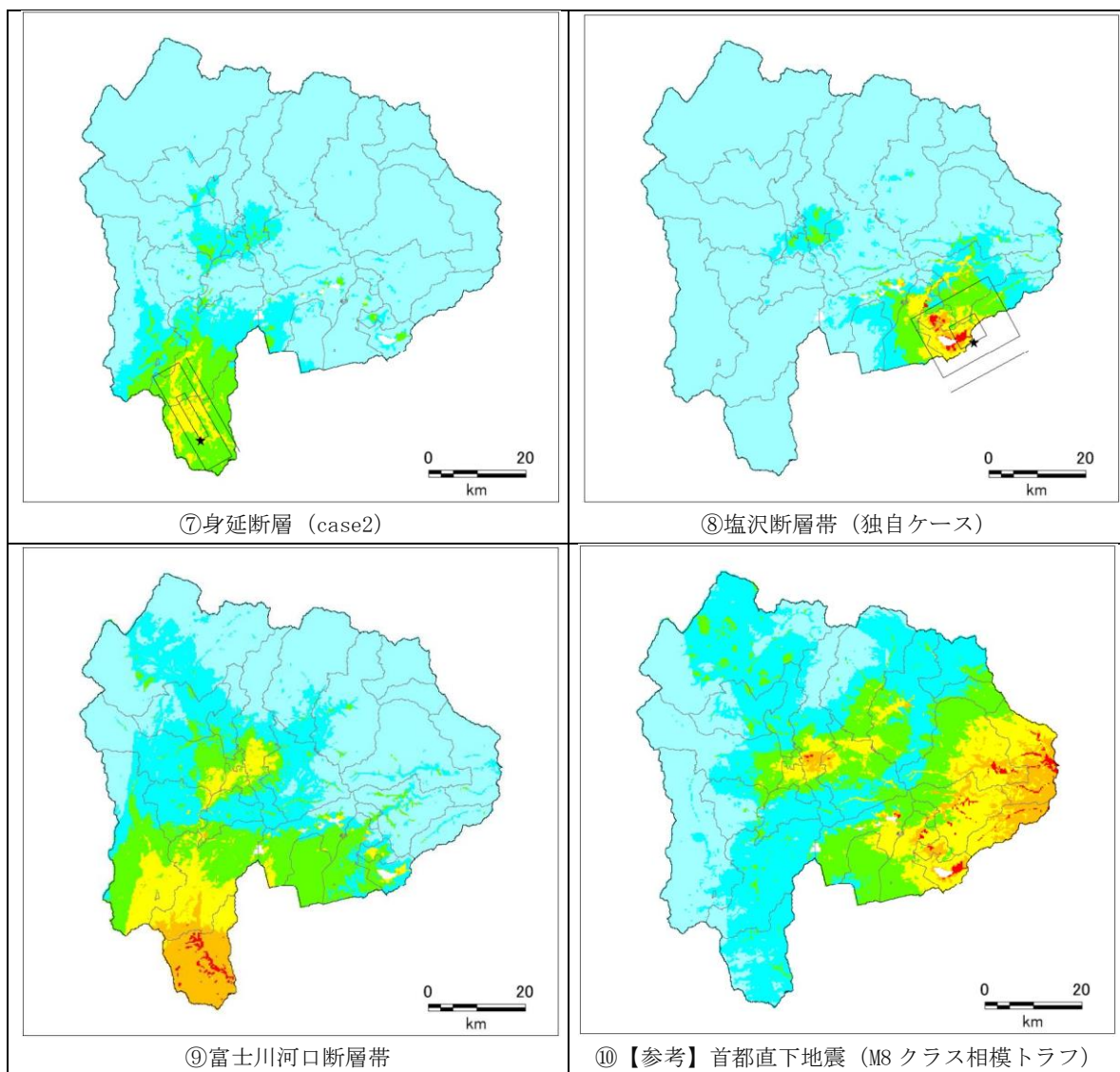


山梨県地震被害想定調査 概要版（令和5年5月）引用

3 想定調査結果

(1) 地震動





震度階級 ■ 7 ■ 6強 ■ 6弱 ■ 5強 ■ 5弱 ■ 4以下

山梨県地震被害想定調査 概要版 (令和5年5月)

複数ケースある地震は、被害が最大になるケースを抜粋。

※想定地震と計算ケース

(2) 被害想定結果

ア 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	89			
		半壊棟数	棟	771			
	揺れ	全壊棟数	棟	3,007			
		半壊棟数	棟	4,113			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	4			
		半壊棟数	棟	7			
	火災	焼失棟数	棟	263			
	合計	全壊棟数	棟	3,363			
		半壊棟数	棟	4,891			
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	142			
		うち屋内収容物	人	2			
		火災	人	6			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	0			
		合計	人	148			
	負傷者	揺れ	人	955			
		うち屋内収容物	人	41			
		火災	人	5			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	1			
		屋外転倒物・落下物	人	0			
		合計	人	961			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 26,691	1 日後 24,962	1 週間後 15,685	1 か月後 2,067
	下水道	機能支障人口	人	直後 816	1 日後 640	1 週間後 217	1 か月後 28
	LP ガス	漏洩被害件数	件	17			
	電力	停電人口	人	直後 51,563	1 日後 14,385	1 週間後 171	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 48,462	1 日後 13,520	1 週間後 160	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 A	1 日後 D	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 5,444	1 週間後 8,005	1 か月後 5,444
	避難所内		人		1 日後 3,267	1 週間後 4,002	1 か月後 1,633
	避難所外		人		1 日後 2,178	1 週間後 4,002	1 か月後 3,811

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

イ 首都直下地震（M7 クラス立川市直下）

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	66			
		半壊棟数	棟	580			
	揺れ	全壊棟数	棟	120			
		半壊棟数	棟	514			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	1			
		半壊棟数	棟	3			
	火災	焼失棟数	棟	-			
	合計	全壊棟数	棟	188			
		半壊棟数	棟	1,096			
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	6			
		うち屋内収容物	人	0			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	7			
	負傷者	揺れ	人	79			
		うち屋内収容物	人	5			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	79			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 3,043	1 日後 2,632	1 週間後 1,123	1 か月後 11
	下水道	機能支障人口	人	直後 225	1 日後 134	1 週間後 12	1 か月後 11
	LP ガス	漏洩被害件数	件	-			
	電力	停電人口	人	直後 18,681	1 日後 1,398	1 週間後 0	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 17,558	1 日後 1,314	1 週間後 0	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 D	1 日後 E	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 454	1 週間後 621	1 か月後 454
	避難所内		人		1 日後 272	1 週間後 311	1 か月後 136
	避難所外		人		1 日後 182	1 週間後 311	1 か月後 318

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

ウ 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	30			
		半壊棟数	棟	286			
	揺れ	全壊棟数	棟	543			
		半壊棟数	棟	1,284			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	1			
		半壊棟数	棟	2			
	火災	焼失棟数	棟	-			
	合計	全壊棟数	棟	573			
		半壊棟数	棟	1,572			
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	26			
		うち屋内収容物	人	0			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	26			
	負傷者	揺れ	人	238			
		うち屋内収容物	人	3			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	238			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 1,679	1 日後 1,430	1 週間後 606	1 か月後 10
	下水道	機能支障人口	人	直後 93	1 日後 55	1 週間後 5	1 か月後 5
	LP ガス	漏洩被害件数	件	-			
	電力	停電人口	人	直後 10,207	1 日後 738	1 週間後 1	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 9,593	1 日後 693	1 週間後 1	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 E	1 日後 E	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 1,068	1 週間後 1,068	1 か月後 1,068
	避難所内		人		1 日後 641	1 週間後 534	1 か月後 320
	避難所外		人		1 日後 427	1 週間後 534	1 か月後 747

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

エ 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間 (case3)

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	64			
		半壊棟数	棟	567			
	揺れ	全壊棟数	棟	672			
		半壊棟数	棟	1,370			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	2			
		半壊棟数	棟	5			
	火災	焼失棟数	棟				
	合計	全壊棟数	棟	738			
半壊棟数		棟	1,942				
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	31			
		うち屋内収容物	人	1			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	0			
		合計	人	31			
	負傷者	揺れ	人	271			
		うち屋内収容物	人	13			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	1			
		屋外転倒物・落下物	人	0			
		合計	人	272			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 10,519	1 日後 9,631	1 週間後 5,486	1 か月後 534
	下水道	機能支障人口	人	直後 305	1 日後 202	1 週間後 38	1 か月後 14
	LP ガス	漏洩被害件数	件	2			
	電力	停電人口	人	直後 30,802	1 日後 5,345	1 週間後 32	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 28,950	1 日後 5,023	1 週間後 30	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 B	1 日後 E	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 1,360	1 週間後 2,392	1 か月後 1,360
	避難所内		人		1 日後 816	1 週間後 1,196	1 か月後 408
	避難所外		人		1 日後 544	1 週間後 1,196	1 か月後 952

被害が最大になるCase3の計算結果を抜粋。

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

オ 曽根丘陵断層帯 (case4)

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	88			
		半壊棟数	棟	763			
	揺れ	全壊棟数	棟	11,359			
		半壊棟数	棟	7,596			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	4			
		半壊棟数	棟	6			
	火災	焼失棟数	棟	395			
	合計	全壊棟数	棟	11,845			
		半壊棟数	棟	8,366			
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	476			
		うち屋内収容物	人	11			
		火災	人	14			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	0			
		合計	人	491			
	負傷者	揺れ	人	2,587			
		うち屋内収容物	人	166			
		火災	人	11			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	3			
		屋外転倒物・落下物	人	0			
		合計	人	2,602			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 55,097	1 日後 53,757	1 週間後 42,779	1 か月後 11,415
	下水道	機能支障人口	人	直後 1,768	1 日後 1,590	1 週間後 900	1 か月後 120
	LP ガス	漏洩被害件数	件	23			
	電力	停電人口	人	直後 63,274	1 日後 39,337	1 週間後 1,488	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 59,469	1 日後 36,971	1 週間後 1,399	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 A	1 日後 A	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 17,689	1 週間後 23,961	1 か月後 17,689
	避難所内		人		1 日後 10,613	1 週間後 11,981	1 か月後 5,307
	避難所外		人		1 日後 7,075	1 週間後 11,981	1 か月後 12,382

被害が最大になるCase4の計算結果を抜粋。

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

カ 扇山断層

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	14			
		半壊棟数	棟	139			
	揺れ	全壊棟数	棟	3			
		半壊棟数	棟	20			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	1			
		半壊棟数	棟	3			
	火災	焼失棟数	棟	-			
	合計	全壊棟数	棟	17			
		半壊棟数	棟	162			
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	0			
		うち屋内収容物	人	0			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	0			
	負傷者	揺れ	人	3			
		うち屋内収容物	人	2			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	3			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 767	1 日後 631	1 週間後 242	1 か月後 2
	下水道	機能支障人口	人	直後 96	1 日後 57	1 週間後 5	1 か月後 5
	LP ガス	漏洩被害件数	件	-			
	電力	停電人口	人	直後 6,173	1 日後 331	1 週間後 0	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 5,801	1 日後 311	1 週間後 0	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 E	1 日後 E	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 53	1 週間後 100	1 か月後 53
	避難所内		人		1 日後 32	1 週間後 50	1 か月後 16
	避難所外		人		1 日後 21	1 週間後 50	1 か月後 37

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

キ 身延断層 (case2)

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	2			
		半壊棟数	棟	18			
	揺れ	全壊棟数	棟	0			
		半壊棟数	棟	0			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	0			
		半壊棟数	棟	1			
	火災	焼失棟数	棟	-			
	合計	全壊棟数	棟	2			
半壊棟数		棟	19				
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	0			
		うち屋内収容物	人	0			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	0			
	負傷者	揺れ	人	0			
		うち屋内収容物	人	0			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	0			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 181	1 日後 145	1 週間後 50	1 か月後 0
	下水道	機能支障人口	人	直後 59	1 日後 35	1 週間後 3	1 か月後 3
	LP ガス	漏洩被害件数	件	-			
	電力	停電人口	人	直後 1,780	1 日後 78	1 週間後 -	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 1,673	1 日後 74	1 週間後 0	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 E	1 日後 E	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 6	1 週間後 17	1 か月後 6
	避難所内		人		1 日後 4	1 週間後 9	1 か月後 2
	避難所外		人		1 日後 2	1 週間後 9	1 か月後 4

被害が最大になるCase2の計算結果を抜粋。

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

ク 塩沢断層帯（独自ケース）

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	3			
		半壊棟数	棟	29			
	揺れ	全壊棟数	棟	21			
		半壊棟数	棟	97			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	1			
		半壊棟数	棟	1			
	火災	焼失棟数	棟	-			
	合計	全壊棟数	棟	24			
		半壊棟数	棟	128			
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	1			
		うち屋内収容物	人	0			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	1			
	負傷者	揺れ	人	15			
		うち屋内収容物	人	1			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	15			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 250	1 日後 200	1 週間後 69	1 か月後 0
	下水道	機能支障人口	人	直後 111	1 日後 66	1 週間後 6	1 か月後 6
	LP ガス	漏洩被害件数	件	-			
	電力	停電人口	人	直後 2,438	1 日後 108	1 週間後 0	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 2,291	1 日後 101	1 週間後 0	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 E	1 日後 E	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 55	1 週間後 59	1 か月後 55
	避難所内		人		1 日後 33	1 週間後 29	1 か月後 17
	避難所外		人		1 日後 22	1 週間後 29	1 か月後 39

被害が最大になる独自ケースの計算結果を抜粋。

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

ケ 富士川河口断層帯

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	47			
		半壊棟数	棟	432			
	揺れ	全壊棟数	棟	1,395			
		半壊棟数	棟	2,264			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	2			
		半壊棟数	棟	4			
	火災	焼失棟数	棟	-			
	合計	全壊棟数	棟	1,444			
		半壊棟数	棟	2,700			
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	66			
		うち屋内収容物	人	0			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	66			
	負傷者	揺れ	人	484			
		うち屋内収容物	人	9			
		火災	人	0			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	485			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 4,147	1 日後 3,687	1 週間後 1,841	1 か月後 114
	下水道	機能支障人口	人	直後 270	1 日後 172	1 週間後 26	1 か月後 13
	LP ガス	漏洩被害件数	件	0			
	電力	停電人口	人	直後 18,522	1 日後 1,979	1 週間後 12	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 17,408	1 日後 1,860	1 週間後 11	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 D	1 日後 E	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 2,465	1 週間後 2,465	1 か月後 2,465
	避難所内		人		1 日後 1,479	1 週間後 1,232	1 か月後 739
	避難所外		人		1 日後 986	1 週間後 1,232	1 か月後 1,725

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

コ 首都直下地震（M8 クラス相模トラフ）

項目	被害内容		単位	被害量			
建物被害 (冬 18 時、8m/s)	液状化	全壊棟数	棟	88			
		半壊棟数	棟	767			
	揺れ	全壊棟数	棟	28			
		半壊棟数	棟	95			
	急傾斜地崩壊	全壊棟数	棟	3			
		半壊棟数	棟	7			
	火災	焼失棟数	棟	381			
	合計	全壊棟数	棟	500			
		半壊棟数	棟	868			
人的被害 (冬 18 時、8m/s)	死者	揺れ	人	2			
		うち屋内収容物	人	0			
		火災	人	8			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀・自動販売機の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	10			
	負傷者	揺れ	人	15			
		うち屋内収容物	人	1			
		火災	人	7			
		急傾斜地	人	0			
		ブロック塀等の転倒	人	0			
		屋外転倒物・落下物	人	-			
		合計	人	22			
ライフライン被害 (冬 18 時)	上水道	断水人口	人	直後 796	1 日後 719	1 週間後 374	1 か月後 23
	下水道	機能支障人口	人	直後 483	1 日後 351	1 週間後 94	1 か月後 19
	LP ガス	漏洩被害件数	件	6			
	電力	停電人口	人	直後 2,327	1 日後 376	1 週間後 3	1 か月後 -
	固定電話	通信支障回線数	回線	直後 2,187	1 日後 353	1 週間後 3	1 か月後 0
	携帯電話	不通ランク	-	直後 E	1 日後 E	1 週間後 E	1 か月後 E
避難者数 (冬 18 時、8m/s)	全避難者数		人		1 日後 774	1 週間後 774	1 か月後 774
	避難所内		人		1 日後 464	1 週間後 387	1 か月後 232
	避難所外		人		1 日後 310	1 週間後 387	1 か月後 542

「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値。

携帯電話の不通ランクは、A～Eの5段階評価であり、Aほど通信が困難な状態を示す。

第2章 災害予防関連資料

第1節 防災組織に関する資料

第1 笛吹市防災会議条例

笛吹市防災会議条例	
-----------	---

第2 笛吹市防災会議委員名簿

笛吹市防災会議条例第3条			職名
第2項	会長	会長は、市長をもって充てる。	市長
第5項	第1号委員	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	甲府地方気象台長
	第2号委員	山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	山梨県峡東地域県民センター所長
	第3号委員	山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者	笛吹警察署長
	第4号委員	市長がその部内の職員のうちから指名する者	副市長 総務部長、総合政策部長、市民環境部長 保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長 公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防長
	第5号委員	教育長	教育長
	第6号委員	消防団長	笛吹市消防団長
	第7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	東日本電信電話(株)山梨支店支店長 東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社 甲府事務所次長(渉外担当) 石和郵便局長 笛吹市医師会長 日本赤十字社笛吹支部長
	第8号委員	自主防災組織を代表する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者	笛吹市連合区長会長 笛吹市商工会事務局長 笛吹市社会福祉協議会事務局長

第2節 避難場所に関する資料

第1 緊急避難場所及び避難所の選定基準

災害対策基本法施行令 第二十条の三及び六



第2 避難道路の選定条件

次の基準に基づき、選定するものとする。

- ①避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- ②避難道路の選択に当たっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- ③避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- ④誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

第3 防災活動拠点一覧

拠点名	施設名
災害対策活動拠点	市役所
各支所	石和は本館2階、御坂・一宮・八代・境川・春日居・芦川は各支所
本部代替施設拠点	第1候補御坂支所、第2候補八代支所、第3候補一宮支所
避難拠点	指定避難所・指定緊急避難場所
福祉避難拠点	八代福祉センターほか福祉避難所指定施設
物資備蓄拠点	防災倉庫、水防倉庫
物資集積拠点	いちのみや桃の里スポーツ公園総合体育館
物資輸送拠点	飛行場外離着陸場等、ヘリコプター主要発着場
応援受入拠点	自衛隊宿泊予定施設
医療活動拠点	市内各医療機関
消防活動拠点	笛吹市消防本部、消防団詰所

第 4 市指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

市指定避難所等一覧 笛吹市ホームページ	
------------------------	---

No.	施設名	指定避難所				指定緊急避難場所				指定避難所 対象行政区
		区分	災害種別			区分	災害種別			
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震		洪水	土砂 災害	地震	
1	石和南小学校 石和町市部 720 (055-262-2809)	校舎・ 体育館	×	○	○	グラウンド	×	○	○	地震：石和町(東町 (笛吹川右岸)、仲 町、西町、窪中 島、四日市場)
2	石和東小学校 石和町中川 478 (055-262-2056)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：石和町(上平 井、中川、川中島 (荒屋地区)) 水害：石和町(川中 島、八田、山崎、 松本、駅前、山岸) 土砂災害：石和町 (山岸)
3	石和北小学校 石和町松本 1442-20 (055-263-2838)	校舎・ 体育館	×	○	○	グラウンド	×	○	○	地震：石和町(川中 島(荒屋地区を除 く)、八田、山崎、 松本、駅前、山岸)
4	富士見小学校 石和町今井 10 (055-262-3340)	校舎・ 体育館	×	○	○	グラウンド	×	○	○	地震：石和町(東高 橋、今井、河内、 砂原、井戸、東油 川、恵比寿)
5	石和西小学校 石和町唐柏 360 (055-261-2711)	校舎・ 体育館	×	○	○	グラウンド	×	○	○	地震：石和町(唐 柏)
6	石和中学校 石和町小石和 716 (055-262-2225)	校舎・ 体育館	×	○	○	グラウンド	×	○	○	地震：石和町(広 瀬)
7	スコレーセンター 石和町広瀬 626- 1 (055-263-7959)	施設	×	○	○					地震：石和町(小石 和)
8	笛吹高校 石和町市部 3 (055-262-2135)	校舎・ 体育館	○	○	○					地震及び水害：石 和町(東町(笛吹川 左岸)、日の出、下 平井、向田)、御坂 町(下成田)
9	御坂西小学校 御坂町夏目原 592- 1 (055-262-3042)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：御坂町(二之 宮、夏目原、金川 原、井之上、下井 之上) 水害：石和町(東町 (笛吹川右岸)、仲 町、西町、窪中 島、四日市場)

No.	施設名	指定避難所				指定緊急避難場所				指定避難所 対象行政区
		区分	災害種別			区分	災害種別			
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震		洪水	土砂 災害	地震	
10	御坂児童センター 御坂町栗合 372-12 (055-261-8688)	施設	○	○	○					地震：御坂町(八千蔵、栗合) 土砂災害：御坂町(藤野木、新田、立沢、戸倉、十郎、新上宿、坂野、道場、駒留、若宮、八反田、下黒駒)
11	御坂中学校 御坂町下野原 1257 (055-262-3003)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：御坂町(尾山、下野原、蕎麦塚、竹居、大野寺、二階) 水害：石和町(小石和) 土砂災害：御坂町(尾山、竹居、大野寺、二階)
12	御坂東小学校 御坂町上黒駒 1692 (055-264-2014)	校舎・ 体育館	○	×	○	グラウンド	○	×	○	地震：御坂町(藤野木、新田、立沢、戸倉、十郎、新上宿、坂野、道場、駒留、若宮、八反田、下黒駒)
13	みさかの湯 御坂町成田 2200 (055-261-6166)	施設	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：御坂町(成田、国衙)
14	一宮中学校 一宮町末木 801 (0553-47-0044)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：一宮町(下矢作、小城、北都塚、一ノ宮、末木、本都塚、国分) 水害：一宮町(下矢作、小城) 土砂災害：一宮町(一ノ宮)
15	一宮西小学校 一宮町東原 330-2 (0553-47-0008)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：一宮町(竹原田、金田、東原、坪井、田中) 水害：一宮町(坪井、田中)
16	一宮南小学校 一宮町土塚 655-2 (0553-47-0046)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：一宮町(市之蔵、新巻、塩田、神沢、東新居、狐新居、金沢、土塚、石、千米寺) 水害：一宮町(市之蔵、新巻、塩田、神沢、東新居、狐新居、金沢、土塚、石)

No.	施設名	指定避難所				指定緊急避難場所				指定避難所 対象行政区
		区分	災害種別			区分	災害種別			
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震		洪水	土砂 災害	地震	
17	一宮北小学校 一宮町中尾 933 (0553-47-0074)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：一宮町(地藏堂、中尾、南野呂、北野呂、上矢作) 水害：一宮町(北野呂、上矢作)
18	八代総合会館 八代町南 527 (055-265-4011)	施設	○	○	○					地震及び水害：八代町(増田) 土砂災害：芦川町(上芦川、新井原、中芦川、鶯宿)
19	若彦路ふれあいスポーツ館 八代町南 457 (055-265-4650)	体育館	○	○	○					地震：八代町(南、北) 水害：八代町(南、北)、石和町(唐柏)
20	浅川中学校 八代町岡 1111 (055-265-2449)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：八代町(岡、永井、米倉) 土砂災害：八代町(岡、米倉)
21	八代小学校 八代町岡 780 (055-265-2021)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震及び土砂災害：八代町(高家、竹居、奈良原) 水害：石和町(広瀬)
22	境川スポーツセンター体育館 境川町三柵 7 (055-266-2022)	体育館	○	○	○					地震：境川町(石橋、三柵、大坪、境) 水害：境川町(石橋、三柵、大坪、境)、石和町(東高橋、今井、河内、砂原、井戸、東油川、恵比寿) 土砂災害：境川町(石橋、三柵)
23	境川小学校 境川町小黒坂 1941 (055-266-2006)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震：境川町(大黒坂、小黒坂、小山、前間田) 水害：境川町(原) 土砂災害：境川町(大黒坂、小黒坂、小山、前間田、原、大窪、藤垜)
24	境川坊ヶ峯ふれあいセンター 境川町藤垜 2588 (055-266-5911)	施設	○	×	○					地震：境川町(原、大窪、藤垜)

No.	施設名	指定避難所				指定緊急避難場所				指定避難所 対象行政区
		区分	災害種別			区分	災害種別			
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震		洪水	土砂 災害	地震	
25	寺尾の湯 境川町寺尾 1534 (055-244-2614)	施設	○	○	○					地震及び土砂災害：境川町(上寺尾、中寺尾、間門) 水害：境川町(間門)
26	春日居小学校 春日居町桑戸 664 (0553-26-2164)	校舎・ 体育館	○	○	○	グラウンド	○	○	○	地震及び水害：春日居町(熊野堂下、熊野堂上、下岩下上、下岩下下、別田、桑戸北、桑戸西、桑戸中、桑戸東)
27	春日居中学校 春日居町鎮目 613-2 (0553-26-2024)	校舎・ 体育館	×	○	○	グラウンド	×	○	○	地震：春日居町(国府、鎮目上手、鎮目大俣、鎮目中、鎮目下町、鎮目山口、徳条)
28	春日居福祉保健センター 春日居町加茂 77- 1 (0553-26-6428)	施設	○	○	○					地震及び水害：春日居町(枝郷、寺本、加茂)
29	春日居福祉会館 春日居町寺本 142- 1 (0553-26-3667)	施設	○	○	○					地震及び水害：春日居町(小松)
30	芦川小学校 芦川町中芦川 835 (055-298-2015)	校舎・ 体育館	○	×	○	グラウンド	○	×	○	地震：芦川町(上芦川、新井原、中芦川、鶯宿)
31	(臨) 学びの杜みさか 御坂町夏目原 744 (055-263-0363)	施設	○	○	○					
32	(臨) 御坂体育館 御坂町尾山 5	体育館	○	○	○					
33	(臨) いちのみや桃の里ふれあい文化館 一宮町末木 921-1 (0553-47-6066)	施設	○	○	○					
34	(臨) 八代児童センター 八代町南 545-1 (055-265-2187)	施設	○	○	○					
35	(臨) 境川総合会館 境川町三柵 3 (055-266-2014)	施設	○	○	○					
36	(代) 春日居児童センター (代) 春日居学童児童ひろば 春日居町加茂 97-1 (0553-26-2866)	施設	○	○	○					水害：春日居町(国府)

No.	施設名	指定避難所				指定緊急避難場所				指定避難所 対象行政区
		区分	災害種別			区分	災害種別			
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震		洪水	土砂 災害	地震	
37	(代) あぐり情報ステーション 春日居町加茂 97-2 (0553-26-5511) (0553-26-5551)	施設	○	○	○					水害：春日居町(国府、鎮目上手、鎮目大俣、鎮目中、鎮目下町、鎮目山口、徳条) 土砂災害：春日居町(鎮目山口)

No31～35 の（臨）は、指定避難所で受け入れが出来なかった避難者を受け入れるため、臨時的に開設する避難所（臨時避難所）のこと。

No36 及び 37 の（代）は、水害のおそれがあり浸水区域内にある指定避難所（春日居中学校）を開設することが出来ず、当該指定避難所の避難者を代替で受け入れるために開設する避難所（代替避難所）のこと。

第5 福祉避難所一覧

No.	福祉避難所名	区分	住所	管理担当連絡先	災害種別		
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震
1	石和清流館	施設	石和町小石和 700	055-262-8686	×	○	○
2	なごみの湯	施設	石和町下平井 578	055-230-5551	○	○	○
3	御坂生涯学習センター	施設	御坂町栗合 372-1	055-263-0848	○	○	○
4	一宮児童館	施設	一宮町末木 798-1	0553-47-7952	○	○	○
5	八代福祉センター	施設	八代町南 326-1	055-265-5182	○	○	○
6	境川坊ヶ峯ふれあいセンター	施設	境川町藤堡 2588	055-266-5911	○	×	○
7	春日居福祉保健センター	施設	春日居町加茂 77-1	0553-26-6428	○	○	○
8	芦川ふれあいプラザ	施設	芦川町鶯宿 466-1	055-298-2170	○	○	○

第3節 救援に関する資料

第1 山梨県地震被害想定調査結果に示される本市の備蓄物資の需要量

物資	単位	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)		曾根丘陵断層帯 (Case4)	
		1日後(3日分)	1週間後(3日分)	1日後(3日分)	1週間後(3日分)
飲料水	リットル	225,000	141,000	483,000	384,000
食料	食	48,000	72,000	159,000	216,000
乳児用粉ミルク	グラム	15,000	21,900	48,000	66,000
毛布	枚	6,500	8,000	21,000	24,000
携帯トイレ・簡易トイレ	回	30,000	28,200	213,000	231,000
おむつ(乳児・小児用)	枚	2,640	3,900	8,700	11,700
おむつ(大人用)	枚	660	960	2,130	2,880
生理用品		3,600	5,400	12,000	16,200

第2 食料等備蓄状況

(令和5年10月1日現在)

1 食料関係

備蓄品名	単位	石和	御坂	一宮	八代	境川	春日居	芦川	合計
アルファ米 (アレルギー対応27品目)	食	25,000	11,950	10,000	7,750	4,000	6,750	600	66,050
保存水 (500ml ペットボトル)	本	8,088	3,144	2,376	2,112	1,152	1,920	96	18,888
粉ミルク (スティックタイプ)	回	0	0	0	0	0	0	0	0
10年保存クッキー	食	2,200	100	200	25	200	0	0	2,725

2 備品関係

備蓄品名	単位	石和	御坂	一宮	八代	境川	春日居	芦川	合計
災害用毛布	枚	2,280	2,150	1,900	1,140	650	450	0	8,570
災害用簡易毛布	枚	0	0	0	0	0	0	200	200
災害用寝袋	袋	168	0	0	0	9	0	0	177
テント	張	48	6	6	24	5	5	0	94
エアーマット（マット）	個	240	120	60	120	120	120	116	896
エアーマット（カバー）	個	240	120	60	120	120	120	120	900
エアーマット用空気入れ	個	4	2	1	2	0	2	0	11
災害用トイレ（便座）	個	66	26	5	16	20	20	1	154
災害用トイレ（凝固剤）	個	19,600	10,000	7,000	8,400	4,400	6,400	1,000	56,800
災害用トイレ（テント）	張	5	5	4	4	4	4	1	27
成人オムツ（L）	個	888	104	104	344	104	104	120	1,768
成人オムツ（M）	個	996	120	120	384	120	120	120	1,980
子ども用オムツ（L）	個	816	216	216	432	0	0	0	1,680
子ども用オムツ（M）	個	1,034	256	256	512	0	0	0	2,058
子ども用オムツ（S）	個	1,004	328	328	656	0	0	0	2,316
生理用ナプキン	個	1,012	0	0	86	0	2,600	0	3,698
トイレトペーパー	個	540	0	0	0	0	672	0	1,212
ティッシュペーパー	箱	40	0	0	90	0	0	0	130
使い捨て哺乳瓶	個	596	200	200	392	100	200	100	1,788
ブルーシート（5.4m×5.4m）	枚	240	150	150	120	168	204	25	1,057
ブルーシート（1.8m×1.8m）	枚	1,610	70	50	50	50	60	10	1,900
LEDランタン	個	17	0	2	20	7	14	3	63
懐中電灯	個	0	0	0	0	5	0	0	5
充電式懐中電灯	個	0	0	0	0	10	40	0	50
発電機	機	10	1	0	6	7	5	5	34
投光機	基	9	0	0	6	7	6	1	29
担架	台	1	0	0	2	2	0	3	8
応急救護セット	個	4	0	0	0	3	30	0	37
組立槽飲料用	基	0	0	0	0	1	0	0	1
飲料水保管容器	個	0	0	0	6	1	0	0	7
飲料水保管袋	袋	0	0	0	400	100	2,500	0	3,000
カセットコンロ	台	43	0	0	12	5	30	4	94
カセットコンロ用ガス缶	本	420	0	0	279	48	144	0	891
救命ロープ	本	0	0	0	0	4	0	0	4
リヤカー	台	1	0	0	2	1	0	0	4

備蓄品名	単位	石和	御坂	一宮	八代	境川	春日居	芦川	合計
工具セット	個	1	0	0	3	0	0	0	4
三角巾	枚	900	0	0	0	0	0	0	900
ジャッキ	機	0	0	0	0	2	0	0	2
ハンドマイク	本	5	0	0	7	2	0	0	14
コードリール	個	8	0	0	14	7	4	2	35
厚板カマド	個	0	0	0	0	0	1	0	1
ナベ	個	0	0	0	0	0	54	4	58
タライ	個	0	0	0	0	0	32	0	32
ポット（魔法瓶）	個	13	0	3	12	4	4	1	37
災害用移動炊飯器（LPG）	個	1	0	0	3	0	0	0	4
感染症キット	セット	0	0	0	10	0	0	0	10
エアーマット	個	3	0	0	0	3	0	0	6
テント用クッション	枚	30	10	0	8	8	8	0	64
エアーマット	個	12	0	0	0	0	0	0	12
石油ストーブ	基	21	0	0	43	0	0	5	69
プロパン用ガス台	本	5	0	0	0	0	0	0	5
ベビーベッド	台	0	0	0	0	0	0	5	5
養生シート	巻	0	0	0	0	0	0	5	5
段ボールパーティション	式	1	0	1	1	0	1	1	5
軍用スコップ	本	0	0	9	4	4	4	0	21
キャンプ食器セット	式	0	0	3	0	8	2	0	13
簡易ベッド（折りたたみ）	基	8	5	0	4	4	4	4	29
やかん	個	13	0	0	12	0	0	0	25
電気メカホン	個	3	0	0	6	0	0	0	9
バケツ	個	10	0	0	20	0	0	0	30
ポリタンク（20L）（水）	個	21	0	0	19	0	0	0	40
ポリタンク（20L）（灯油）	個	1	0	0	2	0	0	0	3
携行缶（20L）（ガソリン）	個	1	0	0	2	0	0	0	3
ラジオ	個	5	0	0	10	0	0	0	15
コードリール（30m）	個	5	0	0	10	0	0	0	15
延長コード	個	5	0	0	10	0	0	0	15
マスク	枚	650	0	0	750	0	0	0	1,400
ごみ袋（笛吹市可燃ごみ）	枚	60	0	0	120	0	0	0	180
標識ロープ（200m）	本	1	0	0	2	0	0	0	3
作業用扇風機	台	16	0	0	43	0	0	0	59
アルカリ電池 単1 10本	本	100	0	0	200	0	0	0	300

備蓄品名	単位	石和	御坂	一宮	八代	境川	春日居	芦川	合計
アルカリ電池 単2 10本	本	100	0	0	200	0	0	0	300
アルカリ電池 単3 40本	本	240	0	0	480	0	0	0	720
アルカリ電池 単4 40本	本	240	0	0	480	0	0	0	720
足踏み式消毒スタンド	台	2	0	0	4	0	0	0	6
トイレ用ポリBOX	個	10	0	0	20	0	0	0	30
台車	台	2	0	0	4	0	0	0	6
USB ハブ	個	1	0	0	2	0	0	0	3

第3 水防倉庫設置場所及び資材器材の備蓄状況

1 石和町地内

(1) 設置箇所

設置箇所	設置場所住所	管理責任者	河川名	坪数
小石和	石和町小石和 289-1	建設部長	笛吹川右岸	26
四日市場	石和町四日市場 1359-1	建設部長	笛吹川右岸	10

(2) 資材器材及び数量

設置箇所 品 名	小石和	四日市場	合計
スコップ	43 丁	40 丁	83 丁
ツルハシ	1 丁	10 丁	11 丁
唐ぐわ	5 丁	5 丁	10 丁
か け 矢	5 丁	4 丁	9 丁
と び		5 本	5 本
金 づ ち		5 丁	5 丁
八 番 線	10 巻	21 巻	31 巻
空 俵	300 俵		300 俵
防 水 シ ー ト	50 枚	70 枚	120 枚
蛇 籠	80 本	90 本	170 本
ナ タ	18 丁	10 丁	28 丁
照 明 具	1 丁	10 台	11 台
ペ ン チ	9 丁	10 丁	19 丁
鎌 (大)	30 丁	40 丁	70 丁
鎌 (小)	40 丁	43 丁	83 丁
鋸 (大)		5 丁	5 丁
鋸 (小)	3 丁	8 丁	11 丁
トランシーバー			
発 電 機		2 台	2 台
カ ッ タ ー	12 丁	8 丁	20 丁
大 ハ ン マ ー	14 丁	10 丁	24 丁
材 木	65 本	30 本	95 本
草 刈 機			
チェーンソー		1 台	1 台
金 テ コ			
三 本 刃	2 丁		2 丁
鋤 簾	2 丁	5 丁	7 丁
スチールレイキ			
ト ラ ロ ー プ	4 巻	2 巻	6 巻
木 杭	20 本	9 本	29 本
シ ノ	15 丁	5 丁	20 丁
バ リ ケ ー ド	10 基	13 基	23 基
鉄 杭	60 本	150 本	210 本
縄	12 巻	4 巻	16 巻
む し ろ			
竹 棒	30 本		30 本
土 嚢 袋	400 枚	2,800 枚	3,200 枚
土嚢袋 (1 t)		30 枚	30 枚

2 御坂町地内

(1) 設置箇所

設置箇所	設置場所住所	管理責任者	河川名	坪数
旧御坂支所第2駐車場	御坂町栗合 346	御坂支所長	御坂一級河川	5

(2) 資材器材及び数量

設置箇所 品 名	旧御坂支所 第2駐車場	合計	設置箇所 品 名	旧御坂支所 第2駐車場	合計
スコップ	50 丁	50 丁	カッター	5 丁	5 丁
ツルハシ	8 丁	8 丁	大ハンマー	2 丁	2 丁
唐ぐわ	12 丁	12 丁	材 木	150 本	150 本
かけ矢	8 丁	8 丁	草刈機		
とび	3 本	3 本	チェーンソー	2 台	2 台
金づち	13 丁	13 丁	金 テ コ	2 丁	2 丁
八 番 線	8 巻	8 巻	三 本 刃		
空 俵			鋤 簾	6 丁	6 丁
防 水 シ ー ト	24 枚	24 枚	スチールレイキ	5 丁	5 丁
蛇 籠	20 本	20 本	トラロープ	39 巻	39 巻
ナ タ	10 丁	10 丁	木 杭	48 本	48 本
照 明 具	1 台	1 台	シ ノ	14 丁	14 丁
ペ ン チ	12 丁	12 丁	バリケード	19 基	19 基
鎌 (大)	4 丁	4 丁	鉄 杭	50 本	50 本
鎌 (小)	20 丁	20 丁	縄	2 巻	2 巻
鋸 (大)	4 丁	4 丁	む し ろ		
鋸 (小)	3 丁	3 丁	竹 棒		
トランシーバー			土 囊 袋	1,500 枚	1,500 枚
発 電 機			土 囊 袋 (1 t)	12 枚	12 枚

3 一宮町地内

(1) 設置箇所

設置箇所	設置場所住所	管理責任者	河川名	坪数
東原	一宮町東原 361-5	一宮支所長	金川右岸	6.5
市之蔵（第二）	一宮町市之蔵 1181-21	一宮支所長	金川右岸	6
塩田（第三）	一宮町塩田 1802	一宮支所長	金川右岸	6
坪井（第四）	一宮町坪井 1156	一宮支所長	金川右岸	6
上矢作（第五）	一宮町上矢作 952-5	一宮支所長	日川左岸	6
金沢（第六）	一宮町金沢 491-3	一宮支所長	田垂川・百田川	2.5

(2) 資材器材及び数量

設置箇所 品 名	東原	市之蔵	塩田	坪井	上矢作	金沢	合計
スコップ	41 丁	90 丁	48 丁	60 丁	66 丁	110 丁	415 丁
ツルハシ	17 丁	20 丁	13 丁	20 丁	28 丁	18 丁	114 丁
唐ぐわ							
かけ矢	8 丁	24 丁	4 丁	22 丁	23 丁	23 丁	104 丁
とび							
金づち							
八番線	30 巻	8 巻		9 巻	14 巻		61 巻
空俵	450 俵						450 俵
防水シート	50 枚	25 枚	21 枚	56 枚	30 枚	20 枚	202 枚
蛇籠	15 本	115 本		60 本	57 本		247 本
ナタ	9 丁				1 丁	1 丁	11 丁
照明具							
ペンチ		4 丁		4 丁	3 丁	2 丁	13 丁
鎌（大）							
鎌（小）	10 丁	11 丁			4 丁	17 丁	42 丁
鋸（大）		4 丁			2 丁		6 丁
鋸（小）	13 丁	28 丁	12 丁	11 丁	26 丁	18 丁	108 丁
トランシーバー							
発電機						1 台	1 台
カッター	4 丁	7 丁		8 丁	5 丁	4 丁	28 丁
大ハンマー		8 丁	12 丁	6 丁		5 丁	31 丁
材木	9 本						9 本
草刈機							
チェーンソー							
金テコ		4 丁	5 丁				9 丁
三本刃		4 丁					4 丁
鋤簾	16 丁	33 丁	20 丁	30 丁	40 丁	45 丁	184 丁
スチールレイキ		7 丁	4 丁				11 丁
トラロープ		20 巻	19 巻	20 巻	25 巻	15 巻	99 巻
木杭							
シノ	6 丁	5 丁					11 丁
バリケード		5 基					5 基
鉄杭	200 本		10 本	12 本	5 本		227 本
縄	2 巻		3 巻				5 巻
むしろ							
竹棒							
土嚢袋	400 枚				400 枚	2,400 枚	3,200 枚
土嚢袋（1 t）							

4 八代町地内

(1) 設置箇所

設置箇所	設置場所住所	管理責任者	河川名	坪数
南	八代町南 543-1	八代支所長	藤沢川	8
北	八代町北 461-4	八代支所長	天川、堀川	10
高家	八代町高家 308-3	八代支所長	堀川、竜蛇川	6
岡	八代町岡 605-1	八代支所長	浅川、四ッ沢川	11
増利	八代町増利 1-1	八代支所長	浅川、新堀川	10
米倉	八代町米倉 352	八代支所長	浅川、竜安寺川、大谷沢川	16
竹居	八代町竹居 701-1	八代支所長	浅川、堀川	6
奈良原	八代町奈良原 358	八代支所長	浅川、堀川	10

(2) 資材器材及び数量

品 名	南	北	高家	岡	増田	米倉	竹居	奈良原
スコップ	3丁	6丁	4丁	4丁	4丁	3丁	5丁	4丁
ツルハシ	18丁	3丁	2丁	2丁	4丁			2丁
唐ぐわ	6丁			1丁		1丁	4丁	
かけ矢	3丁	2丁	1丁		1丁		1丁	1丁
金づち					2丁			
八番線	350kg	250kg	50kg	50kg	50kg	50kg	100kg	300kg
空俵	200俵	600俵	400俵	200俵	500俵	200俵	300俵	200俵
防水シート	4枚					1枚	2枚	
蛇籠	18本	24本	12本	12本	12本	12本	6本	6本
ナタ	7丁	3丁	2丁	2丁	3丁			3丁
照明具			1台	2台	2台			
ペンチ	2丁	1丁		1丁				1丁
鎌			2丁	1丁	3丁			
鋸	4丁	2丁	2丁	3丁	3丁			2丁
トランシーバー								
発電機			1基	1基				
カッター	1丁	4丁	1丁	1丁	2丁			
大ハンマー					1本			
材木								
フオーク								
草刈機								
チェーンソー	1台							
金テコ								
三本刃	4丁							
鋤簾				1丁	1丁	2丁	1丁	1丁
スチールレイキ								
トラロープ	2巻	1巻	1巻					
木机								
シノ	14本	1本	3本	4本	3本			
バリケード	14巻							
鉄線	500kg	50kg	200kg	100kg	300kg	150kg	150kg	100kg
縄	12巻		1巻	2巻			1巻	

設置箇所 品 名	南	北	高家	岡	増田	永井	米倉	竹居	奈良原	合計
ス コ ッ プ	7 丁	5 丁	4 丁	5 丁	5 丁	4 丁	3 丁	5 丁	3 丁	41 丁
ツ ル ハ シ	17 丁	3 丁	1 丁	5 丁				2 丁	2 丁	30 丁
唐 ぐ わ	3 丁			4 丁			2 丁	4 丁		13 丁
か け 矢	3 丁	2 丁		1 丁	1 丁			2 丁	1 丁	10 丁
と び										
金 づ ち					1 丁					1 丁
八 番 線	14 巻	6 巻	2 巻	3 巻	6 巻	2 巻	6 巻	4 巻	12 巻	55 巻
空 俵	600 俵									600 俵
防 水 シ ー ト	8 枚	4 枚	3 枚		5 枚		3 枚	5 枚		28 枚
蛇 籠	18 本	24 本		12 本	12 本		12 本	6 本	6 本	90 本
ナ タ	6 丁	3 丁	2 丁	2 丁				5 丁	1 丁	19 丁
照 明 具			2 台	3 台	2 台			2 台		9 台
ペ ン チ	5 丁	2 丁	2 丁					4 丁	4 丁	17 丁
鎌 (大)	13 丁			2 丁			5 丁			20 丁
鎌 (小)	8 丁		2 丁	3 丁			7 丁	6 丁		26 丁
鋸 (大)										丁
鋸 (小)	1 丁	4 丁	2 丁	3 丁		2 丁		9 丁	3 丁	24 丁
トランシーバー										
発 電 機			1 台	1 台						2 台
カ ッ タ ー	6 丁	3 丁	2 丁	2 丁	1 丁			6 丁	3 丁	27 丁
大 ハ ン マ ー	2 丁	1 丁			1 丁					4 丁
材 木										
草 刈 機										
チェーンソー	2 台							1 台		3 台
金 テ コ										
三 本 刃	4 丁									4 丁
鋤 簾				5 丁			2 丁	4 丁	1 丁	12 丁
スチールレイキ										
ト ラ ロ ー プ	4 巻	3 巻	1 巻	2 巻	2 巻	1 巻		1 巻	2 巻	16 巻
木 杭	10 本		30 本							40 本
シ ノ	14 丁	5 丁	3 丁	4 丁	4 丁			4 丁	6 丁	40 丁
バ リ ケ ー ド	15 基									15 基
鉄 杭	80 本	30 本			20 本			15 本		145 本
縄	8 巻		2 巻	2 巻	2 巻			3 巻	1 巻	18 巻
む し ろ				5 枚						5 枚
竹 棒	6 本									6 本
土 囊 袋	700 枚	1,500 枚	300 枚	600 枚	600 枚	400 枚	600 枚	400 枚		5,100 枚
土囊袋 (1 t)										

5 境川町地内

(1) 設置箇所

設置箇所	設置場所住所	管理責任者	河川名	坪数
笛吹市境川支所	境川町藤垜 2600	境川支所長	境川	9

(2) 資材器材及び数量

設置箇所			設置箇所		
品 名	境川支所	合計	品 名	境川支所	合計
スコップ	36 丁	36 丁	カッター	1 丁	1 丁
ツルハシ	4 丁	4 丁	大ハンマー	2 丁	2 丁
唐ぐわ			材 木		
かけ矢	3 丁	3 丁	草刈機	4 台	4 台
とび	1 本	1 本	チェーンソー	4 台	4 台
金づち	1 丁	1 丁	金 テ コ		
八 番 線	3 巻	3 巻	三 本 刃	1 丁	1 丁
空 俵	67 俵	67 俵	鋤 簾	4 丁	4 丁
防 水 シ ー ト	20 枚	20 枚	スチールレイキ		
蛇 籠			ト ラ ロ ー プ	5 巻	5 巻
ナ タ	9 丁	9 丁	木 杭	3 本	3 本
照 明 具	2 台	2 台	シ ノ	2 丁	2 丁
ペ ン チ	2 丁	2 丁	バ リ ケ ー ド	10 基	10 基
鎌 (大)	2 丁	2 丁	鉄 杭	30 本	30 本
鎌 (小)	11 丁	11 丁	縄	4 巻	4 巻
鋸 (大)			む し ろ		
鋸 (小)	4 丁	4 丁	竹 棒		
トランシーバー			土 囊 袋	2,400 枚	2,400 枚
発 電 機			土 囊 袋 (1 t)		

6 春日居町地内

(1) 設置箇所

設置箇所	設置場所住所	管理責任者	河川名	坪数
徳条	春日居町徳条 59-4	春日居支所長	平等川	5
鎮目	春日居町鎮目 651-2	春日居支所長	平等川	6

(2) 資材器材及び数量

設置箇所 品 名	徳条	鎮目	合計	設置箇所 品 名	徳条	鎮目	合計
スコップ	7 丁	7 丁	14 丁	カッター	3 丁	3 丁	6 丁
ツルハシ	3 丁	3 丁	6 丁	大ハンマー	3 丁	3 丁	6 丁
唐ぐわ				材 木	30 本		30 本
か け 矢	2 丁	2 丁	4 丁	草刈機			台
と び		4 本	4 本	チェーンソー		1 台	1 台
金 づ ち	1 丁	1 丁	2 丁	金 テ コ			丁
八 番 線	4 巻	3 巻	7 巻	三 本 刃			丁
空 俵	20 俵		20 俵	鋤 簾	4 丁	4 丁	8 丁
防 水 シ ー ト	5 枚	4 枚	9 枚	スチールレイキ			
蛇 籠	2 本	5 本	7 本	トラロープ	3 巻	3 巻	6 巻
ナ タ	5 丁	4 丁	9 丁	木 杭			
照 明 具			台	シ ノ	5 丁	5 丁	10 丁
ペ ン チ	5 丁	5 丁	10 丁	バリケード		10 基	10 基
鎌 (大)				鉄 杭		60 本	60 本
鎌 (小)	5 丁	14 丁	19 丁	縄	3 巻	1 巻	4 巻
鋸 (大)				む し ろ	50 枚	8 枚	58 枚
鋸 (小)				竹 棒	30 本		30 本
トランシーバー				土 囊 袋	300 枚	1,000 枚	1,300 枚
発 電 機				土囊袋 (1 t)			枚

7 芦川町地内

(1) 設置箇所

設置箇所	設置場所住所	管理責任者	河川名	坪数
芦川町中芦川	芦川町中芦川 1082	芦川支所長	芦川	18

(2) 資材器材及び数量

設置箇所 品 名	芦川町 備蓄倉庫	合計	設置箇所 品 名	芦川町 備蓄倉庫	合計
スコップ	15 丁	15 丁	カッター	5 丁	5 丁
ツルハシ	4 丁	4 丁	大ハンマー	3 丁	3 丁
唐ぐわ			材 木		
かけ矢	2 丁	2 丁	草刈機	3 台	3 台
とび	1 本	1 本	チェーンソー	4 台	4 台
金づち	3 丁	3 丁	金 テ コ		
八 番 線	3 巻	3 巻	三 本 刃		
空 俵			鋤 簾		
防 水 シ ー ト	15 枚	15 枚	スチールレイキ		
蛇 籠			ト ラ ロ ー プ	1 巻	1 巻
ナ タ	2 丁	2 丁	木 杭		
照 明 具	5 台	5 台	シ ノ	6 丁	6 丁
ペ ン チ	3 丁	3 丁	バ リ ケ ー ド	12 基	12 基
鎌 (大)	3 丁	3 丁	鉄 杭	27 本	27 本
鎌 (小)	1 丁	1 丁	縄	2 巻	2 巻
鋸 (大)			む し ろ		
鋸 (小)	9 丁	9 丁	竹 棒		
トランシーバー			土 囊 袋	150 枚	150 枚
発 電 機			土 囊 袋 (1 t)		

第4 飛行場外離着陸場等一覧

(令和5年4月1日現在)

場外離着陸場		緊急離着陸場	
1	芦川第1場外離着陸場	1	笛吹市八代ふるさと公園
		2	芦川第2場外離着陸場
		3	笛吹市春日居スポーツ公園
		4	笛吹市石和清流公園
		5	金川の森・治水広場
		6	八代小学校グラウンド
		7	境川小学校グラウンド
		8	ウインズ石和場外馬券場駐車場
		9	笛吹市境川スポーツセンターグラウンド
		10	笛吹市芦川スポーツ広場
		11	甲府・峡東クリーンセンター多目的広場

第5 笛吹市消防本部管内 ドクターヘリランデブーポイント一覧

(令和5年4月1日現在)

共通呼称	離着陸場名	地表面	散水の必要	連絡先
笛吹1	八代ふるさと公園	芝	無	ふるさと公園管理事務所 055-265-4977 (株)アセラ技建
笛吹2	芦川第2 場外離着陸場	アスファルト	無	笛吹市役所 055-262-4111
笛吹3	笛吹市石和清流公園	芝	無	笛吹市スコレーセンター 055-263-7959
笛吹4	ウインズ石和場外馬券場駐車場	アスファルト	無	日本中央競馬会ウインズ石和 055-263-6866
笛吹5	金川の森治水広場	芝	無	金川の森管理事務所 0553-47-2805
笛吹6	八代小学校グラウンド	土	有	八代小学校 055-265-2021
笛吹7	春日居スポーツ広場	土	有	春日居スポーツ広場 0553-26-3773
笛吹8	境川小学校グラウンド	土	有	境川小学校 055-266-2006
笛吹9	境川スポーツセンターグラウンド	土	有	財) ふえふき文化・スポーツ振興財団 055-266-2014 (境川総合会館)
笛吹10	春日居小学校グラウンド	土	有	春日居小学校 0553-26-2154
笛吹11	御坂東小学校グラウンド	土	有	御坂東小学校 055-264-2014
笛吹12	御坂中学校グラウンド	土	有	御坂中学校 055-262-3003
笛吹13	いちのみや桃の里スポーツ公園グラウンド	土	有	一般社団法人管理プロやまなし 0553-47-3112
笛吹14	一宮南小学校グラウンド	土	有	一宮南小学校 0553-47-0046
笛吹15	八代中央スポーツ広場	土	有	財)ふえふき文化・スポーツ振興財団 055-265-4011 (八代総合会館)
笛吹16	石和北小学校グラウンド	土	有	石和北小学校 055-263-2838
笛吹17	富士見小学校グラウンド	土	有	富士見小学校 055-262-3340
笛吹18	芦川小学校グラウンド	土	有	芦川小学校 055-298-2015
笛吹19	さくら公園第一駐車場	アスファルト	無	株式会社クロスロープ 080-3704-1122
笛吹20	さくら公園イベント広場	土	有	株式会社クロスロープ 080-3704-1122
笛吹21	笛吹川河川敷 (春日居町小松)	草地	無	甲府河川国道事務所笛吹川出張所 055-262-2821
笛吹22	カムイみさかスキー場第2 駐車場	アスファルト	無	みさかスキー場 055-264-2614
笛吹23	笛吹みんなの広場	草地	無	笛吹市シルバー人材センター 055-263-8500
笛吹24	山梨県立博物館	草地	無	山梨県立博物館 055-261-2631
笛吹25	境川自転車競技場	草地	無	境川自転車競技場管理事務所 055-266-4485
笛吹26	御坂花鳥の里スポーツ広場	土	有	(株)アセラ技建 会社 055-233-4617

共通呼称	離着陸場名	地表面	散水の必要	連絡先
笛吹 27	芦川スポーツ広場	土	有	農業生産法人「農楽人」 代表 090-9015-4678 グリーンロッジ 055-298-2081
笛吹 28	甲府国際カントリークラブ 1 番ホール	芝	無	(株)甲府国際カントリークラブ 総務部 総務課 055-264-2711
笛吹 29	甲府国際カントリークラブ 14 番ホール	芝	無	
笛吹 30	ウッドストックカントリークラブ 1 番ホール	芝	無	(株)ウッドストックカントリークラブ 取締役支配人 055-265-3311
笛吹 31	ウッドストックカントリークラブ 4 番ホール	芝	無	
笛吹 32	境川カントリー倶楽部 4 番ホール	芝	無	(株)境川カントリー倶楽部 業務部 055-266-5011
笛吹 33	境川カントリー倶楽部 9, 10 番ホール	芝	無	
笛吹 34	境川カントリー倶楽部 13 番ホール	芝	無	
笛吹 35	春日居ゴルフ倶楽部 4 番ホール	芝	無	春日居ゴルフ倶楽部 支配人代行 0553-26-5200
笛吹 36	春日居ゴルフ倶楽部 7 番ホール	芝	無	
笛吹 37	春日居ゴルフ倶楽部 12 番ホール	芝	無	
笛吹 38	春日居ゴルフ倶楽部 17 番ホール	芝	無	
笛吹 39	笛吹市役所前河川敷	アスファルト	無	笛吹市役所観光商工課 055-262-4111
笛吹 40	甲府・峡東クリーンセンター	草地	無	(株) 甲府・峡東環境サービス 所長 055-220-5611
笛吹 41	芦川第 1 場外離着陸場	アスファルト	無	笛吹市役所 055-262-4111

第6 ヘリコプター主要発着場一覧

山梨県地域防災計画 資料編 I
(ヘリコプター主要発着場一覧表) p792～797



第7 自衛隊宿泊予定施設一覧

山梨県地域防災計画 資料編 I
(宿泊施設一覧表) p798～804



第8 防災行政無線設置状況

(令和5年10月11日現在)

同報無線					移動無線				
親局	中継局	再送信子局	同報子局		基地局	中継局	形態別移動局		
			屋外拡声子局	個別受信機			車載型	可搬型	携帯型
1	1	2	266	254	4	-	30	6	50

※個別受信機は 300 台のうち 254 台を設置し、46 台は市民窓口館の防災無線室に保管している。

第 4 節 災害協定に関する資料

第 1 相互応援協定等締結状況

災害協定等一覧

笛吹市ホームページ



第2 協定等締結概要（県・市町村との協定）

（令和5年7月12日現在）

協定名	協定先	締結日	協定内容
中央道自動車消防相互応援協定書	上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市	平成18年 6月14日	中央高速道における災害時消防業務相互応援
山梨県・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書	山梨県・甲州市	平成18年 3月20日	災害時消防相互応援
災害時における相互応援に関する協定書	千葉県館山市	平成19年 7月6日	応急・復旧応援
災害時における相互応援に関する協定書	新潟県胎内市	平成20年 8月19日	応急・復旧応援
災害時における相互応援に関する協定書	埼玉県行田市	平成29年 10月13日	応急・復旧応援
災害時における相互応援に関する協定書	埼玉県八潮市	平成30年 4月18日	応急・復旧応援
大規模災害発生時における相互応援に関する協定書	山梨県内13市(甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、中央市)	平成19年 1月12日	資機材の供給提供、救援救助、救護、施設提供、職員派遣等
災害時相互応援に関する協定	富士河口湖町	平成23年 7月27日	応急・復旧応援 (合併後の更新)
災害時における相互応援に関する協定	千葉県一宮町	平成24年 2月15日	応急・復旧応援
鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書	H24.10.26 全国鵜飼サミット関連自治体の6市(岐阜県岐阜市、岐阜県関市、愛知県犬山市、山口県岩国市、茨城県日立市、笛吹市) H25.10.15 全国鵜飼サミット関連自治体の2市を追加(愛媛県大洲市、広島県三次市)	平成24年 10月26日 (当初) 平成25年 10月15日 (追加)	応急・復旧応援
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	別表	平成25年 7月12日	応急・復旧応援
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	平成27年 11月26日	被災者生活支援支援金
災害時相互支援にかかる共同宣言	各務原市、京都市、宇治市、有田市、三次市、大洲市、朝倉市、うきは市、日田市、岐阜市、関市、犬山市、岩国市、日立市	平成24年 10月25日	応急・復旧応援

別表 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時応援協定締結団体一覧

連絡体系ブロック	都道府県	No.	地方公共団体名	構成市町村名
栃木ブロック	茨城県	1	北茨城市	北茨城市
	栃木県	2	那須地区広域行政事務組合	那須塩原市
		3		大田原市
		4		那須町
		5	南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市
		6		那珂川町
		7	佐野地区衛生施設組合	佐野市
		8		栃木市
		9		岩舟町
茨城ブロック	茨城県	1	鹿嶋市	鹿嶋市
		2	潮来市	潮来市
		3	牛久市	牛久市
		4	新治地方広域事務組合	かすみがうら市
		5		土浦市
		6		石岡市
		7	筑西広域市町村圏事務組合	筑西市
		8		桜川市
		9		結城市
		10	常総衛生組合	常総市
		11		守谷市
		12		つくばみらい市
		13		坂東市
		14	常陸太田市	常陸太田市
		15	城里町	城里町
		16	大宮地方環境整備組合	常陸大宮市
		17		那珂市
		18	神栖市	神栖市
		19	高萩市	高萩市
		20	茨城地方広域環境事務組合	茨城町
		21		水戸市
		22		笠間市
		23		小美玉市
		24	東海村	東海村
千葉、東京ブロック	千葉県	1	野田市	野田市
		2	四街道市	四街道市
		3	浦安市	浦安市
		4	鴨川市	鴨川市
		5	流山市	流山市
		6	山武郡市広域行政組合	東金市
		7		九十九里町
		8		大網白里市
		9		山武市

連絡体系ブロック	都道府県	No.	地方公共団体名	構成市町村名
		10		横芝光町
		11		芝山町
		12	我孫子市	我孫子市
		13	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	柏市
		14		白井市
		15		鎌ヶ谷市
	東京都	16	昭島市	昭島市
山梨、群馬ブロック	山梨県	1	上野原市	上野原市
		2	笛吹市	笛吹市
		3	中巨摩地区広域事務組合	南アルプス市
		4		中央市
		5		昭和町
		6		市川三郷町
		7		甲斐市
		8		富士川町
	群馬県	9	館林衛生施設組合	館林市
		10		板倉町
		11		明和町
		12		千代田町
		13	大泉町	大泉町
		14	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	藤岡市
		15		高崎市
		16	みなかみ町	みなかみ町

第3 協定等締結概要（民間事業所等との協定）

（令和5年7月12日現在）

協定名	協定先	締結日	協定内容
災害時の公共土木施設等の応急対策業務に関する協定	笛吹市沿岸建設安全推進協議会	平成19年 9月27日	機能確保、復旧
災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定	笛吹市管工事組合	平成19年 9月27日	機能確保、復旧
災害時の公共施設電気設備等の応急対策業務に関する協定	笛吹市電設協力会	平成19年 9月27日	機能確保、復旧
災害時の機材緊急貸借に関する協定	株式会社三和リース	平成19年 9月27日	機材の緊急貸借
災害時の災害廃棄物処理等の応急対策業務に関する協定	鈴健興業株式会社	平成19年 9月27日	災害廃棄物処理
災害時の災害廃棄物処理等の応急対策業務に関する協定	エルテックサービス株式会社	平成19年 9月27日	災害廃棄物処理
災害時の災害廃棄物処理等の応急対策業務に関する協定	クリーンネット笛吹協業組合	平成19年 9月27日	災害廃棄物処理
災害時の飲料水供給に関する協定	株式会社サーフビバレッジ	平成21年 1月21日	飲料水の供給、輸送
災害時の機材緊急貸借に関する協定	株式会社アクティオ	平成21年 1月21日	発電機、照明機器、車両、トイレ等機材の緊急貸借
災害時の機材緊急貸借に関する協定	株式会社日本ケアサプライ	平成21年 2月9日	介護用ベッド、車イス、エアマット等の緊急貸借
災害時における医療救護についての協定書	笛吹市医師会	平成25年 10月31日	災害時における医療救護
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成26年 7月17日	災害時における被害家屋状況調査
災害時等における県立笛吹高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	山梨県立笛吹高等学校	平成28年 3月1日	避難所、避難地の利用
災害時における応急活動の協力に関する協定書	（一社）山梨県トラック協会、一宮運送（有）	平成28年 3月30日	備蓄食糧・飲料水の提供に関する協力
災害時における量の提供に関する協定書	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成28年 7月13日	避難所等で使用する量の提供
災害時における相互協力に関する協定書	生活協同組合パルシステム山梨	平成28年 9月20日	物資等の輸送、物資供給
災害時の道路舗装等の応急対策業務に関する協定	笛吹市舗装協会	平成28年 11月11日	機能確保、復旧
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年 3月23日	物資供給
災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定	岩崎写真館	平成29年 3月27日	災害被害状況把握
災害時における笛吹市と笛吹市内郵便局の協力に関する協定	笛吹市市内郵便局（石和郵便局・石和駅前郵便局・春日居郵便局・上黒駒郵便局・富士見郵便局・一宮郵便局・御坂郵便局・中芦川郵便局・八代郵便局・境川郵便局）	平成29年 4月28日	車両の提供、郵便業務災害特別事務、避難所郵便差出箱の設置
災害防災情報等の放送に関する協定	株式会社日本ネットワークサービス	平成29年 5月1日	災害情報、防災情報放送
大規模災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	平成29年 5月16日	被災者支援相談窓口業務の設置、罹災証明書等の発行等

協定名	協定先	締結日	協定内容
災害時における相互協力に関する協定	ハーベスト株式会社	平成 29 年 8 月 1 日	炊き出し等の調理業務
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 29 年 10 月 4 日	地図製品等の供給
大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	平成 30 年 1 月 12 日	法律相談窓口業務の体制確保
災害時における歯科医療救護に関する協定	笛吹地区歯科医師会	平成 31 年 3 月 28 日	歯科医療救護活動
災害時における薬剤師の医療救護に関する協定	笛吹市薬剤師会	平成 31 年 3 月 28 日	救護活動 調剤、服薬指導、医療品の仕分け及び管理、その他状況に応じた事項
災害時における相互協力に関する協定	㈱馬淵商事	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 4 年 3 月 31 日	炊き出し等の調理業務
災害時における支援協力に関する協定	笛吹農業協同組合	平成 31 年 4 月 11 日	火葬資機材等の提供及び遺体の安置等にかかる協力
大規模災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定	笛吹農業協同組合	平成 31 年 4 月 11 日	物資集積場所の提供・荷役資機材の提供
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	石和温泉旅館協同組合	平成 31 年 4 月 26 日	避難所として宿泊施設等の提供
災害時における支援協力に関する協定	株式会社 秋山	令和元年 5 月 8 日	火葬資機材等の提供及び遺体の安置等にかかる協力
笛吹市安全・安心なまちづくり協定書	笛吹警察署	令和元年 7 月 5 日	犯罪や交通事故、自然災害などに対する不安をなくし、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進
災害時における応急調査業務の支援協力に関する協定書	笛吹測量設計協議会	令和 2 年 3 月 25 日	ドローン等を活用した公共施設の調査業務
災害時における調査及び復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	令和 2 年 4 月 1 日	災害時の下水道管路施設の被害調査及び復旧支援
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 5 月 13 日	災害時に係る情報配信
笛吹市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	大塚製薬株式会社	令和 3 年 1 月 19 日	災害時における被災者への支援や協力
災害時における施設等の使用に関する協定書	株式会社いちやまマート	令和 3 年 1 月 25 日	災害時の施設使用等
災害時における LP ガスの供給等に関する協定書	山梨県 LP ガス協会笛吹地区	令和 3 年 2 月 10 日	災害時の LP ガス供給等
災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和 3 年 11 月 8 日	災害時の電力復旧等
災害時における相互協力に関する協定	シダックス大新東ヒューマンサービス ㈱甲府営業所	令和 4 年 1 月 ～令和 5 年 3 月 31 日	炊き出し等の調理業務
災害時における応急給水等業務に関する協定書	第一環境㈱	令和 4 年 4 月 1 日	災害時の応急給水等
災害時等における施設利用の協力に関する協定書	株式会社ダイナム	令和 4 年 12 月 26 日	車中泊者への駐車場、トイレ等の提供

協定名	協定先	締結日	協定内容
災害時等における相互協力に関する協定書	株式会社東洋食品	令和5年 1月31日	炊き出し等の調理業務
笛吹市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	石和郵便局・石和駅前郵便局・春日居郵便局・上黒駒郵便局・富士見郵便局・一宮郵便局・御坂郵便局・中芦川郵便局・八代郵便局・境川郵便局・甲府中央郵便局・山梨郵便局)	令和5年 3月24日	車両の提供、郵便業務災害特別事務、避難所郵便差出箱の設置
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社シャトレゼリゾート八ヶ岳※	令和5年 6月27日	避難所として宿泊施設等の提供
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	介護老人保健施設甲州ケアホーム	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	特別養護老人ホーム寿の家	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	エレガローザイサワ	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	介護老人保健施設いちのみやケアセンター	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	光珠荘	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	サンテいちのみや	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	特別養護老人ホーム小山荘	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	特別養護老人ホーム春日居荘	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	青い鳥老人ホーム	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	有料老人ホームサンライフ寿	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	リブズ笛吹	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	ショートステイケアガーデン風間	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	デイサービスセンターきたじま苑	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	花の丘たちかわクリニック	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	短期入所生活介護施設リリー	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	壽の家グループホーム	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	グループホーム芙蓉	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	石和げんき園指定通所介護事業所	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	通所介護施設ひまわり	平成20年 5月7日	要支援者の緊急受入
同 上	ハッピーホーム 八代デイサービスセンター	平成25年 10月10日	要支援者の緊急受入
同 上	石和共立病院通所介護事業所	平成25年 10月10日	要支援者の緊急受入
同 上	デイサービスかすがいの家	平成25年 10月10日	要支援者の緊急受入
同 上	絆 花鳥の家指定通所介護事業所 (特定非営利活動法人 地域福祉サポート笛吹)	平成25年 10月10日	要支援者の緊急受入

協定名	協定先	締結日	協定内容
同 上	地域密着型特別養護老人ホーム エール二之宮 （社会福祉法人 光珠福祉会）	平成 25 年 10 月 10 日	要支援者の緊急受入
同 上	有料老人ホーム応援家族石和温泉リゾート （㈱応援家族）	平成 25 年 10 月 10 日	要支援者の緊急受入
同 上	グループホームきたじま苑 （(有)北嶋）	平成 25 年 10 月 10 日	要支援者の緊急受入
同 上	介護老人保健施設ふじ苑 （財団法人山梨整肢更正会）	平成 25 年 10 月 10 日	要支援者の緊急受入
同 上	通所美咲 （社会福祉法人 美咲会）	平成 25 年 10 月 10 日	要支援者の緊急受入
同 上	どれみ （社会福祉法人 和音の郷）	平成 25 年 10 月 10 日	要支援者の緊急受入
同 上	ハーモニー （社会福祉法人 和音の郷）	平成 25 年 10 月 10 日	要支援者の緊急受入
同 上	あっとけあハウス （㈱あっとけあ）	平成 25 年 10 月 10 日	要支援者の緊急受入
同 上	三幸株式会社 フォレスト小瀬	平成 28 年 9 月 23 日	要支援者の緊急受入
同 上	メディカル・ケア・サービス株式会社 愛の家グループホーム笛吹石和	平成 29 年 5 月 17 日	要支援者の緊急受入

第 4 協定等締結概要（指定地方行政機関等との協定）

（令和 5 年 7 月 12 日現在）

協定名	協定先	締結日	協定内容
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	平成 23 年 1 月 12 日	情報交換、情報連絡員の派遣

第5節 災害リスクに関する資料

第1 山地災害危険地一覧

山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ (山地災害危険地一覧表) p112	
山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ (崩壊土砂流出危険地区一覧表) p113～137	
山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ (山腹崩壊危険地区一覧表) p138～146	

第2 重要水防区域一覧

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 平成28年度重要水防箇所調書(笛吹川)	
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 平成28年度重要水防箇所調書(塩川・御勅使川・重川・日川・早川)	
山梨県 水防計画 (附表 第3表-2 直轄河川重要水防箇所調書・一覧表) p94～134 (附表 第4表-2 県管理河川重要水防箇所調書) p136～148	
山梨県 水防計画 (附表 第5表-1 直轄重要水防区域図(国土交通省)) p426～431 (附表 第5表-2 重要水防区域並びに雨量水位水防倉庫図) p432～439	

第3 洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等

No.	所在地	伝達方法	指定避難所名
1	石和町（川中島、八田、山崎、松本、駅前、山岸）	緊急速報メール、 笛吹市防災無線メール、防災行政無線、広報車での呼びかけ、行政区への連絡	石和東小学校
2	石和町（東町（笛吹川左岸）、日の出、下平井、向田）、御坂町（下成田）		笛吹高校
3	石和町（東町（笛吹川右岸）、仲町、西町、窪中島、四日市場）		御坂西小学校
4	石和町（小石和）		御坂中学校
5	一宮町（下矢作、小城）		一宮中学校
6	一宮町（坪井、田中）		一宮西小学校
7	一宮町（北野呂、上矢作）		一宮北小学校
8	八代町（増田）		八代総合会館
9	八代町（南、北）、石和町（唐柏）		若彦路ふれあいスポーツ館
10	石和町（広瀬）		八代小学校
11	境川町（石橋、三櫛、大坪、境）、石和町（東高橋、今井、河内、砂原、井戸、東油川、恵比寿）		境川スポーツセンター体育館
12	境川町（原）		境川小学校
13	境川町（間門）		寺尾の湯
14	春日居町（熊野堂下、熊野堂上、下岩下上、下岩下下、別田、桑戸北、桑戸西、桑戸中、桑戸東）		春日居小学校
15	春日居町（国府）		（代）春日居児童センター （代）春日居学童児童ひろば
16	春日居町（鎮目上手、鎮目大俣、鎮目中、鎮目下町、鎮目山口、徳条）		（代）あぐり情報ステーション
17	春日居町（枝郷、寺本、加茂）		春日居福祉保健センター
18	春日居町（小松）		春日居福祉会館

No15 及び 16 の（代）は、水害のおそれがあり浸水区域内にある指定避難所（春日居中学校）を開設することができず、当該指定避難所の避難者を代替で受け入れるために開設する避難所（代替避難所）のこと。

第4 洪水浸水想定区域に係る要配慮者関連施設一覧

1 障害福祉事業所

(令和5年10月現在)

種別	名称	住所
施設	障害者サービス事業所つくしの家	笛吹市石和町小石和 1802-1
施設	石和授産園	笛吹市石和町四日市場 1632-4
施設	創作工房くわの家	笛吹市春日居町桑戸 302-1
施設	ベイス	笛吹市石和町駅前 12-3
施設	KEIPE 笛吹オフィス	笛吹市石和町駅前 13-11 金子ビル 2 階
施設	りらく	笛吹市石和町山崎 132-28
GH	あっとけあハウス	笛吹市石和町山崎 102-2
GH	カラフルデイズ	笛吹市石和町八田 490-119
児童	ママとこどもの放課後教室 石和教室	笛吹市石和町窪中島 587-104
児童	ママとこどもの放課後教室 笛吹教室	笛吹市石和町窪中島 587-106
児童	ベイス	笛吹市石和町駅前 12-3
児童	放課後等デイサービス みなてらす	笛吹市石和町広瀬 494-1
児童	放課後等デイサービス たけのこ	笛吹市境川町石橋 2280-2
児童	放課後等デイサービス つくしんぼ	笛吹市境川町石橋 2278-1
児童	K きっず	笛吹市石和町唐柏 720-6
児童	K きっずスマイル	笛吹市石和町今井 314-3
児童	放課後等デイサービス ドレミファソライズ FC 笛吹	笛吹市石和町東油川 66
児童	児童発達支援 SHIP	笛吹市石和町東油川 387
児童	おとのは	笛吹市春日居町鎮目 786-1
児童	放デイ パピヨン	笛吹市石和町四日市場 1787 石和ビジネスセンタービル 2F
児童	こども発達支援センターコスモ nobi-nobi U18	笛吹市石和町四日市場 8-1

2 通所・入所・短期入所・地域密着型サービス

(令和5年4月現在)

種別	名称	住所
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 春日居荘	笛吹市春日居町国府 436
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 壽ノ家	笛吹市石和町四日市場 2031
介護老人保健施設	医療法人銀門会甲州 ケア・ホーム	笛吹市石和町四日市場 2031
介護老人保健施設	一般財団法人山梨整肢更生会介護老人保健施設 ふじ苑	笛吹市春日居町小松 855-6
短期入所生活介護	ショートステイ施設 ケアガーデン風間	笛吹市石和町八田 163
短期入所生活介護	短期入所生活介護施設 リリー	笛吹市春日居町国府 436
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 春日居荘	笛吹市春日居町国府 436
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 壽ノ家	笛吹市石和町四日市場 2031
短期入所療養介護	一般財団法人山梨整肢更生会介護老人保健施設 ふじ苑	笛吹市春日居町小松 855-6
短期入所療養介護	花の丘たちかわクリニック	笛吹市境川町大坪 103
短期入所療養介護	介護老人保健施設 甲州ケア・ホーム短期入所療養介護	笛吹市石和町四日市場 2031
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	サテライト エレガローザ	笛吹市石和町松本 275-2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	サテライト型特別養護老人ホーム エール境川	笛吹市境川町石橋 1988-1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム 壽ノ家いさわ	笛吹市石和町四日市場 2031
地域密着型特定施設入居者生活介護	サンホームからかしわ	笛吹市石和町唐柏 400-1
通所リハビリテーション	一般財団法人山梨整肢更生会介護老人保健施設 ふじ苑	笛吹市春日居町小松 855-6
通所リハビリテーション	介護老人保健施設 甲州ケア・ホーム通所リハビリテーション	笛吹市石和町四日市場 2031
通所リハビリテーション	石和共立病院 通所リハビリテーション	笛吹市石和町広瀬 623
通所リハビリテーション	花の丘たちかわクリニック	笛吹市境川町大坪 103
通所リハビリテーション	リハケアセンター きらり	笛吹市春日居町小松 855
通所リハビリテーション	石和温泉病院 指定通所リハビリテーション事業所	笛吹市石和町八田 330-5
特定施設入居者生活介護	山梨県立青い鳥老人ホーム	笛吹市春日居町小松 855-192
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム サンライフ壽	笛吹市石和町四日市場 2031-24
特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム 夢眠いさわ	笛吹市石和町松本 416-1
認知症対応型共同生活介護	グループホーム あずさ	笛吹市春日居町国府 436
認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム笛吹石和	笛吹市石和町唐柏 466
認知症対応型共同生活介護	寿ノ家グループホーム	笛吹市石和町四日市場 2031
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	まいほーむいさわ	笛吹市石和町広瀬 781
有料老人ホーム	応援家族石和温泉リゾート	笛吹市石和町川中島 467-1

種別	名称	住所
有料老人ホーム	サンライフ寿	笛吹市石和町四日市場 2031-24
経費老人ホーム	エレガローザイサワ	笛吹市石和町松本 262
養護老人ホーム	青い鳥老人ホーム（ここは視力障害のある高齢者）	笛吹市春日居町小松 855-192
サービス付き高齢者住宅	河内の憩	笛吹市石和町河内 13-1
サービス付き高齢者住宅	笛吹の憩別館	笛吹市春日居町鎮目 299-4
サービス付き高齢者住宅	笛吹の憩	笛吹市春日居町鎮目 301
サービス付き高齢者住宅	而今庵（にこんあん）	笛吹市石和町東高橋 401-1
サービス付き高齢者住宅	たのし憩	笛吹市春日居町熊野堂 437

3 通所介護事業所

（令和 5 年 4 月現在）

種別	名称	住所
地域密着型通所介護	エレガローザイサワ デイサービスセンター	笛吹市石和町松本 262
地域密着型通所介護	かがやき 石和	笛吹市石和町市部 526-2
地域密着型通所介護	デイサービスかすがいの家	笛吹市春日居町小松 1013
地域密着型通所介護	デイサービスセンター あしたば	笛吹市石和町山崎 100
地域密着型通所介護	デイサービスセンター のぞみ	笛吹市石和町唐柏 538-2
地域密着型通所介護	ファミーユ	笛吹市春日居町鎮目 714-1
地域密着型通所介護	リハプライド 笛吹石和	笛吹市石和町駅前 14-7
地域密着型通所介護	和楽デイサービスセンター	笛吹市石和町小石和 167-7
地域密着型通所介護	石和げんき園指定通所介護事業所	笛吹市石和町河内 182-1
通所介護	デイサービスセンター弘寿園	笛吹市石和町川中島 1160-1
通所介護	デイサービス施設 ケアガーデン風間	笛吹市石和町八田 163
通所介護	ハートデイサービス春日居	笛吹市春日居町小松 1117
通所介護	甲州デイサービスセンター石和事業所	笛吹市石和町四日市場 2031
通所介護	寿ノ家デイサービスセンター	笛吹市石和町四日市場 2031
通所介護	通所介護 自灯明	笛吹市石和町東高橋 401-1
通所介護	デイサービスセンター弘寿園	笛吹市石和町川中島 1160-1
通所介護	デイサービス施設 ケアガーデン風間	笛吹市石和町八田 163
通所介護	ハートデイサービス春日居	笛吹市春日居町小松 1117
通所介護	甲州デイサービスセンター石和事業所	笛吹市石和町四日市場 2031
通所介護	寿ノ家デイサービスセンター	笛吹市石和町四日市場 2031
認知症対応型通所介護	愛の家デイサービス笛吹石和	笛吹市石和町唐柏 466

4 病院等

医院名	住所
(医) 長坂クリニック	笛吹市石和町小石和 2645
(医) 石和温泉病院	笛吹市石和町八田 330-5
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬 623
(医) 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場 47-1
(医) 甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場 2031
花の丘たちかわクリニック	笛吹市境川町大坪 103
春日居総合リハビリテーション病院	笛吹市春日居町国府 436
富士温泉病院	笛吹市春日居町小松 1177
山梨リハビリテーション病院	笛吹市春日居町小松 855

5 学童保育クラブ

(令和 5 年 10 月現在)

放課後児童クラブ名 (施設別)	放課後児童クラブ名 (支援の単位別)	住所
石和南小学童保育クラブ	石和南小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町市部 720
	石和南小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町市部 720
石和北小学童保育クラブ	石和北小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町松本 1442-20
	石和北小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町松本 1442-20
富士見小学童保育クラブ	富士見小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町今井 10
	富士見小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町今井 10
	富士見小第三学童保育クラブ	笛吹市石和町今井 10
	富士見小第四学童保育クラブ	笛吹市石和町今井 10
石和西小学童保育クラブ	石和西小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏 360
	石和西小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏 360
	石和西小第三学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏 360
かすがい学童保育クラブ	かすがい第一学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂 97-1
	かすがい第二学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂 97-1
	かすがい第三学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂 97-2
	かすがい第四学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂 97-2
	かすがい第五学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂 97-2

6 地域子育て支援センター

(令和5年10月現在)

施設名	住所
きっずいさわ	笛吹市石和町松本 135-1 (石和第五保育所内)
えいわ	笛吹市石和町窪中島 190-2 (山梨英和プレストンこども園内)
わかばほいくえん	笛吹市石和町小石和 601 (わかば保育園内)
ゆうゆうゆう	笛吹市春日居町加茂 77-1 (春日居福祉保健センター内)

7 児童センター

(令和5年10月現在)

施設名	住所
春日居児童センター	笛吹市春日居町加茂 97-1

8 保育所・保育園・幼稚園

(令和5年10月現在)

種別	名称	住所
公立	かすがい西保育所	笛吹市春日居町熊野堂 243-3
公立	石和第一保育所	笛吹市石和町八田 249
公立	石和第二保育所	笛吹市石和町四日市場 2210
公立	石和第四保育所	笛吹市石和町小石和 1
公立	石和第五保育所	笛吹市石和町松本 135-1
私立	かすがい東保育所	笛吹市春日居町加茂 311
私立	Olive 保育園	笛吹市石和町市部 1084 ハヤカワビル 202
私立	石和誠心幼稚園	笛吹市石和町河内 505
私立	山梨英和プレストンこども園	笛吹市石和町窪中島 190-2
私立	わかば保育園	笛吹市石和町小石和 601
私立	石和あら川保育園	笛吹市石和町井戸 236-1

第5 急傾斜地崩壊危険区域一覧

山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ
(急傾斜地崩壊危険区域一覧表) p2~14



第6 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ (土砂災害警戒区域、特別警戒区域 市町村別一覧表) p17～20	
山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ (土砂災害警戒区域、特別警戒区域 指定箇所一覧表) p21～111	

第7 土砂災害警戒区域に係る要配慮者関連施設一覧

1 通所・入所・短期入所・地域密着型サービス

(令和5年4月現在)

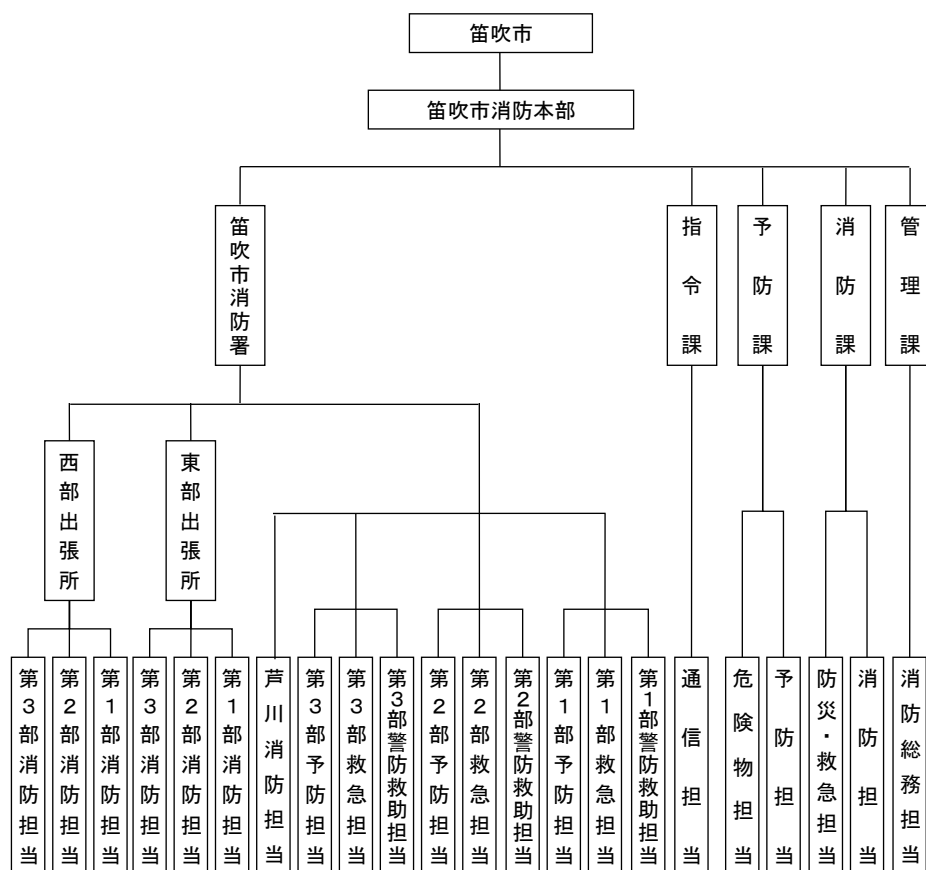
種別	名称	住所
養護老人ホーム	光珠荘	笛吹市御坂町上黒駒 2964

第8 防災重点農業用ため池一覧

山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ (農業用ため池の所在地及び防災重点農業用ため池選定状況) p148～150	
---	---

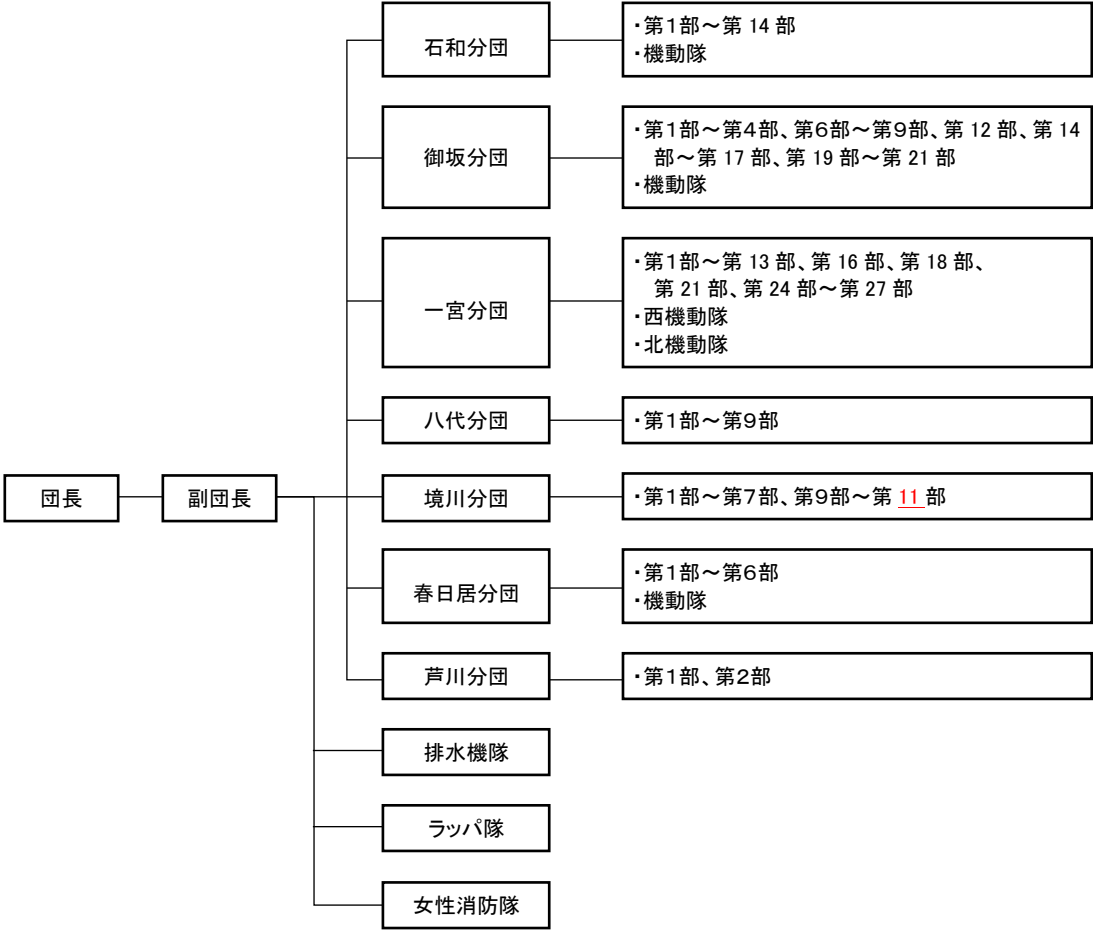
第 1 消防組織

常備消防として笛吹市消防署及び東部・西部の各出張所が設置されており、火災発生 の未然防止、発生時の早期鎮圧並びに救急救助等の業務を行っている。



2 笛吹市消防団

非常備消防の消防団は、笛吹市消防団が設置され、常備消防を補佐し、また、地域に密着した消防活動等に当たっている。



第2 消防力の現況

令和5年消防年報
(車両配置経過表) p22
(消防団概要 (車両・装備等)) p61

第3 消防水利の現況

令和5年消防年報
(消防水利現況) p24

第4 消防防災施設等整備計画

(令和6年1月1日現在)

1 消防団施設等整備計画

年度	事業概要	数量	配置場所			備 考
6	小型動力ポンプ付軽積載車	6	一宮分団	第11部	坪井	H6
	小型動力ポンプ付軽積載車		一宮分団	第24部	中尾	H10
	小型動力ポンプ付軽積載車		一宮分団	第26部	北野呂	H5
	小型動力ポンプ積載水槽車		境川分団	第9部	藤垜/大窪	H9
	小型動力ポンプ付積載車		御坂分団	第7部	国衙	H14
	指揮車		一宮分団	分団本部		H15
7	ポンプ車	5	八代分団	第1部	南	H14
	小型動力ポンプ付積載車		境川分団	第7部	大坪/境	H14
	指揮車		御坂分団	分団本部		H15
	小型動力ポンプ付積載車		八代分団	第4部	岡	H16
	小型動力ポンプ付積載車		境川分団	第2部	小黒坂	H16
8	水槽付ポンプ車(照明付)	4	一宮分団	西機動隊		H15
	小型動力ポンプ積載水槽車		石和分団	第10部	松本/山崎/山崎/ 駅前	H16
	小型動力ポンプ付積載車		八代分団	第8部	竹居	H17
	小型動力ポンプ付積載車		八代分団	第7部	米倉	H18
9	ポンプ車	4	境川分団	第5部	石橋	H15
	小型動力ポンプ積載水槽車		石和分団	第7部	中川	H18
	小型動力ポンプ積載水槽車		御坂分団	第6部	下井之上	H18
	小型動力ポンプ付積載車		境川分団	第11部	上寺尾/中寺尾/間 門	H18
10	ポンプ車	5	八代分団	第2部	北	H15
	小型動力ポンプ積載水槽車		石和分団	第11部	唐柏	H18
	小型動力ポンプ付軽積載車		芦川分団	第1部	上芦川/新井原	H18
	小型動力ポンプ付軽積載車		芦川分団	第2部	中芦川/鶯宿	H18
	小型動力ポンプ積載水槽車		石和分団	第12部	河内/東高橋/今井 /恵比寿	H18
11	水槽付ポンプ車	7	御坂分団	第1部	成田	H16
	小型動力ポンプ積載水槽車		御坂分団	第19部	若宮/道場/駒留	H18
	指揮車		石和分団	分団本部		H17
	指揮車		八代分団	分団本部		H18
	指揮車		境川分団	分団本部		H18

年度	事業概要	数量	配置場所			備 考
	指揮車		芦川分団	分団本部		H18
	小型動力ポンプ付積載車		御坂分団	第 2 部	二之宮	H20
12	水槽付ポンプ車	4	石和分団	第 8 部	下平井	H17
	小型動力ポンプ積載水槽車		春日居分団	第 1 部	立川地区	H20
	小型動力ポンプ付積載車		八代分団	第 9 部	奈良原	H20
	小型動力ポンプ付積載車		春日居分団	第 2 部	桑戸地区	H21
	小型動力ポンプ付積載車					
13	水槽付ポンプ車	3	石和分団	第 4 部	四日市場	H18
	水槽付ポンプ車		石和分団	第 13 部	小石和/向田	H20
	小型動力ポンプ積載車照明付		石和分団	第 2 部	市部 3 区	H21
14	水槽付ポンプ車	4	石和分団	第 14 部	東油川/井戸/砂原	H20
	小型動力ポンプ付軽積載車		一宮分団	第 18 部	狐新居/金沢	H23
	小型動力ポンプ積載水槽車		春日居分団	第 5 部	鎮目	H23
	小型動力ポンプ積載水槽車		一宮分団	第 13 部	新巻/市之蔵/塩田	H24
15	ポンプ車	4	一宮分団	第 16 部	神沢/東新居/土塚	H22
	ポンプ車		石和分団	第 2 部	市部 3 区	H23
	小型動力ポンプ付積載車		一宮分団	第 21 部	石/千米寺/地藏堂	H24
	小型動力ポンプ付積載車		御坂分団	第 12 部	小山/下野原	H25
16	ポンプ車	4	境川分団	第 9 部	藤垜/大窪	H24
	小型動力ポンプ付積載車		春日居分団	第 3 部	宮川	H25
	小型動力ポンプ付積載車		春日居分団	第 4 部	国府	H25
	小型動力ポンプ積載水槽車		芦川分団	分団本部		H25
17	小型動力ポンプ積載水槽車	6	御坂分団	第 9 部	八千蔵/蕎麦塚	H26
	小型動力ポンプ付軽積載車		春日居分団	第 6 部	徳条	H26
	小型動力ポンプ積載水槽車		石和分団	第 6 部	日の出	H26
	指揮車			本部	本団	H26
	小型動力ポンプ付積載車		石和分団	第 5 部	広瀬	H27
	小型動力ポンプ積載車照明付		御坂分団	第 9 部	八千蔵/蕎麦塚	H27
18	ポンプ車	3	御坂分団	第 4 部	夏目原/栗合	H26
	ポンプ車		春日居分団	機動隊		H26
	小型動力ポンプ積載水槽車		八代分団	第 1 部	南	H27
19	ポンプ車	6	石和分団	第 1 部	市部	H27
	小型動力ポンプ付軽積載車		御坂分団	第 16 部	藤野木/新田/立沢	H28
	小型動力ポンプ付軽積載車		一宮分団	第 1 部	下矢作	H28

年度	事業概要	数量	配置場所			備 考
	小型動力ポンプ付軽積載車		境川分団	第 11 部	上寺尾/中寺尾/間門	H28
	小型動力ポンプ積載水槽車		石和分団	第 13 部	小石和/向田	H28
	小型動力ポンプ付積載車		御坂分団	第 3 部	金川原/井之上	H28
20	小型動力ポンプ積載車照明付	8	境川分団	第 10 部	原	H28
	小型動力ポンプ付軽積載車		一宮分団	第 7 部	竹原田	H29
	小型動力ポンプ付軽積載車		一宮分団	第 8 部	金田	H29
	小型動力ポンプ付軽積載車		一宮分団	第 25 部	南野呂	H29
	小型動力ポンプ付軽積載車		境川分団	第 1 部	大黒坂	H29
	小型動力ポンプ積載水槽車		石和分団	第 1 部	市部	H29
	小型動力ポンプ付積載車		御坂分団	第 17 部	十郎/新上宿/坂野/戸倉	H29
	小型動力ポンプ付軽積載車		一宮分団	第 10 部	国分	H30

2 常備消防車両更新計画

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

No.	車両名	車両番号	初年度 登録(月)	経過年数 走行 : km	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	備考
1	笛吹救急 1	山梨 830 た 20-15	H27 (11)	7 年 117,485			○							本署 1
2	笛吹救急 2	山梨 830 た 20-20	R2 (2)	3 年 78,112				○						本署 2
3	笛吹救急 3	山梨 830 す 21-01	R3 (1)	2 年 31,897							○			東部
4	笛吹救急 4	山梨 830 さ 21-02	R3 (2)	2 年 37,508						○				西部
5	笛吹救急 5	山梨 800 さ 78-01	H18 (12)	16 年 172,571										非常用
6	笛吹救急 6	山梨 830 さ 25-82	H13 (3)	22 年 175,951										コロナ対応用
7	笛吹ポンプ 1	山梨 800 さ 68-03	H17 (9)	17 年 22,429			○							本署
8	笛吹ポンプ 2	山梨 830 さ 20-18	H30 (1)	5 年 28,660										本署
9	笛吹水槽	山梨 88 さ 27-90	H8 (3)	27 年 15,857										本署 (R5 納入予定)
10	笛吹ポンプ 3	山梨 800 さ 89-95	H20 (11)	14 年 30,987					○					東部
11	笛吹ポンプ 4	山梨 830 ひ 119	H14 (9)	20 年 58,933	○									西部
12	笛吹ポンプ 5	山梨 800 さ 33-62	H13 (10)	21 年 8,877										非常用
13	笛吹救助	山梨 800 は 256	H15 (11)	19 年 19,783		○								
14	笛吹梯子	山梨 800 は 462	H20 (2)	15 年 6,208				OH						
15	笛吹照明	山梨 880 あ 477	H22 (3)	13 年 10,708						○				
16	笛吹指揮	山梨 800 す 11-92	H26 (2)	9 年 8,562								○		
17	笛吹積載	山梨 88 そ 23-57	H9 (10)	25 年 16,019	○									資機材搬送車
18	スバル	山梨 480 こ 75-87	H5 (2)	30 年 10,123										除雪用軽トラック
19	ハイゼット	山梨 880 あ 696	H25 (2)	10 年 30,834									○	軽 1BOX 署 4WD 赤色
20	スクラム	山梨 880 あ 769	H25 (11)	8 年 27,019									○	軽 1BOX 予防課 4WD 赤 色
21	サクシード	山梨 800 さ 51-70	H15 (9)	19 年 82,274				○						予防課
22	サクシード	山梨 800 さ 59-95	H16 (7)	17 年 103,711			○							署
23	エクストレイル	山梨 800 す 13-93	H26 (8)	8 年 96,211							○			4 輪駆動車 朱色
24	ハイエース	山梨 300 み 16-25	H27 (3)	8 年 21,447										10 人乗り 白色 管理課

No.	車両名	車両番号	初年度 登録(月)	経過年数 走行：km	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	備考
25	プリウス a	山梨 300 む 81-31	H29 (2)	6 年 49,843										白色 消防課
26	ハゼット	山梨 480 け 14-58	H27 (2)	8 年 33,401										白色 管理課

更新目安

※救急車更新→12 年又は 12 万 km 以上

※ポンプ車（水槽付含む）、化学車、大型水槽車、救助工作車、電源車、梯子車等更新→15 年以上

※多目的車、事務連絡車等更新→18 年以上

第 5 危険物施設

令和 5 年消防年報
(危険物施設状況) p49



第7節 ライフラインその他に関する資料

第1 市内指定給水装置工事事業者一覧

笛吹市指定給水装置工事事業者一覧表
(笛吹市ホームページ)



第2 応急給水用施設・資機材保有状況

山梨県地域防災計画 資料編Ⅰ
(応急給水用施設・資機材市町村別保有数) p780～785



第3 市内排水設備工事指定工事店一覧

笛吹市下水道排水設備指定工事店一覧
(笛吹市ホームページ)



第4 市内ガス小売事業者一覧

山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ
(ガス小売事業者一覧・供給地点群所在市町村) p161～163



第5 笛吹市木造個人住宅耐震診断支援事業実施要綱

笛吹市木造個人住宅耐震診断支援事業実施要綱



第3章 災害応急対策関連資料

第1節 各種災害情報に関する資料

第1 気象等の観測に関する資料

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（1）特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報または気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（２）警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（中・西部、東部・富士五湖）ごとで、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（５）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という言葉を用いて解説する情報。警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

（６）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

（７）記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量、山梨県では 100mm 以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、「危険度分布」の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所を「危険度分布」で確認する必要がある。

（８）顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という言葉を使って解説する情報であり、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（中・西部、東部・富士五湖）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

(10) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

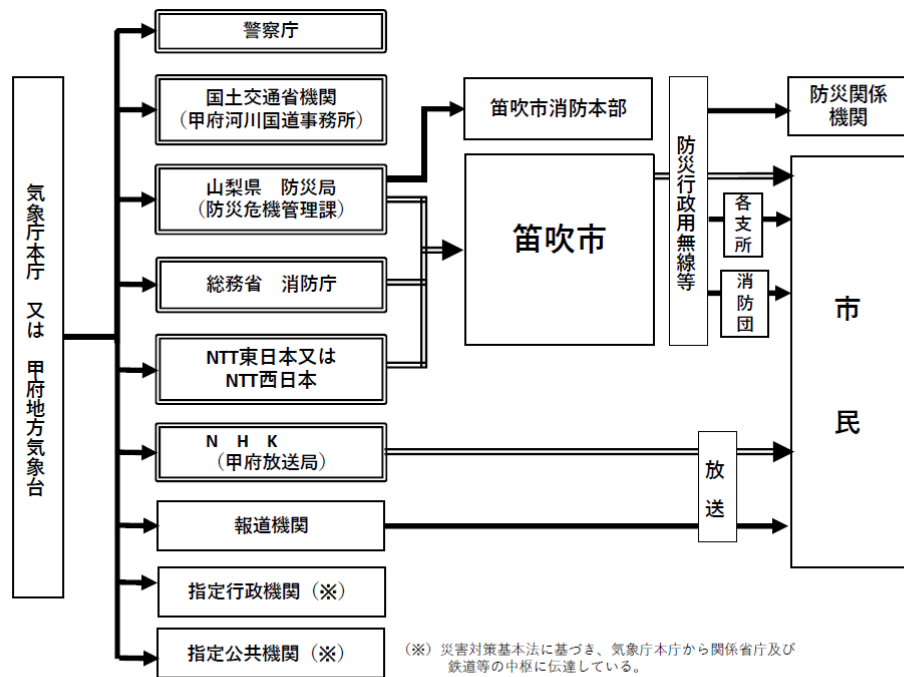
(11) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル 2～5 に相当する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

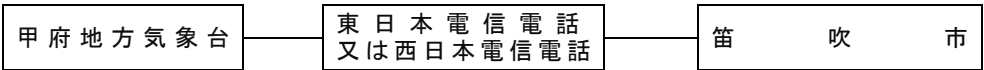
第2 情報伝達経路

1 甲府地方気象台の伝達経路

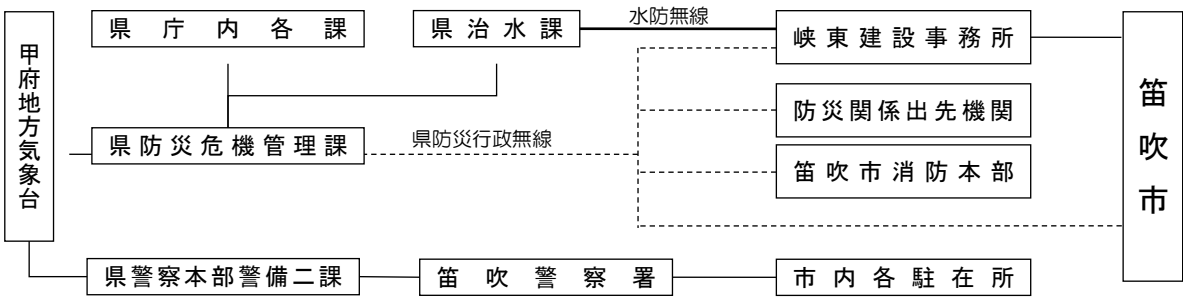


-  で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。
 の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2 NTT の扱う気象警報・洪水警報の伝達



3 県の水防管理団体への伝達



第3 地震の観測に関する資料

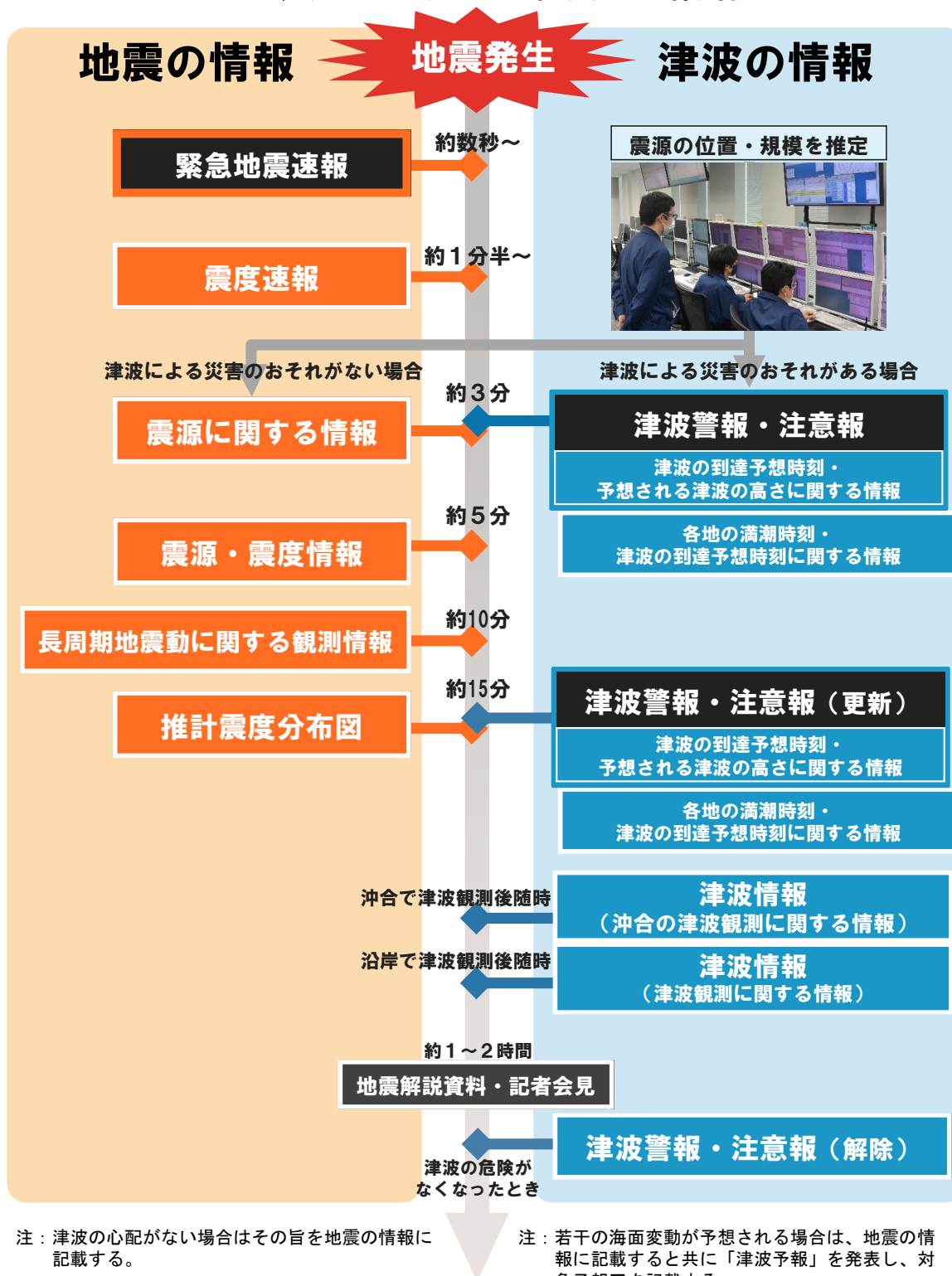
甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に係る地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

1 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

2 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報



3 南海トラフ地震に関連する情報

(1)「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名の後に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

(2)「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(キーワード)」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上(注2)の地震(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(注3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

注1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

注2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

注3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

注4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。具体的には、レベル1:平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。レベル2:レベル1の1.5～1.8倍に設定。レベル3:レベル1の2倍に設定。「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

注5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じよう場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

注6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4 火山に関する情報

気象庁が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

本市における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について、重視する。

(1) 噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは、次のとおりである。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	- 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 - 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。	小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
		2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

エ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ①噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ②噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ③18 時間先（3 時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(イ) 降灰予報（速報）

- ①噴火が発生した火山に対して、噴火発生後 5～10 分程度で発表。
- ②降灰予報（定時）を発表中の火山では、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ①噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。
- ②降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表。
- ③噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

オ 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(ア) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（イ）噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

ただし、以下のような場合にも発表する。

- ①噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ②噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
- ③このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

（ウ）富士山の火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

このうち、直接本市に関連するものは降灰予報であるため、特に注視する。

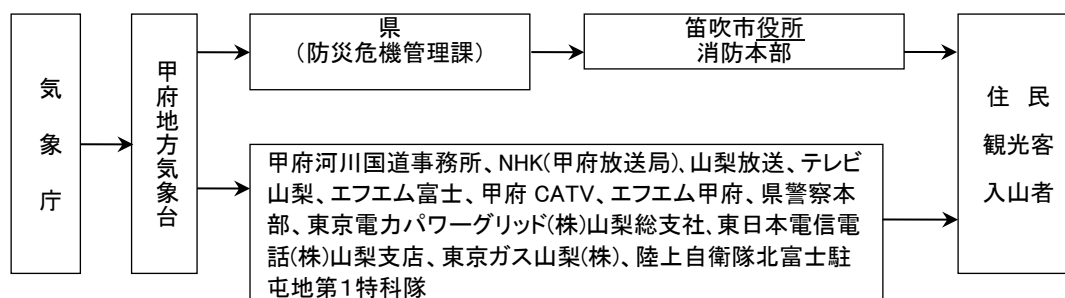
（エ）月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

（オ）噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

（２）伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2節 災害配備体制に関する資料

第1 市職員配備基準

体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第1 配備体制（注意報配備体制）	【地震】 1 震度4の地震が市内で発生したとき。	1 防災危機管理課（3人）	1 休日、夜間に震度4の地震が発生した場合は、防災危機管理課に登庁する。
	【風水害】 1 大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、風雪注意報のいずれか一以上が発生したとき。	1 政策課、財政課、企画課（2人） 2 農林土木課（2人） 3 土木課（3人） 4 各支所（3人） 5 指定避難所等管理職員（参集指示があった場合） ※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は参集に備え自宅待機	1 勤務時間内においては、通常業務を行いながら、情報収集に努める。 2 勤務期間外においては、配備を要する所属は、自宅待機とする。 3 ただし、状況に応じて出動をする。
第2 配備体制（警報配備体制）	【地震】 1 震度4の地震が市内で発生し、市内に被害が確認されたとき。	1 防災危機管理課（3人） 2 総務課（2人） 3 政策課、財政課、企画課（2人） 4 農林土木課（2人） 5 土木課（3人） 6 各支所（3人）	1 勤務時間内は、防災危機管理課に情報伝達員を1人残し、各課で業務を行う。 2 勤務時間外は、総務課に配置し、業務を行う。 3 支所は、各支所に配置し、業務を行う。
	【風水害：短時間の降雨の場合】 1 大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風（雪）警報のいずれか一以上が発表されたとき。	7 指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員） 8 行政バス運転職員（確保開始） ※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出動	
	【風水害：長時間の降雨の場合】 1 大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、風雪注意報のいずれか一以上が発生したとき。		
第3 配備体制（災害警戒本部体制）	【地震】 1 震度5弱及び5強の地震が市内で発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 3 その他、総務部長が必要と認めたとき。	1 本部長（総務部長） 2 副本部長（防災危機管理課長） 3 班長 4 各支所 5 統括員 6 各班員（3人） 7 指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員） 8 行政バス運転職員（運行開始） ※消防団は出動	1 本部長、副本部長は、市役所本館 3階 301会議室に参集する。 2 統括員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 3 各班長と班員は、班長の勤務先に参集する。 4 現地活動拠点支部は、各支所に参集する。 5 24時間体制で交代勤務とする。
	【風水害：短時間の降雨の場合】 1 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断されるとき。 2 洪水や土砂災害に係る避難情報を発令する等の状況が生じたとき。 ※「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。		
	【風水害：長時間の降雨の場合】 1 大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風（雪）警報のいずれか一以上が発表されたとき。 2 上芦川雨量計が連続雨量120mmに達し、県道が通行止めになる1時間前（連続100mm）、県からの連絡による。	1 八代総合会館 指定避難所管理職員	
	【その他】 1 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれるとき。 2 富士山に噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表されたとき。 3 その他、総務部長が必要と認めたとき。		

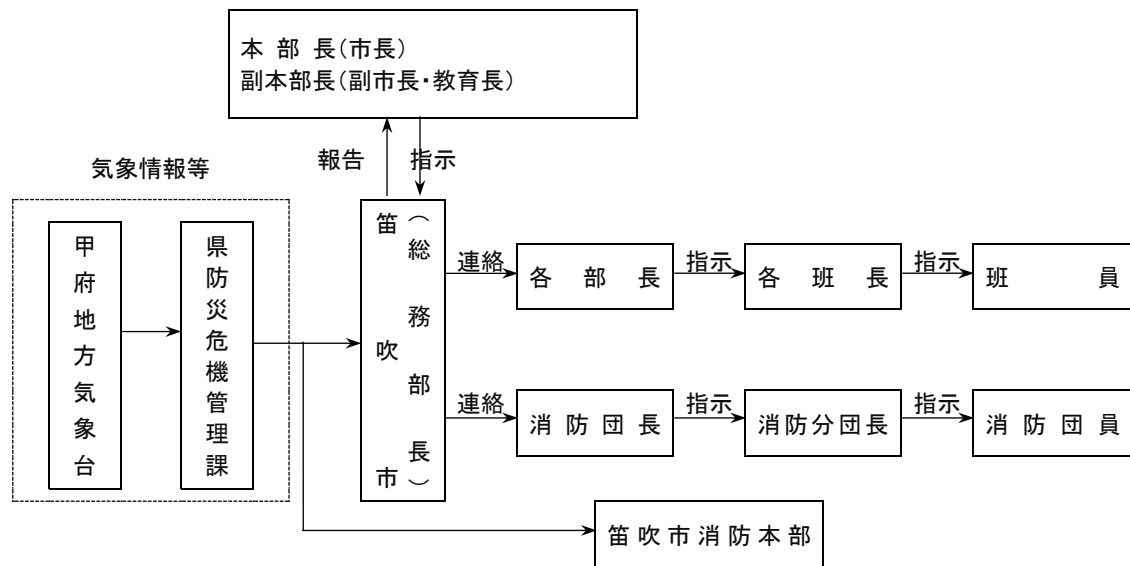
体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第4 配備体制（災害対策本部体制）	【地震】 1 震度6弱以上の地震が市内で発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。	全職員 ※消防団は出動	1 本部長、副本部長は、市役所本館 3階 301会議室に参集する。 2 統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 3 他の職員は、各勤務先に参集する。 4 24時間体制で交代勤務とする。
	【風水害：長時間の降雨の場合】 1 市内に設置された雨量計のいずれかが、連続雨量300mmを超えると予想されるとき。		
	【その他】 1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。 2 災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。 3 市内に特別警報等が発表されたとき。 4 富士山に噴火警戒レベル4（避難準備）以上が発表されたとき。 5 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、更に降雪のおそれがあるとき。 6 その他、市長が必要と認めたとき。 ※「災害が広範囲に・・・わたるおそれがあり」とは、通信の途絶などにより被害状況が確認できない状況や分析した被害想定を指す。 ※特別警報等とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報、線状降水帯予測、記録的短時間大雨情報を指す。		

災害対策本部に配置する職員と職務代行

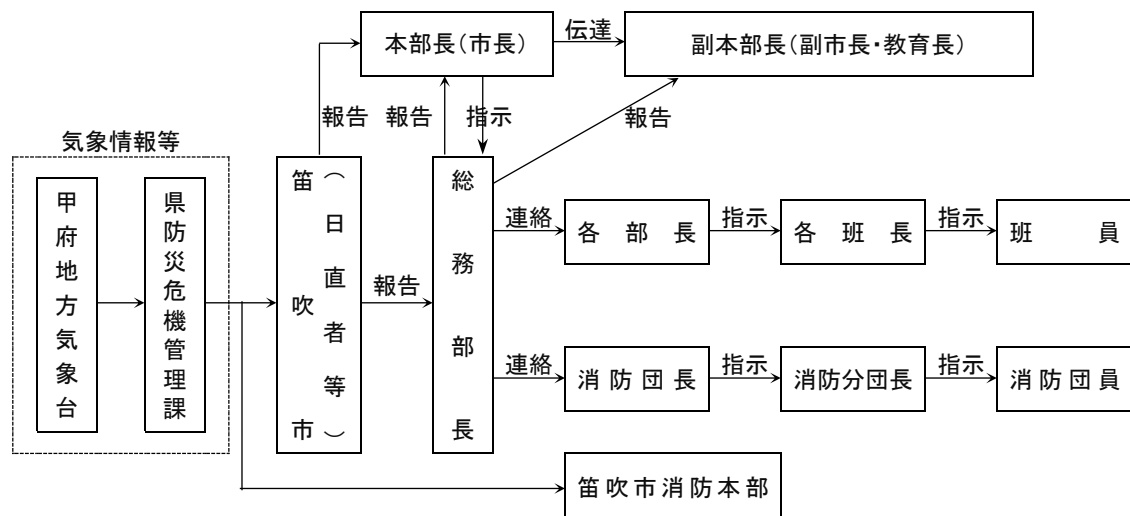
部		配置する職員					
		本部長・副本部長・部長	職務代行者	班	所属	班長	職務代行者
1	災害対策本部	本部長 市長	副市長	—	—	—	—
		副本部長 副市長 教育長	総務部長	—	—	—	—
2	統括局	統括局長 総務部長 副統括局長 総合政策部長 議会事務局長	総合政策部長	統括班	防災危機管理課、統括員	防災危機管理課長	課長補佐又はリーダー
				資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課	総務課長	管財課長
				情報班	政策課、企画課、議会事務局、総務課（総務担当）、各支所	政策課長	企画課長
				財政班	財政課	財政課長	課長補佐又はリーダー
3	住民部	住民部長 市民環境部長 副部長 会計管理者	会計管理者	総務班	市民活動支援課	市民活動支援課長	課長補佐又はリーダー
				住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収税課、会計課	戸籍住民課長	国民健康保険課長
				環境班	環境推進課	環境推進課長	課長補佐又はリーダー
4	福祉部	福祉部長 保健福祉部長 副部長 子供すこやか部長	子供すこやか部長	総務班	福祉総務課	福祉総務課長	課長補佐又はリーダー
				福祉班	障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、生活援護課	障害福祉課長	介護保険課長
				救護班	健康づくり課	健康づくり課長	課長補佐又はリーダー
				保育班	子育て支援課、保育課	子育て支援課長	保育課長
5	社会基盤部	社会基盤部長 建設部長 副部長 産業観光部長	産業観光部長	総務班	農林振興課、建設総務課	農林振興課長	建設総務課長
				農政班	農林土木課、農業委員会事務局	農林土木課長	農業委員会事務局長
				観光商工班	観光商工課	観光商工課長	課長補佐又はリーダー
				土木班	土木課	土木課長	課長補佐又はリーダー
				住宅班	まちづくり整備課	まちづくり整備課長	課長補佐又はリーダー
6	水道部	水道部長 公営企業部長	水道課長	総務班	業務課、企業会計課	課長補佐	リーダー
				水道班	水道課	水道課長	課長補佐又はリーダー
				下水道班	下水道課	下水道課長	課長補佐又はリーダー
7	教育部	教育部長 教育部長	教育総務課長	総務班	教育総務課	教育総務課長	課長補佐又はリーダー
				学校教育班	学校教育課	学校教育課長	課長補佐又はリーダー
				生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館	生涯学習課長	課長補佐又はリーダー
8	消防部	消防部長 消防長	次長	消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課	次長	消防課長
				消防署	消防署、東部出張所、西部出張所	消防署長	副署長

※消防本部における災害対応のための「統括指揮本部」は、消防課が開設する。

第2 勤務時間内における緊急招集連絡



第3 勤務時間外における緊急招集連絡



第4 参集時の留意事項

1 参集時期

配備基準に該当する災害情報を感知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。

2 参集困難な場合の措置

病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。

また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所に参集し、支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

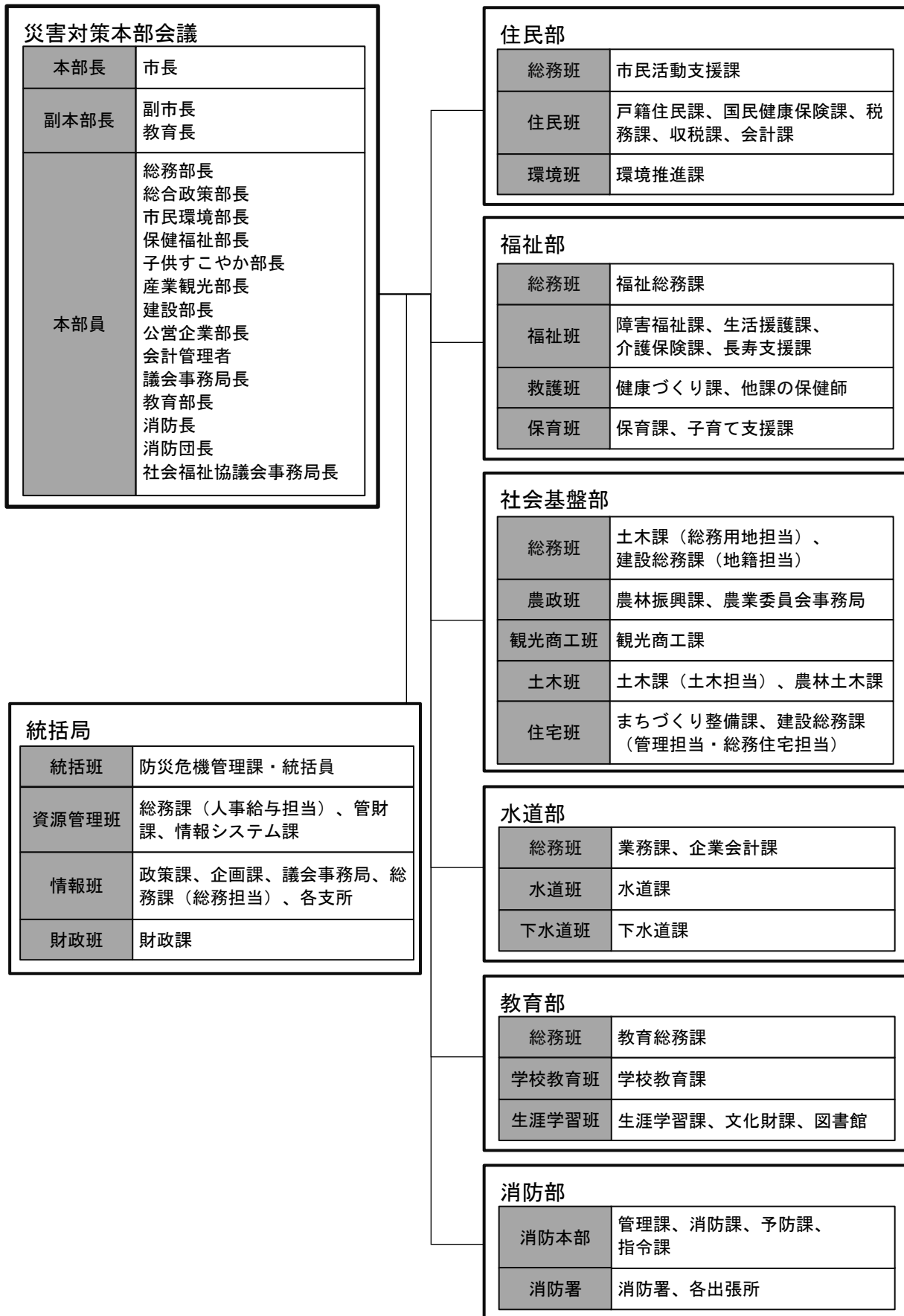
3 参集時の服装等

応急活動に適した服を着用の上、参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等をできる限り持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平時から準備しておく。

4 参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

第5 笛吹市災害対策本部組織図



第 6 笛吹市災害対策本部事務分掌

部	班	分掌事務
統括局	統括班 (防災危機管理課)	災害対策本部全般に関すること。 災害応急活動全般に係る指揮及び総合調整に関すること。 消防団に関すること。 国・県の防災関係機関との連絡調整に関すること。 自衛隊派遣に関すること。 防災行政無線に関すること。 情報の収集・伝達に関すること。 指定避難所等開設・運営に関すること。 県消防防災ヘリコプターの出動要請に関すること。 避難情報の発令に関すること。 災害救助法の適用申請に関すること。 国・県への被害状況報告及び要望事項等に関すること。
	資源管理班 (総務課_人事給与担当) (管財課) (情報システム課)	職員の動員、派遣に関すること。 県及び他市町村への応援要請に関すること。 庁舎機能の維持、管理に関すること。 市有車両の管理及び配備に関すること。 緊急通行（輸送）車両に関すること。 応急対策用資機材、物品資材、燃料等の調達に関すること。 庁舎、公有施設等の利用者の安全確保に関すること。 所管する公有施設等の被害状況調査に関すること。 所管する公有施設等の応急復旧に関すること。 受援体制に関すること。 電話回線の応急復旧に関すること。 情報システム・電子機器及びデータ等の機能維持及び復旧に関すること。 インターネット、市ネットワークの機能維持及び復旧に関すること。 災害対策用パソコンの設置等に関すること。
	情報班 (政策課) (企画課) (議会事務局) (総務課_総務担当) (各支所)	情報の収集・伝達に関すること。 災害情報の集計、報告等に関すること。 報道関係機関との連絡調整に関すること。 住民への広報活動に関すること。 災害記録の収集に関すること。 支所管内の被害情報の収集・伝達に関すること。 支所管内の自主防災組織（行政区）や消防団との連絡調整に関すること。 支所管内の指定避難所等との情報伝達及び管理運営に関すること。 市議会との連絡調整に関すること。 視察等への対応に関すること。 災害復旧・復興計画の策定に関すること。 統括局内の庶務に関すること。 支所内の庶務に関すること。 他班との調整に関すること。
	財政班 (財政課)	災害対策の予算編成や予算管理に関すること。 市民からの電話問合せ（コールセンター）に関すること。
住民部	総務班 (市民活動支援課)	所管する市有施設の被害状況調査に関すること。 所管する市有施設の応急復旧に関すること。 指定管理者との連絡調整に関すること。

部	班	分掌事務
		部内の庶務に関すること。 災害ボランティアに関すること。 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 国・県の関係機関との連絡調整に関すること。 部内の人員、物資の確保に関すること。 他班との調整に関すること。
	住民班 (戸籍住民課) (国民健康保険課) (税務課) (収税課) (会計課)	災害相談窓口の設置運営に関すること。 行方不明者相談窓口の設置に関すること。 国民健康保険税の減免措置に関すること。 災害による市税の減免に関すること。 家屋の被害調査に関すること。 罹災証明書の発行に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 災害関係経費の出納に関すること。 遺体の収容、処理及び埋火葬の許可に関すること。
	環境班 (環境推進課)	環境対策に関すること。 廃棄物処理対策に関すること。 仮設トイレの設置、し尿処理に関すること。 ペット対策に関すること。 死亡獣畜の処理に関すること。 除染活動に関すること。 損壊家屋等の解体・撤去に関すること。 衛生施設の被害状況調査に関すること。 衛生施設の応急復旧に関すること。
福祉部	総務班 (福祉総務課)	指定管理者との連絡調整に関すること。 災害見舞金・義援金品に関すること。 部内の庶務に関すること。 他班との調整に関すること。 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。 身寄りのない遺体の埋火葬に関すること。 国・県の関係機関との連絡調整に関すること。 部内の人員、物資の確保に関すること。 笛吹市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
	福祉班 (障害福祉課) (生活援護課) (介護保険課) (長寿支援課)	要配慮者が使用する生活必需品の調達に関すること。 要配慮者の避難対策に関すること。 在宅高齢者等の安全確保に関すること。 生活福祉資金、災害援護資金等の貸付に関すること。 所管する社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 所管する社会福祉施設の応急復旧に関すること。 福祉避難所の設置・運営に関すること。 社会福祉施設等との連絡調整に関すること。
	救護班 (健康づくり課) (他課の保健師)	医療救護班の出動要請及び医療救護所の設置に関すること。 医療に係る情報収集及び提供並びに健康管理及び健康相談に関すること。 医薬品、医療資機材の確保、供給に関すること。 食品衛生及び保健衛生に関すること。 感染症の予防に関すること。 福祉避難所の設置・運営に関すること。

部	班	分掌事務
		傷病者の搬送に関すること。 峡東保健所との連絡調整に関すること。 医療機関等との連絡調整に関すること。
	保育班 (子育て支援課) (保育課)	所管する児童福祉施設等の施設利用者の安全確保に関すること。 所管する児童福祉施設等の被害状況調査に関すること。 所管する児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 福祉避難所の設置・運営に関すること。
社会基盤部	総務班 (土木課_総務用地担当) (建設総務課_地籍担当)	部内の庶務に関すること。 他班との調整に関すること。 国・県の関係機関との連絡調整に関すること。 部内の人員、物資の確保に関すること。 物資集積拠点の開設に関すること。
	農政班 (農林振興課) (農業委員会事務局)	峡東農務事務所、峡東林務環境事務所等との連絡調整に関すること。 指定管理者との連絡調整に関すること。 災害用食糧及び物品、燃料等の運搬・配付に関すること。 農林水産物の被害調査及び技術対策に関すること。 被害農林水産業者に対する融資に関すること。 農林水産関係施設の被害状況調査に関すること。 農林水産関係施設の応急復旧に関すること。
	観光商工班 (観光商工課)	被害商工業者に対する融資に関すること。 災害用食糧の確保に関すること。 生活必需品、燃料等の調達に関すること。 帰宅困難者対策に関すること。 観光協会、商工会等との連絡調整に関すること。 災害対策のための労働力の確保に関すること。 災害に関連した失業者の対策に関すること。 観光・商工関係施設の被害状況調査に関すること。 観光・商工関係施設の応急復旧に関すること。
	土木班 (土木課_建設担当) (農林土木課)	水防に関すること。 緊急輸送に関すること。 道路障害物の除去に関すること。 道路、河川等の被害状況調査に関すること。 道路、河川等の応急復旧に関すること。 雪害対策に関すること。 国、県の関係機関との連絡調整（道路、河川等）に関すること。 建設業者との連絡調整に関すること。
	住宅班 (まちづくり整備課) (建設総務課_管理担当・ 総務住宅担当)	都市復興基本計画に関すること。 住宅復興資金の斡旋に関すること。 被災建築物応急危険度判定士の出動要請に関すること。 被災宅地危険度判定士の出動要請に関すること。 応急仮設住宅及び被災者の住宅供給に関すること。 被災住宅の応急修理に関すること。 公園、広場等施設利用者の安全確保に関すること。 市営住宅、公園施設等の被害状況調査に関すること。 市営住宅、公園施設等の応急復旧に関すること。 指定管理者との連絡調整に関すること。
水道部	総務班	指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。

部	班	分掌事務
	(業務課) (企業会計課)	部内の庶務に関すること。 国・県の関係機関との連絡調整に関すること。 部内の人員、物資の確保に関すること。 他班との調整に関すること。
	水道班 (水道課)	飲料水・生活用水の供給に関すること。 水道施設の被害状況調査に関すること。 水道施設の応急復旧に関すること。
	下水道班 (下水道課)	排水設備指定工事店との連絡調整に関すること。 下水道施設の被害状況調査に関すること。 下水道施設の応急復旧に関すること。
教育部	総務班 (教育総務課)	学校施設の被害状況調査に関すること。 学校施設の応急復旧に関すること。 学校給食に関すること。 炊出しに伴う給食施設の利用、管理に関すること。 学校等との連絡調整に関すること。 県教育委員会との連絡調整に関すること。 部内の庶務に関すること。 国・県の関係機関との連絡調整に関すること。 部内の人員、物資の確保に関すること。 他班との調整に関すること。
	学校教育班 (学校教育課)	学校施設利用者の安全確保に関すること。 罹災生徒、児童の教科用図書等の配布に関すること。 応急教育の実施に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課) (文化財課) (図書館)	社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。 関係施設利用者の安全確保に関すること。 関係施設の被害状況調査に関すること。 関係施設の応急復旧に関すること。 指定管理者との連絡調整に関すること。
消防部	消防本部 (管理課) (消防課) (予防課) (指令課)	情報の収集・伝達に関すること。 防災関係機関との連絡調整に関すること。 消火活動に関すること。 救助・救急活動に関すること。 緊急消防援助隊等の応援要請及び受入れに関すること。
	消防署 (消防署) (東部出張所) (西部出張所)	警戒区域の設定に関すること。 罹災証明書の発行（火災によるもの）に関すること。

第 7 笛吹市災害対策本部条例

笛吹市災害対策本部条例



第 8 笛吹市地震災害警戒本部条例

笛吹市地震災害警戒本部条例



第3節 被害情報の収集・伝達に関する資料

第1 放送機関一覧

放送局名	協定締結 年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
NHK（甲府放送局）	S58. 7. 1	(055) 255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	S58. 7. 1	昼 (055) 231-3232 夜 (055) 231-3250 (090-1555-8222)	9-220-1-066	放送本部
テレビ山梨	S58. 7. 1	昼 (055) 232-1114 夜 080-3126-4455	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H2. 2. 28	(055) 228-6969	9-220-1-068	—

第2 放送要請様式

山梨県地域防災計画 資料編 I
（放送（報道）協定） p128～135
（要請様式） p129



第3 被害程度の判定基準

1	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
2	行 方 不 明 者	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
3	重傷者・軽傷者	・重傷者：1月以上の治療を要する見込みの者 ・軽傷者：1月未満で治癒できる見込みの者
4	住 家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に住居している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被 害 額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住 家 全 壊 (全壊、流失)	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 棟数及び世帯数、人員を報告する。なお、被害戸数は「独立して家庭生活を営むことができる建物、又は完全に区画された建物の一部」を単位とする。
9	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
10	床 上 浸 水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に住居できないもの
11	床 下 浸 水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一 部 破 損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの。ただし、軽微なものは除く。
13	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非 住 家 (公共建物)	国、県、市町村、J R、N T T等の管理する建物
15	非 住 家 (その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文 教 施 設	学校(各種学校を含む。)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病 院	医療法に定める病院(20人以上)
18	流 失 埋 没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠 水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農 業 用 施 設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等

21	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水利、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
32	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被災者	被災世帯の構成員

第 4 県及び消防庁への災害情報の連絡先

1 県への連絡先

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線番号
県防災局防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1429	(衛星系) 200-2513
峡東地域県民センター県民課	0553-20-2704	0553-20-2705	(衛星系) 300-2022

2 消防庁への連絡先

区分 回線別		通常時 (9 : 30 ~ 18 : 15) ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	F A X	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

第5 県指定に基づく被害報告ルート

1 注意報配備体制

(大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、震度4の地震)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市町村 消防本部	市町村・消防本部→県防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準]
人、建物	市町村	市町村→県防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市町村	市町村→農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課
農業用施設	市町村 農務事務所	市町村→農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業施設	市町村外	市町村外→県森林環境総務課→県防災危機管理課
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、 下水道	各管理者	管理者→ $\left\{ \begin{array}{l} \rightarrow \text{峡東建設事務所} \\ \rightarrow \text{下水道事務所} \\ \rightarrow \text{ダム事務所} \end{array} \right\} \rightarrow \text{県各主管課} \rightarrow \text{県防災危機管理課}$
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→県防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→県防災危機管理課

2 警報配備体制

(大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風(雪)警報)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市町村 県警察本部 消防本部	市町村・(地域県民センター)→県防災危機管理課→消防庁等 [直接速報基準] 県警察本部・消防本部→県防災危機管理課
人、建物	市町村	市町村→保健福祉事務所→県福祉保健総務課→県防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→県福祉保健総務課→県防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→県福祉保健総務課→県防災危機管理課
水道、清掃施設	市町村	市町村→ $\left\{ \begin{array}{l} \rightarrow \text{保健福祉事務所} \rightarrow \text{県福祉保健総務課} \rightarrow \text{県防災危機管理課} \\ \rightarrow \text{林務環境事務所} \rightarrow \text{県森林環境総務課} \rightarrow \text{県防災危機管理課} \end{array} \right\}$
農水産物	市町村	市町村→農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課
農業用施設	市町村 農務事務所	市町村→農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業施設	市町村 林務環境事務所	市町村→林務環境事務所→県各主管課→県森林環境総務課→県防災危機管理課
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、 下水道	各管理者	管理者→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{峡東建設事務所} \\ \text{下水道事務所} \\ \text{ダム事務所} \end{array} \right\} \rightarrow \text{県各主管課} \rightarrow \text{県治水課} \rightarrow \text{県防災危機管理課}$
発電施設	各発電施設	各発電施設→県企業局電気課→県防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

3 災害警戒本部、災害対策本部体制

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	県民・自主防災組織 事業者・管理者 市町村	県民等→市町村→（地方連絡本部→）県災害対策本部 →国（消防庁、関係省庁等）

4 その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→県産業政策課→県防災危機管理課
文教施設	各管理者	市町村→教育事務所→県教・総務課→県防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→県防災危機管理課 県立学校管理者→県教・総務課→県防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→県教・総務課→県防災危機管理課 企業局関係各管理者→県企・総務課→県防災危機管理課 上記以外各管理者→県各主管課→県防災危機管理課

第 6 県指定に基づく被害報告様式

山梨県地域防災計画 資料編 I
(被災情報収集・伝達マニュアル、様式) p36～43



第 7 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
(第 1 号様式) p6～7
(第 2 号様式) p8
(第 3 号様式) p9～10



第 8 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式
(第 1 号様式) p11 (第 2 号様式) p14
(第 3 号様式) p16 (第 4 号様式) p19～20、22



第9 災害用伝言ダイヤルの利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の電話が殺到し、電話がつながりにくくなる。

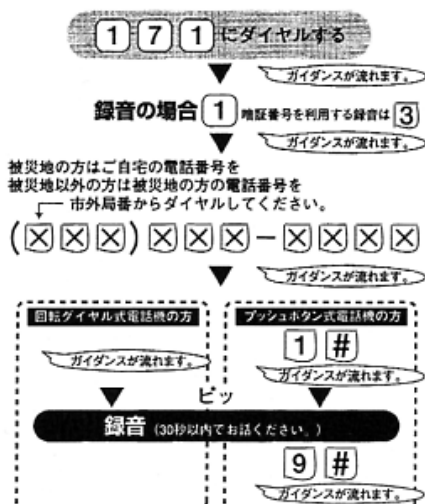
このような状況を緩和するため、大規模災害発生時には被災地域内やその他の地域の人との間で「声の伝言板」の役割を果たす「災害用伝言ダイヤル」がNTTにより提供される。

※「災害用伝言ダイヤル」とは、被災地の方が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人が、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンタ」を通じて再生することができるシステム

提供の条件

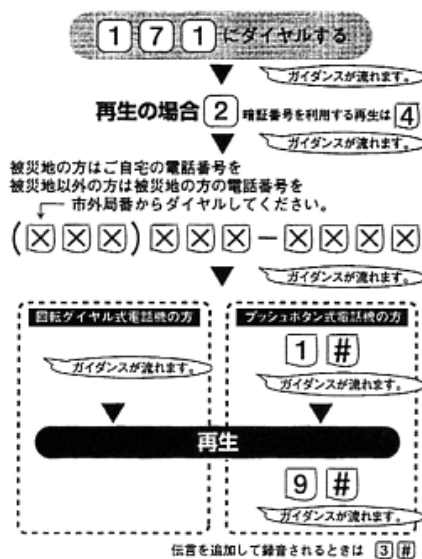
- 利用できる電話……加入電話、INS ネット、公衆電話、ひかり電話及び、災害時にNTTが避難所などに設置する災害時用公衆電話。携帯電話・PHSからも利用可能であるが、詳しくは各通信事業者へ問い合わせ
- 提供開始時期……災害が発生し、安否確認のための通話が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になっている場合
- 伝言録音時間……1伝言あたり30秒以内
- 伝言保存期間……運用期間終了まで。保存期間終了時には自動消去
- 利用料金……NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。他通信事業者の通話料に関しては、各通信事業者等に問い合わせ

伝言の録音方法



※伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。

伝言の再生方法



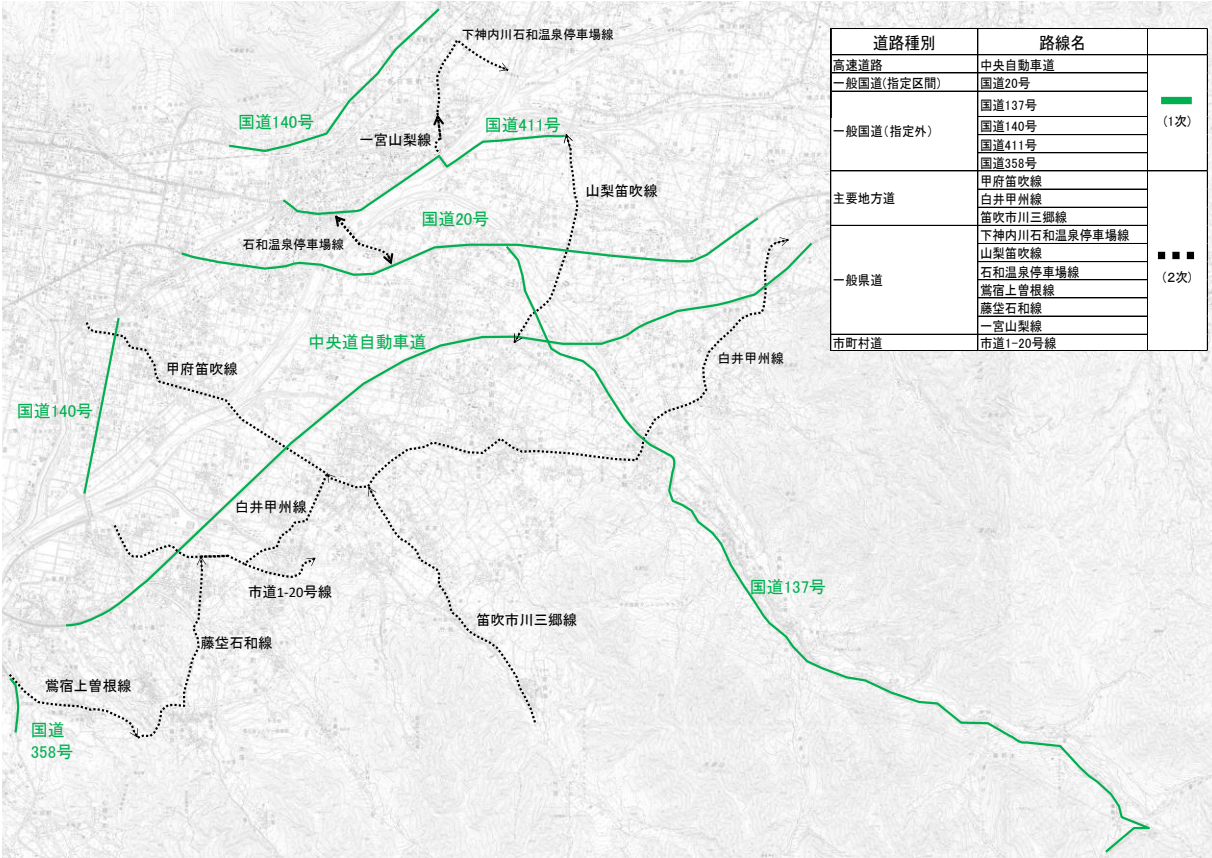
第4節 緊急輸送に関する資料

第1 県指定緊急輸送道路一覧

山梨県地域防災計画 本編（地震編）
（緊急輸送対策）p301～307
（緊急輸送道路指定路線一覧表）p304～306



1 緊急輸送道路路線図



2 県指定緊急輸送道路一覧

(1) 第一次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起終点
高速自動車国道	—	中央自動車道西宮線	市内全線
一般国道 (指定区間)	20	国道 20 号	市内全線
一般国道 (指定区間外)	137	国道 137 号	市内全線
	140	国道 140 号	市内全線
	358	国道 358 号	市内全線
	411	国道 411 号	市内全線

(2) 第二次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起終点
主要地方道	22	甲府笛吹線	市内全線
	34	白井甲州線	市内全線
	36	笛吹市川三郷線	白井甲州線交点～甲府市境
一般県道	208	下神内川石和温泉停車場線	山梨市境～一宮山梨線交点
	211	山梨笛吹線	市内全線
	302	石和温泉停車場線	国道 411 号交点～国道 20 号交点
	308	鶯宿上曾根線	国道 358 号交点～藤垚石和線交点
	313	藤垚石和線	鶯宿上曾根線交点～白井甲州線石橋北交点
	314	一宮山梨線	国道 411 号交点～下神内川石和温泉停車場線交点
市町村道	—	4015 号線	甲府笛吹線交点～笛吹 SIC 交点
	—	2-30 号線	山梨笛吹線交点～国道 137 号交点

第2 異常気象時における道路等通行規制基準

山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ
(異常気象時における道路等通行規制基準) p152～160



第3 山梨県広域物資輸送拠点一覧

1 広域物資拠点

拠点名称	住所	面積
アイメッセ山梨	甲府市大津町 2192-8	(敷地) 25,760 m ²
		(建築) 7,678 m ²
		(延べ床) 9,945 m ²

第4 緊急交通路の通行を認める車両の分類

山梨県地域防災計画 本編 (一般災害編)
(緊急交通路の通行を認める車両の分類) p161～162



第5 緊急通行車両関係様式

災害対策基本法施行規則 第六条	
大規模災害に伴う交通規制実施要領	

第6 公用車一覧

(令和5年10月現在)

1 市

No.	部局名	使用課	車名 (メーカー)	車両番号	種別・用途
1	総務部	総務課	ダイハツ ハイゼット	480 け 3362	軽・貨物
2	総務部	管財課	いすゞ ガーラ	200 は 187	普通・乗合
3	総務部	管財課	いすゞ ガーラ	200 は 278	普通・乗合
4	総務部	御坂	ダイハツ ハイゼット	480 く 9050	軽・貨物
5	総務部	御坂	三菱 ミニキャブ	407 く 307	軽・貨物
6	総務部	御坂	三菱 ミニキャブ	480 こ 4472	軽・貨物
7	総務部	一宮	三菱 ミニキャブ	480 こ 5879	軽・乗用
8	総務部	一宮	トヨタ ヴィッツ	501 た 2364	普通・乗用
9	総務部	一宮	ダイハツ ハイゼット	480 く 6578	軽・貨物
10	総務部	八代	三菱 ミニキャブトラック	480 く 2882	軽・貨物
11	総務部	八代	ホンダ F I T	501 そ 5646	小型・乗用
12	総務部	八代	日産 クリッパー	480 け 935	軽・貨物
13	総務部	境川	ダイハツ ハイゼット	480 く 6579	軽・貨物
14	総務部	境川	三菱 ミニキャブ	480 き 8854	軽・貨物
15	総務部	境川	ダイハツ ハイゼット	480 き 5275	軽・貨物
16	総務部	春日居	スズキ イグニス	501 た 2937	軽・乗用
17	総務部	春日居	ダイハツ ハイゼット	480 く 6577	軽・貨物
18	総務部	春日居	ダイハツ ハイゼット	480 け 7187	軽・貨物
19	総務部	芦川	三菱 ミニキャブ	480 こ 5880	軽・貨物
20	総務部	芦川	日産 セレナ	501 た 8116	普通・乗用

No.	部局名	使用課	車名（メーカー）	車両番号	種別・用途
21	総務部	芦川	スズキ ジムニー	580 ひ 4411	軽・乗用
22	総務部	芦川	三菱 ミニキャブ	480 え 7377	軽・貨物
23	総務部	芦川	三菱 ミニキャブ	480 か 9106	軽・貨物
24	総合政策部	企画課	トヨタ ハイエース	200 さ 921	普通・乗用
25	総合政策部	政策課	トヨタ プリウス	300 み 3900	普通・乗用
26	総合政策部	政策課	トヨタ エスティマ	300 は 58	普通・乗用
27	総合政策部	情報システム課	トヨタ プロボックス	400 そ 6407	小型・貨物
28	総合政策部	情報システム課	ダイハツ ハイゼット	480 か 9623	軽・貨物
29	市民環境部	環境推進課	ダイハツ ハイゼット	480 か 3226	軽・貨物
30	市民環境部	環境推進課	三菱 ミニキャブ	480 き 5627	軽・貨物
31	建設部	土木課	スズキ ジムニー	580 は 6190	普通・乗用
32	建設部	土木課	ダイハツ ハイゼット	480 く 9051	軽・貨物
33	建設部	土木課	ダイハツ ハイゼットダンプ	480 け 9523	軽・貨物
34	建設部	まちづくり整備課	ダイハツ ハイゼット	480 く 9052	軽・貨物
35	産業観光部	農林土木課	スズキ ジムニー	580 は 6189	普通・乗用
36	公営企業部	水道課	三菱 ミニキャブ	480 え 7378	軽・貨物
37	公営企業部	水道課	三菱 ミニキャブ	480 か 9105	軽・貨物
38	公営企業部	水道課	トヨタ タウンエース	44 た 6623	小型・貨物
39	公営企業部	水道課	トヨタ タウンエース	44 ち 2300	小型・貨物
40	公営企業部	水道課	ダイハツ ハイゼット	480 け 5462	軽・貨物
41	公営企業部	下水道課	三菱 ミニキャブ	480 き 5032	軽・貨物
42	公営企業部	下水道課	三菱 ミニキャブ	480 く 308	軽・貨物
43	公営企業部	下水道課	ダイハツ ハイゼット	480 け 3361	軽・貨物
44	保健福祉部	福祉総務課	トヨタ アクア	501 そ 5156	小型・乗用
45	子供すこやか部	子育て支援課	日産 キャラバン	300 む 8319	普通・乗用
46	子供すこやか部	子育て支援課	トヨタ ハイエース	300 め 2707	普通・乗用
47	子供すこやか部	子育て支援課	トヨタ ハイエース	300 み 8491	普通・乗用
48	教育委員会	教育総務課	日野 デュトロ	100 す 6600	普通・貨物
49	教育委員会	教育総務課	トヨタ トヨエース	100 さ 5148	普通・貨物
50	教育委員会	教育総務課	日野 デュトロ	100 さ 6152	普通・貨物
51	教育委員会	教育総務課	トヨタ ダイナ	100 す 1714	普通・貨物
52	教育委員会	教育総務課	トヨタ ダイナ	100 す 1715	普通・貨物
53	教育委員会	教育総務課	日野 デュトロ	100 す 6052	普通・貨物
54	教育委員会	教育総務課	日野 デュトロ	100 す 6053	普通・貨物
55	教育委員会	教育総務課	日野 デュトロ	100 す 6054	普通・貨物

No.	部局名	使用課	車名（メーカー）	車両番号	種別・用途
56	教育委員会	学校教育課	日野	230 さ 2020	普通・乗合
57	教育委員会	学校教育課	いすゞ	230 さ 2021	普通・乗合
58	教育委員会	学校教育課	日野 ブルーリボン	200 は 84	普通・乗合
59	教育委員会	学校教育課	いすゞ	200 は 236	普通・乗合
60	教育委員会	学校教育課	トヨタ ハイエース	200 さ 733	普通・乗合
61	教育委員会	教育総務課	トヨタ アクア	501 そ 8518	小型・乗用
62	教育委員会	学校教育課	ダイハツ ハイゼット	480 こ 7891	軽・貨物
63	教育委員会	ふえふき教育相談室	ダイハツ ミラ	580 つ 9114	軽・乗用
64	教育委員会	文化財課	三菱 ミニキャブ	480 け 6547	軽・貨物
65	教育委員会	図書館	三菱 ミニキャブ	480 き 8855	軽・乗用
66	教育委員会	図書館	ダイハツ ハイゼット	480 き 5273	軽・貨物
67	教育委員会	図書館	ダイハツ ハイゼット	480 か 9622	軽・貨物
68	議会事務局	議会事務局	三菱 デリカ	331 ら 2112	普通・乗用
69	総務部	共用車	トヨタ プリウス	300 も 9132	小型・乗用
70	総務部	共用車	日産 エクストレイル	300 め 3552	普通・乗用
71	総務部	共用車	トヨタ ノア	501 せ 4825	小型・乗用
72	総務部	共用車	トヨタ プロボックス	400 そ 5566	小型・貨物
73	総務部	共用車	トヨタ プロボックス	400 そ 4383	小型・貨物
74	総務部	共用車	トヨタ アクア	501 そ 8517	小型・乗用
75	総務部	共用車	トヨタ タンク	501 た 8824	小型・乗用
76	総務部	共用車	トヨタ フィールダー	501 た 5281	小型・貨物
77	総務部	共用車	トヨタ プロボックス	400 そ 5851	小型・貨物
78	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 き 8856	軽・貨物
79	総務部	共用車	ダイハツ ハイゼット	480 く 4890	軽・貨物
80	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 く 6630	軽・貨物
81	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 く 3455	軽・貨物
82	総務部	共用車	ダイハツ ハイゼットトラック	480 け 7186	軽・貨物
83	総務部	共用車	スズキ キャリー	480 こ 5988	軽・貨物
84	総務部	共用車	トヨタ ハイエース	300 む 4183	普通・乗用
85	総務部	共用車	スズキ イグニス	501 た 2938	軽・貨物
86	総務部	共用車	ダイハツ ハイゼット	480 く 9053	軽・貨物
87	総務部	共用車	トヨタ ヴォクシー	500 ら 9794	小型・乗用
88	総務部	共用車	ダイハツ ミラ	580 ち 6805	軽・乗用
89	総務部	共用車	ダイハツ ミライース	580 て 5813	軽・乗用
90	総務部	共用車	ダイハツ ミライース	580 て 5814	軽・乗用

No.	部局名	使用課	車名（メーカー）	車両番号	種別・用途
91	総務部	共用車	スズキ ソリオ	501 ち 1365	小型・乗用
92	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 く 306	軽・貨物
93	総務部	共用車	トヨタ ヴォクシー	501 さ 6694	小型・乗用
94	総務部	共用車	スズキ アルト	580 ね 9625	軽・乗用
95	総務部	共用車	ダイハツ ハイゼット	480 く 2850	軽・貨物
96	総務部	共用車	ダイハツ ハイゼット	480 け 1457	軽・貨物
97	総務部	共用車	日産 クリッパー	480 こ 5837	軽・乗用
98	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 こ 1957	軽・貨物
99	総務部	共用車	ダイハツ ミラ	580 つ 1189	軽・乗用
100	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 こ 4617	軽・貨物
101	総務部	共用車	日産 クリッパー	480 こ 7680	軽・貨物
102	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 く 5301	軽・乗用
103	総務部	共用車	三菱 アイミーブ	580 に 4650	軽・乗用
104	総務部	共用車	三菱 ミニキャブミーブ	490 く 9121	軽・貨物
105	総務部	共用車	トヨタ ノア	501 せ 8071	小型・乗用
106	総務部	共用車	ホンダ FIT	501 そ 9438	普通・乗用
107	総務部	共用車	トヨタ サクシード	400 そ 9027	小型・貨物
108	総務部	共用車	ダイハツ ミライース	580 な 5796	小型・乗用
109	総務部	共用車	ダイハツ ミライース	580 て 1754	軽・乗用
110	総務部	共用車	ダイハツ ミラ	580 ち 6806	軽・乗用
111	総務部	共用車	ダイハツ ミライース	580 つ 9113	軽・乗用
112	総務部	共用車	スズキ アルト	580 は 6579	軽・乗用
113	総務部	共用車	ダイハツ ミライース	580 ね 3721	軽・乗用
114	総務部	共用車	スズキ アルト	580 は 6580	軽・貨物
115	総務部	共用車	ダイハツ ミライース	580 ね 3720	軽・乗用
116	総務部	共用車	ダイハツ ミライース	580 て 5812	軽・乗用
117	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 く 6629	軽・貨物
118	総務部	共用車	ダイハツ ハイゼット	480 け 7188	軽・貨物
119	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 き 5033	軽・貨物
120	総務部	共用車	三菱 ミニキャブ	480 け 6546	軽・貨物
121	総務部	共用車	ダイハツ ハイゼット	480 く 2851	軽・貨物
122	総務部	共用車	ダイハツ ハイゼット	480 く 9683	軽・貨物

2 消防本部

No.	部局名	使用課	車名（メーカー）	車両番号	種別・用途
1	消防本部	管理課	トヨタ ハイエース	300 み 1625	普通・乗用
2	消防本部	管理課	ダイハツ ハイゼット	480 け 1458	軽・貨物
3	消防本部	消防課	トヨタ プリウス α	300 む 8131	小型・乗用
4	消防本部	予防課	トヨタ サクシード	800 さ 5170	小型・特殊
5	消防本部	消防署	トヨタ サクシード	800 さ 5995	小型・特殊
6	消防本部	消防署	トヨタ ハイエース	830 た 2015	普通・特殊
7	消防本部	消防署	日野 デュトロ	830 さ 2018	普通・特殊
8	消防本部	消防署	トヨタ ハイエース	800 さ 7801	普通・特殊
9	消防本部	消防署	日野 デュトロ	800 さ 6803	普通・特殊
10	消防本部	消防署	トヨタ ダイナ	88 そ 2357	普通・特殊
11	消防本部	消防署	日産 エクストレイル	800 す 1393	普通・特殊
12	消防本部	消防署	トヨタ ハイエース	800 す 1192	普通・特殊
13	消防本部	消防署	日野 レンジャープロ	800 は 256	普通・特殊
14	消防本部	消防署	日野 レンジャー	830 せ 2023	普通・特殊
15	消防本部	消防署	ダイハツ ハイゼット	880 あ 696	軽・特殊
16	消防本部	消防署	日産 ディーゼル	800 は 462	普通・特殊
17	消防本部	消防署	スズキ キャリイ	880 あ 477	軽・特殊
18	消防本部	東部出張所	日産 パラメディック	830 す 2101	普通・特殊
19	消防本部	東部出張所	日野 デュトロ	800 さ 8995	普通・特殊
20	消防本部	西部出張所	日産 パラメディック	830 さ 2102	普通・特殊
21	消防本部	西部出張所	いすゞ エルフ	830 ひ 119	普通・特殊
22	消防本部	消防署	日産 パラメディック	830 た 2020	普通・特殊
23	消防本部	消防署	いすゞ エルフ	800 さ 3362	普通・特殊
24	消防本部	消防署	マツダ スクラムワゴン	880 あ 769	軽・特殊
25	消防本部	消防署	スバル サンバー	480 こ 7587	軽・貨物
26	消防本部	消防署	ホンダ カブ	笛吹市 A119	原付

3 消防団

No.	部局名	使用機関	車名（メーカー）	車両番号	種別・用途
1	本庁	防災危機管理課	トヨタ ランドクルーザーブ ラド	800 さ 6694	普通・特種
2	本庁	防災危機管理課	三菱 デリカ	800 す 1523	普通・特種
3	御坂分団	御坂	トヨタ ランドクルーザーブ ラド	800 さ 5238	普通・特種
4	一宮分団	一宮	トヨタ ランドクルーザーブ ラド	800 さ 4653	普通・特種
5	一宮分団	一宮	スバル サンバー	80 あ 743	軽・特種
6	八代分団	八代	トヨタ サーフ	800 さ 7405	普通・特種
7	八代支所	八代	日野 デュトロ	800 す 4512	消防団
8	境川分団	境川	トヨタ サーフ	800 さ 7406	普通・特種
9	境川分団	境川	三菱 キャンター	88 そ 2202	普通・特種
10	境川分団	境川	いすゞ エルフ	800 さ 921	普通・特種
11	春日居分団	春日居	日産 エクストレイル	800 す 4794	普通・特種
12	芦川支所	芦川	スズキ エスクード	800 さ 7485	普通・特種
13	芦川支所	芦川	日野 デュトロ	800 す 853	消防団
14	石和分団	第 1 部	日野 デュトロ	802 り 1	消防団
15	石和分団	第 1 部	日野 デュトロ	800 す 2492	消防団
16	石和分団	第 2 部	日野 デュトロ	800 さ 9990	消防団
17	石和分団	第 2 部	日野 デュトロ	800 す 3751	消防団
18	石和分団	第 2 部	日野 デュトロ	800 さ 9470	消防団
19	石和分団	第 3 部	トヨタ ダイナ	800 す 3397	消防団
20	石和分団	第 4 部	日野 デュトロ	830 す 4	消防団
21	石和分団	第 5 部	トヨタ ダイナ	800 ふ 5	消防団
22	石和分団	第 5 部	いすゞ エルフ	800 さ 1030	消防団
23	石和分団	第 6 部	トヨタ ダイナ	800 す 1174	消防団
24	石和分団	第 7 部	日野 デュトロ	800 さ 7243	消防団
25	石和分団	第 8 部	日野 デュトロ	800 ま 8	消防団
26	石和分団	第 9 部	トヨタ ダイナ	800 す 3398	消防団
27	石和分団	第 10 部	日野 デュトロ	800 す 4125	消防団
28	石和分団	第 10 部	いすゞ エルフ	800 さ 6153	消防団
29	石和分団	第 11 部	日野 デュトロ	830 の 11	消防団
30	石和分団	第 12 部	日野 デュトロ	830 そ 12	消防団

No.	部局名	使用機関	車名（メーカー）	車両番号	種別・用途
31	石和分団	第 13 部	日野 デュトロ	800 さ 8666	消防団
32	石和分団	第 13 部	日野 デュトロ	800 す 2033	消防団
33	石和分団	第 14 部	日野 デュトロ	800 さ 9065	消防団
34	石和分団	第 14 部	三菱 キャンター	800 さ 2529	消防団
35	御坂分団	機動隊	日野 デュトロ	800 す 1216	消防団
36	御坂分団	第 1 部	日野 デュトロ	801 ふ 1	消防団
37	御坂分団	第 2 部	三菱 キャンター	800 さ 8658	消防団
38	御坂分団	第 3 部	トヨタ トヨエース	800 す 2040	消防団
39	御坂分団	第 4 部	日野 デュトロ	800 す 3008	消防団
40	御坂分団	第 6 部	日野 デュトロ	830 た 6	消防団
41	御坂分団	第 7 部	トヨタ トヨエース	830 さ 107	消防団
42	御坂分団	第 8 部	日野 デュトロ	800 す 4988	消防団
43	御坂分団	第 9 部	トヨタ ダイナトヨエース	800 す 1630	消防団
44	御坂分団	第 9 部	日野 デュトロ	800 す 1217	消防団
45	御坂分団	第 12 部	トヨタ ダイナトヨエース	800 す 848	消防団
46	御坂分団	第 14 部	トヨタ ダイナトヨエース	800 す 3735	消防団
47	御坂分団	第 16 部	トヨタ ダイナトヨエース	830 さ 301	消防団
48	御坂分団	第 16 部	ダイハツ ハイゼット	880 あ 982	消防団
49	御坂分団	第 17 部	トヨタ ダイナトヨエース	800 す 2493	消防団
50	御坂分団	第 17 部	トヨタ ダイナトヨエース	800 す 2974	消防団
51	御坂分団	第 19 部	日野 デュトロ	800 さ 7565	消防団
52	御坂分団	第 20 部	トヨタ ダイナトヨエース	800 す 4138	消防団
53	一宮分団	西機動隊	日野 デュトロ	800 さ 5272	消防団
54	一宮分団	北機動隊	日野 デュトロ	800 す 3345	消防団
55	一宮分団	第 1 部	ダイハツ ハイゼット	880 あ 984	消防団
56	一宮分団	第 4 部	ダイハツ ハイゼット	880 あ 1306	消防団
57	一宮分団	第 5 部	ダイハツ ハイゼット	880 あ 1462	消防団
58	一宮分団	第 7 部	ダイハツ ハイゼット	800 あ 1076	消防団
59	一宮分団	第 8 部	ダイハツ ハイゼット	800 あ 1077	消防団
60	一宮分団	第 9 部	ダイハツ ハイゼット	880 あ 1463	消防団
61	一宮分団	第 10 部	ダイハツ ハイゼット	880 あ 1151	消防団
62	一宮分団	第 11 部	スバル サンバー	80 あ 525	消防団
63	一宮分団	第 12 部	三菱	80 あ 1019	消防団
64	一宮分団	第 13 部	日野 デュトロ	800 す 428	消防団

No.	部局名	使用機関	車名（メーカー）	車両番号	種別・用途
65	一宮分団	第 16 部	日野 デュトロ	800 さ 9633	消防団
66	一宮分団	第 18 部	三菱 ミニキャブ	880 あ 544	消防団
67	一宮分団	第 21 部	トヨタ ダイナ	800 す 433	消防団
68	一宮分団	第 24 部	ダイハツ	80 あ 812	消防団
69	一宮分団	第 25 部	ダイハツ ハイゼット	880 あ 1074	消防団
70	一宮分団	第 26 部	三菱	80 あ 454	消防団
71	八代分団	第 1 部	日野 デュトロ	830 さ 8246	消防団
72	八代分団	第 1 部	三菱 キャンター	830 せ 373	消防団
73	八代分団	第 2 部	日野 デュトロ	800 そ 111	消防団
74	八代分団	第 3 部	いすゞ エルフ	800 さ 4404	消防団
75	八代分団	第 4 部	トヨタ ダイナ	831 さ 119	消防団
76	八代分団	第 5 部	日産 アトラス	800 さ 3595	消防団
77	八代分団	第 6 部	日野 デュトロ	800 す 2941	消防団
78	八代分団	第 7 部	トヨタ ダイナ	800 さ 7170	消防団
79	八代分団	第 8 部	トヨタ トヨエース	830 せ 911	消防団
80	八代分団	第 9 部	いすゞ エルフ	800 さ 9057	消防団
81	境川分団	第 1 部	ダイハツ	880 あ 107 5	消防団
82	境川分団	第 2 部	日産 アトラス	800 さ 6128	消防団
83	境川分団	第 3 部	ダイハツ	800 さ 1382	消防団
84	境川分団	第 4 部	トヨタ トヨエース	800 す 4139	消防団
85	境川分団	第 5 部	日野	800 さ 5317	消防団
86	境川分団	第 6 部	トヨタ	88 そ 2477	消防団
87	境川分団	第 7 部	日産	800 さ 3761	消防団
88	境川分団	第 9 部	日野	800 す 387	消防団
89	境川分団	第 10 部	トヨタ トヨエース	800 す 2041	消防団
90	境川分団	第 11 部	トヨタ ダイナ	800 さ 7548	消防団
91	境川分団	第 11 部	ダイハツ ハイゼット	880 あ 983	消防団
92	春日居分団	機動隊	日野 デュトロ	800 す 1536	消防団
93	春日居分団	第 1 部	日野	800 さ 8667	消防団
94	春日居分団	第 2 部	いすゞ	800 さ 9457	消防団
95	春日居分団	第 3 部	いすゞ エルフ	800 す 857	消防団
96	春日居分団	第 4 部	トヨタ ダイナ	800 す 850	消防団
97	春日居分団	第 5 部	日野	800 す 25	消防団
98	春日居分団	第 6 部	スズキ エブリ	883 い 302	消防団

No.	部局名	使用機関	車名（メーカー）	車両番号	種別・用途
99	芦川分団	第1部	スズキ キャリー	883 あ 119	消防団
100	芦川分団	第2部	スズキ キャリー	883 い 119	消防団
101	芦川分団	第3部	スズキ キャリー	883 う 119	消防団
102	芦川分団	第4部	スズキ キャリー	883 え 119	消防団

第5節 応援要請に関する資料

第1 自衛隊災害派遣要請依頼書

山梨県地域防災計画 本編（一般災害編） （災害派遣要請文書様式） p88～90	
山梨県地域防災計画 資料編 I （自衛隊災害派遣要請マニュアル） p82～84	

第2 消防防災航空隊出場要請書

山梨県地域防災計画 資料編 I （山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアル） p156～177 （消防防災航空隊出場要請書） p174	
---	--

第6節 災害救助法に関する資料

第1 災害救助法適用基準

- ①本市の住家の滅失した世帯数の数が、80世帯以上であること。
- ②同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数が、40世帯以上であること。
- ③被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- ④市の被害が、(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

第2 各種救助に係る様式

各種救助に係る様式 災害救助法による救助の実施について (昭和40年5月11日社施第99号)	
各種救助に係る様式 災害救助法による救助の実施について (改正 平成31年3月25日 府政防第471号)	

第3 山梨県災害救助法施行細則（別表）

山梨県災害救助法施行細則	
--------------	---

第7節 避難に関する資料

第1 避難情報発令の判断・伝達に関する資料

避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害
高齢者等避難	○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、更に水位の上昇が予想されるとき。 ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 ・笛吹川（石和観測所：2.9m） ・平等川（平等川観測所：2.1m） ・境川（境川橋観測所：1.4m） ・日川（日川観測所：4.2m）	○市に土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えたとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（湧水又は地下水が濁り始めた、湧水又は地下水の量に変化、小石が斜面からばらばら落ちだす、斜面の湧水・表面流の発生、土臭いすっぱい匂い等異様な匂い等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による土砂災害発生危険基準線（CL）の実況がレベル1「警戒」に達したとき。
避難指示	○以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、更に水位が上昇したとき。 ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 ○特別警報が発表されたとき。	○連続雨量が300mmを超えたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えてから時間雨量30mmを超える強度の降雨があったとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（溪流付近で斜面崩壊、降雨が続いているにもかかわらず河川の水位が急激に減少始める、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による1時間後予測が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル2「厳重注意」に達したとき。
緊急安全確保	○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、更に水位が上昇したとき。 ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ○河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ○堤防の決壊・越水を確認したとき。	○連続雨量が330mmを超えたとき。 ○近隣市町で土砂災害が発生 ○近隣市町で土砂移動現象、土砂災害危険箇所付近で前兆現象の発見があったとき（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂・崩壊等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」に実況が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル3「厳重警戒」に達したとき。

第2 避難行動に関する資料

情報	とるべき行動	警戒レベル
・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）	市が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	警戒レベル5相当
・土砂災害警戒情報 ・キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） ・氾濫危険情報	市が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル4相当
・大雨警報（土砂災害）※1 ・洪水警報 ・キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） ・氾濫警戒情報	市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をする。	警戒レベル3相当
・キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） ・氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2相当
・大雨注意報 ・洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2
・早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

第3 警戒区域の設定権限

	設定権者	法律	設定の基準
(1)	市長	災害対策基本法 第 63 条第 1 項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2)	水防団長、水防団員、消防職員	水防法 第 21 条第 1 項	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員	消防法 第 28 条第 1 項、第 36 条	火災の現場、水災を除く災害
(4)	警察官	災害対策基本法 第 63 条第 2 項 他	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第 63 条第 3 項	(1)、(4)の実施者がその場にはいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第 63 条第 1 項の措置をとる

第 8 節 医療救護に関する資料

第 1 災害拠点病院等の指定状況

県は、災害時の医療活動の拠点施設として災害拠点病院を、また災害拠点病院を支援する医療機関として災害支援病院を指定している。

区 分	指 定 状 況
災 害 拠 点 病 院	災害拠点病院は、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院として「県立中央病院」が指定され、また地域災害拠点病院として二次医療圏に 1 病院、県下で 8 病院が指定されている。
災 害 支 援 病 院	災害支援病院は、基幹災害支援病院及び地域災害支援病院があり、基幹災害支援病院として「山梨大学医学部附属病院」と「山梨赤十字病院」が指定され、地域災害支援病院として県下で 29 病院が指定されている。

市内には、峡東地域の地域災害拠点病院として「笛吹中央病院」が、地域災害支援病院として「石和共立病院」、「一宮温泉病院」、「石和温泉病院」、「富士温泉病院」及び「甲州リハビリテーション病院」が指定されている。

区分	病院名	一般病床数（床）
地域災害拠点病院（峡東地域）	笛 吹 中 央 病 院	150
	山 梨 厚 生 病 院	293
地域災害支援病院（峡東地域）	石 和 共 立 病 院	99
	一 宮 温 泉 病 院	77
	石 和 温 泉 病 院	193
	甲 州 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	91
	富 士 温 泉 病 院	43
	加 納 岩 総 合 病 院	160
	山 梨 市 立 牧 丘 病 院	30
	塩 山 市 民 病 院	120
	甲 州 市 立 勝 沼 病 院	51

市は、重症患者等の受入体制を確保するとともに、状況に応じて上記の医療機関に迅速に搬送ができるよう、搬送体制の確立を図る。

なお、重傷・重篤な救急患者の受入れや医療スタッフの全県派遣を行う県指定基幹災害拠点病院等の状況は、次のとおりである。

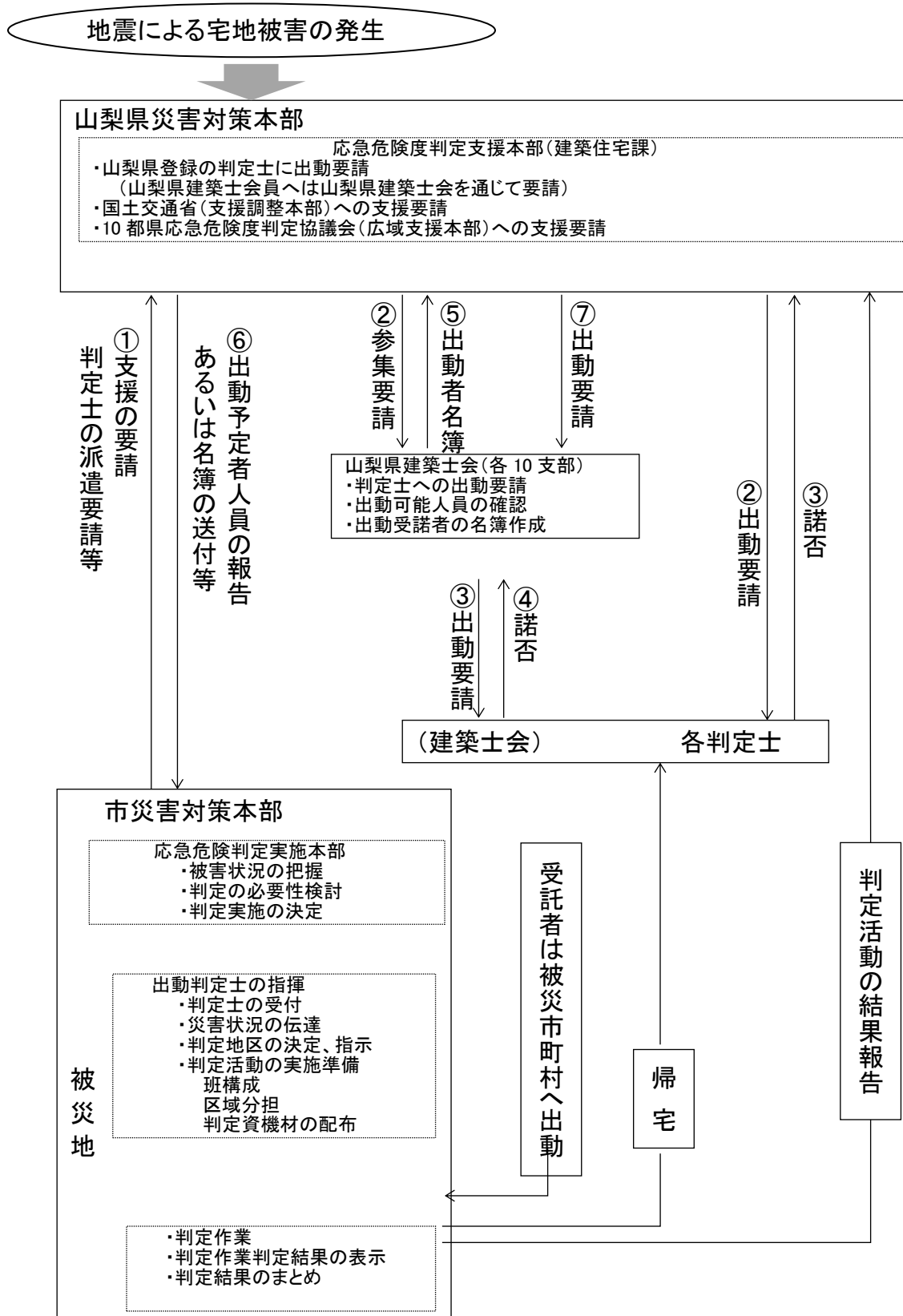
区分	病院名	一般病床数 (床)	備考
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	629	・重傷、重篤な救命救急医療 ・広域搬送拠点 等
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病 院	578	・重傷・重篤な患者の救急救命医療 ・医療スタッフ全県派遣 等
	山梨赤十字病院	224	・富士北麓における傷病者の受入れ、搬送の 拠点 ・広域的な医療救護班、医療スタッフの派遣 等

第2 病院一覧

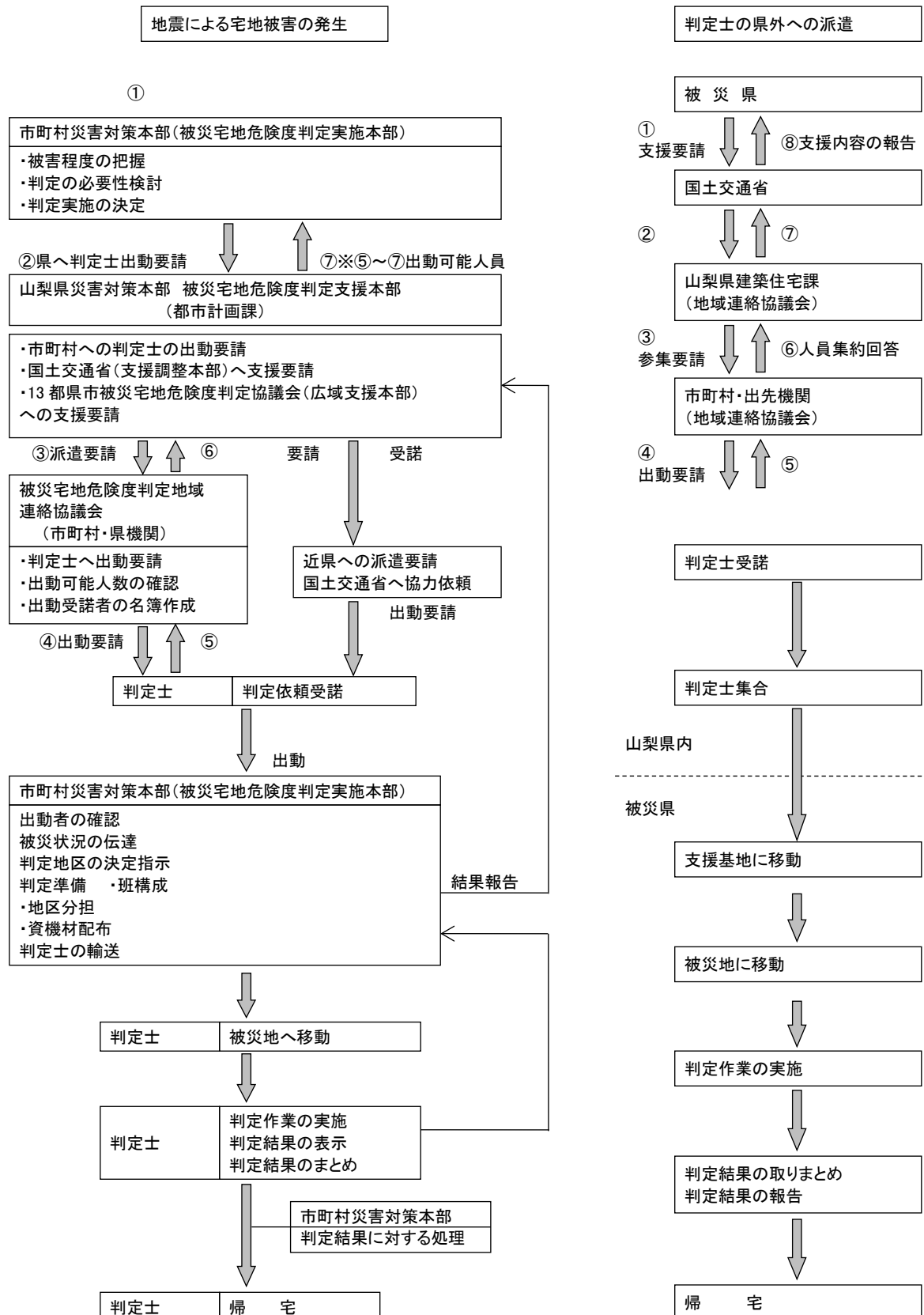
山梨県地域防災計画 資料編 I (病院一覧表) p353～355 (緊急医療機関一覧表) p356～358	
---	--

第9節 その他応急対策に関する資料

第1 被災建築物応急危険度判定フロー



第2 被災宅地応急危険度判定フロー



第3 屋内退避又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転※4 させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間内に一時移転※4 を実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第4 飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射線ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対象	プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種
飲料水	1 Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

第5 救援物資集積予定施設一覧

施設名	住所	電話番号
いちのみや桃の里スポーツ公園体育館	笛吹市一宮町末木 1001	0553-47-3112
笛吹市役所	笛吹市石和町市部 777	055-262-4111
御坂支所	笛吹市御坂町夏目原 744	055-262-2271
一宮支所	笛吹市一宮町末木 807-6	0553-47-1111
八代支所	笛吹市八代町南 917	055-265-2111
境川支所	笛吹市境川町藤壘 2588	055-266-2111
春日居支所	笛吹市春日居町寺本 155-1	0553-26-3111
芦川支所	笛吹市芦川町中芦川 585	055-298-2111

第6 応急仮設住宅建設候補地一覧

町名	候補地の名称	所在地
石 和 町	笛吹市石和農村スポーツ広場	石和町広瀬 666-1
石 和 町	笛吹市石和清流公園芝生広場	石和町小石和 700
御 坂 町	笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場	御坂町大野寺 250
一 宮 町	笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園	一宮町末木 1001
八 代 町	笛吹市八代南部スポーツ広場	八代町米倉 36
八 代 町	笛吹市八代中央スポーツ広場	八代町南 527
境 川 町	笛吹市境川スポーツセンターグラウンド	境川町三柵 7
春 日 居 町	笛吹市春日居スポーツ広場	春日居町鎮目 1323

第4章 災害復旧・復興関連資料

第1節 各種制度に基づく被災者への資金の支給・貸付に関する資料

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
 - ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
 - ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
 - ⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
 - ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

- ①住宅が全壊した世帯
 - ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
 - ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
 - ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
- ※全壊：損害割合50%以上

半壊：損害割合20%以上50%未満
 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満
 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満

2 被災者生活再建支援金の支給条件

	基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給)	加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)		計
①全壊 ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するに当たって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- ①市の名称、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- ②災害の原因及び概況
- ③住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流失、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- ④その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱



第3 災害弔慰金の支給内容

笛吹市災害弔慰金の支給等に関する条例	
--------------------	---

1 災害弔慰金

対 象 者	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族
支 給 額	死亡者が、生計を主として維持していた場合：500 万円 その他の場合：250 万円
実 施 機 関	笛吹市

第4 災害障害見舞金の支給内容

笛吹市災害弔慰金の支給等に関する条例	
--------------------	---

1 災害障害見舞金

対 象 者	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民
支 給 額	世帯の生計を主として維持していた場合：250 万円 その他の場合：125 万円
実 施 機 関	笛吹市

第5 災害援護資金の貸付内容

1 災害援護資金

対 象 者	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）
資 金 の 種 別	
貸 付 限 度 額	350 万円以内
貸 付 期 間	10 年以内 （うち3年据置）
償 還 方 法	年賦又は半年賦
貸 付 利 率	年3%
そ の 他	据置期間中は無利子
実 施 機 関	笛吹市（県は全額市に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。）

第6 生活福祉資金の貸付内容

1 生活福祉資金

対 象 者	り災低所得世帯（原則官公署の発行するり災証明書が必要）
貸 付 世 帯 数	予算の範囲内
資 金 の 種 別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）
貸 付 限 度 額	150 万円以内
貸 付 期 間	7 年以内 （6 月以内の据置）
償 還 方 法	月賦等
貸 付 利 率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）
そ の 他	据置期間中は無利子
実 施 機 関	山梨県社会福祉協議会

第7 母子父子寡婦福祉資金の貸付内容

母子・父子・寡婦福祉資金 （山梨県ホームページ）	
-----------------------------	---

第2節 住宅に関する資金貸付に関する資料

第1 災害復興住宅融資制度

災害復興住宅融資制度（住宅金融支援機構）



1 災害復興住宅融資

融 資 対 象 者	罹災証明書の発行を受けている者
融 資 の 使 途	住宅復旧のための建設資金または購入資金
融 資 限 度 額	建設資金：土地取得あり 3,700 万円 土地取得なし 2,700 万円 購入資金：3,700 万円 補修資金：1,200 万円
融 資 金 利	全期間固定金利（申込み時点の融資金利）
受 付 期 間	2 年以内
返 済 期 間	建設資金：最長 35 年 購入資金：最長 35 年 補修資金：最長 20 年

第2 山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付制度

1 山梨県個人住宅災害緊急建設資金

貸 付 対 象 者	住宅金融支援機構の融資だけでは資金が不足する者
資 金 の 使 途	住宅復旧のための建設資金または購入資金
貸 付 限 度 額	新築住宅：400 万円 改修住宅：200 万円
貸 付 利 率	融資受付時の支援機構の融資金利と同率
貸 付 期 間	新築住宅：18 年（うち 3 年据置）改修住宅：11 年（うち 1 年据置）

第3節 事業等に関する資金貸付に関する資料

第1 山梨県農業災害対策資金による融資制度

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む。）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	J A

第2 天災融資法による融資制度

1 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量 30%以上で、その損失額が平年農業総収入の 10%以上の被害農業者及び林産物損失額 10%以上又は林産施設損失額 50%以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人 200 万円、法人 2,000 万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は 500 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250 万円、法人 2,000 万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は 600 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500 万円（連合会 5,000 万円） 激甚災害の場合、農協 5,000 万円（連合会 7,500 万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の 50%以上の者）に対しては年 3%以内、他の者に対しては年 6.5%以内又は年 5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は 6 年以内、他は 5 年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については 7 年以内
資金源	農協又は金融機関

第3 日本政策金融公庫の融資制度

1 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

（令和 5 年 10 月 19 日現在）

貸付対象	認定農業者、認定新規就農者、主業農林漁業者、集落営農組織等
資金の使途	災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定等
限度額	600 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の 6/12 に相当する額、又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年 0.55%～0.95%
据置期間	3 年以内
償還期間	15 年以内
資金源	国の財投資金等を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第4 山梨県信用保証協会の信用保証特例

1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

(1) 機関名

山梨県信用保証協会

(2) 概要

- ①災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。
- ②信用保証料の低減措置をとる。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律による東日本大震災復興緊急保証の特例

(1) 機関名

山梨県信用保証協会

(2) 概要

- ①東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。
- ②信用保証料の低減措置をとる。

第4節 公共施設の災害復旧事業に関する資料

第1 公共施設の災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- ①河川災害復旧事業計画
- ②砂防設備災害復旧事業計画
- ③道路、橋梁災害復旧事業計画
- ④下水道災害復旧事業計画
- ⑤林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- ①農地、農業用施設災害復旧事業計画
- ②林業用施設災害復旧事業計画
- ③共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

関連計画集

1 笛吹市水防計画

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 水防責任	1
第3節 安全配慮	2
第4節 水防計画の運用	2
第2章 水防組織	3
第1節 水防団（消防団）の設置	3
第2節 動員配備	3
第3節 水防本部	3
第1 水防本部（災害対策本部）の設置基準	3
第2 水防本部（災害対策本部）の組織	3
第3 水防本部（災害対策本部）の業務	4
第4 水防本部（災害対策本部）の廃止基準	4
第5 水防本部（災害対策本部）の設置及び廃止の通知	4
第4節 事務分掌	4
第3章 重要水防区域	4
第4章 予報及び警報	5
第1節 気象庁が行う予報及び警報、洪水予報河川における洪水予報	5
第2節 水防警報	5
第1 富士川水防警報	5
第2 広瀬ダム放流警報	5
第5章 水位等の観測	6
第1節 水位の観測	6
第2節 雨量の観測	6
第6章 気象予報等の情報収集	7
第7章 水門及び農業用取水堰等の操作	7
第8章 通信連絡	7
第9章 水防施設及び輸送	8
第1節 水防用資機材の整備	8
第2節 輸送の確保	8
第10章 水防活動	8
第11章 水防信号	8
第1節 水防信号	8
第2節 水防標識	9

第 1 2 章	協力応援.....	10
第 1 3 章	費用負担及び公用負担.....	10
第 1 節	費用負担	10
第 2 節	公用負担	10
第 1	公用負担権限	10
第 2	公用負担権限委任証明書	10
第 3	公用負担命令	11
第 3 節	災害補償	11
第 1 4 章	水防報告等	12
第 1 節	水防記録	12
第 2 節	水防報告	12
第 1 5 章	水防訓練.....	15
第 1 6 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	15
第 1 7 章	水防協力団体	15
別紙 1	取水堰施設一覧表	16
別紙 2	水防工法	22

第 1 章 総則

第 1 節 目的

「笛吹市水防計画」は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の河川等の洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第 2 節 水防責任

水防管理団体である笛吹市は、市内の水防を十分に果たすべき責任を有しており、具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団（消防団）の設置
- ②水防団（消防団）員等の公務災害補償
- ③平常時における河川等の巡視
- ④水位の通報
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
- ⑥避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表
- ⑦浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告
- ⑧予想される水災の危険の周知
- ⑨水防団（消防団）及び消防機関の出動準備又は出動
- ⑩緊急通行により損失を受けた者への損失の補償
- ⑪警戒区域の設定
- ⑫警察官の援助の要求
- ⑬他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請
- ⑭堤防決壊等の通報、決壊後の措置
- ⑮公用負担により損失を受けた者への損失の補償
- ⑯避難のための立退きの指示
- ⑰水防訓練の実施
- ⑱水防計画の作成及び要旨の公表
- ⑲水防協議会の設置
- ⑳水防協力団体の指定・公示
- ㉑水防協力団体に対する監督等
- ㉒水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言
- ㉓水防従事者に対する災害補償
- ㉔消防事務殿調整

第3節 安全配慮

洪水において、水防団（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団（消防団）自身の安全は確保しなければならない。

例）水防団（消防団）自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ①水防活動時にはライフジャケット等を着用する
- ②水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する
- ③水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する
- ④指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる
- ⑤水防活動は原則として複数人で行う
- ⑥水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する
- ⑦指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団（消防団）員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う
- ⑧指揮者は水防団（消防団）員の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団（消防団）員等に周知し、共有しなければならない
- ⑨指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する
- ⑩出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団（消防団）全員に配布し、安全確保のための研修を実施する

第4節 水防計画の運用

水防計画は、国からの通知により、地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化を図ることが可能とされたことを踏まえ、地域防災計画と重複する内容は、地域防災計画を準用する。

第2章 水防組織

第1節 水防団（消防団）の設置

水防法第5条の規定による水防団は、「笛吹市消防団の組織等に関する規則（平成16年10月規則第117号）」に規定される消防団をもって組織する。

第2節 動員配備

市は、水防活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施するため、市職員配備基準により配備体制をとり、気象、水防等の情報を収集し、及び共有する。

なお、水防法に基づく「水防本部体制」は、地域防災計画で定める「災害警戒本部体制」とみなすこととし、実際に水害が発生したときなどは、災害対策本部体制に移行する。

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料102～103

第3節 水防本部

市は、台風の接近や前線の停滞などにより洪水等のおそれがあると認められるときから、そのおそれがなくなるときまで、笛吹市水防本部（笛吹市災害警戒本部）を設置し、水防事務を処理する。

第1 水防本部（災害対策本部）の設置基準

次のいずれかに該当するとき、水防本部（災害警戒本部）を設置する。

- ①未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断されるとき。
- ②洪水や土砂災害に係る避難指示等を発令するなどの状況が生じたとき。
- ③その他、総務部長が必要と認めたとき。

第2 水防本部（災害対策本部）の組織

水防本部（災害警戒本部）は、次の組織で構成する。

体制	組織名称	該当職員
水防本部体制 （災害警戒本部体制）	本部長	総務部長
	副本部長	防災危機管理課長
	班長	災害対策本部組織における班長をもって充てる
	現地活動拠点支部	災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる
	統括局	災害対策本部組織における統括局をもって充てる
	班員	災害対策本部組織における各班から部長が指名する3名をもって充てる

第3 水防本部（災害対策本部）の業務

水防本部（災害警戒本部）は、次の災害対策業務を行う。

- ①高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること
- ②災害対策本部の設置準備に関すること
- ③小規模な災害応急対策の実施に関すること

第4 水防本部（災害対策本部）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、水防本部（災害警戒本部）を廃止する。

- ①災害の発生するおそれがなくなると水防本部長（災害警戒本部長）が認めたとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと水防本部長（災害警戒本部長）が認めたとき
- ③災害対策本部が設置されたとき

第5 水防本部（災害対策本部）の設置及び廃止の通知

水防本部（災害警戒本部）を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止したときの通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭
各支所	職員参集メール、グループウェア、電話、口頭
市出先機関	職員参集メール、電話、FAX
市民	市防災行政無線、市ホームページ
県、県関係出先機関	県防災行政無線、山梨県総合防災情報システム、電話、FAX
消防本部	職員参集メール、グループウェア、電話
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

第4節 事務分掌

水防本部（災害警戒本部）の事務分掌については、災害対策本部事務分掌に準ずるとおりとする。

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部事務分掌 P資料107～110

第3章 重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防区域は、地域防災計画資料編「重要水防区域一覧」を準用する。

▶資料編参照：重要水防区域一覧 P資料67

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報、洪水予報河川における洪水予報

地域防災計画資料編「気象等の観測に関する情報」を準用する。

▶資料編参照：気象等の観測に関する資料 P資料84～90

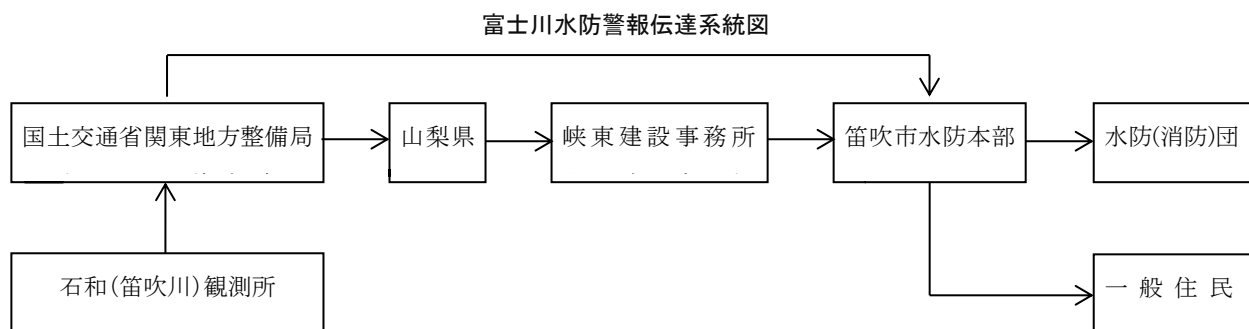
第2節 水防警報

水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は県知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警報が発表される。

本市においては、愛知川（対象量水標：上流は紅葉橋、下流は御幸橋）が県知事による水防警報を発表する河川に指定されている。

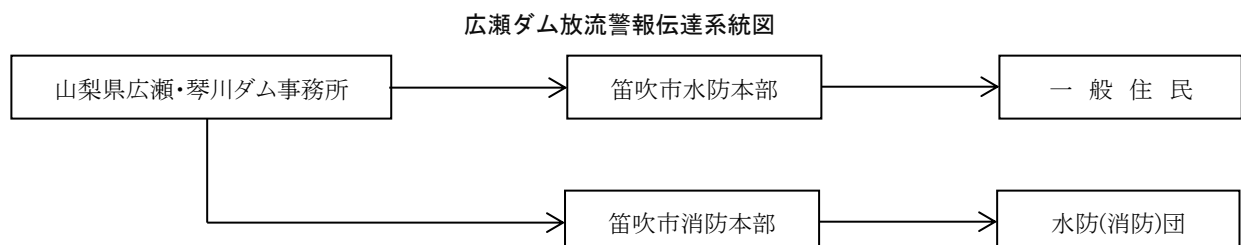
第1 富士川水防警報

市は、国土交通省関東地方整備局より、富士川水防警報が伝達されたときは、富士川水防警報実施要領に基づき、水防活動を行う。



第2 広瀬ダム放流警報

市は、山梨県広瀬・琴川ダム事務所より、広瀬ダム放流に関する警報が伝達されたときは、広瀬ダム放流警報要領に基づき、水防活動を行う。



第5章 水位等の観測

第1節 水位の観測

市内の水位観測所は、次に示すとおりである。

なお、その他県内の水位観測所の水位状況は、国土交通省富士川水系情報提供システムや山梨県総合河川情報システムを利用して把握する。

河川名	観測所名	位 置	建設事務所名	通報水位	平水位	警戒水位	摘 要
笛吹川	石和	石和町市部	峡東	1.5	0.0	2.0	国土交通省
日川	日川葡萄橋	甲州市勝沼町下岩崎1435	〃	0.8		1.4	
日川	日川	一宮町田中	〃	2.0	1.3	2.4	
金川	金川下平井	石和町川中島1653	〃	0.8		1.4	
天川	天川	八代町北3681	〃	0.6		1.0	
渋川	渋川	石和町東油川343	〃	1.4		2.4	
平等川	平等川	石和町松本683	〃	1.2		1.7	
境川	境川橋	境川町三櫓1	〃	0.9		1.2	
浅川	浅川	境川町前間田352	〃	0.7		1.2	

※なお、水位観測所のない河川等については、常に降雨の状況に注意し河川を巡視、水位、流速等を監視し、その状況を本部に連絡するものとする。

第2節 雨量の観測

市内の雨量観測所は、次に示すとおりである。

なお、その他県内の雨量観測所の雨量状況は、山梨県総合河川情報システムを利用して把握する。

観測施設の名称	設 置 箇 所	所 在 地
熊野堂山地観測局	春日居町熊野堂	春日居町熊野堂 866-2 番地
春日居支所観測局	春日居支所	春日居町寺本 136 番地
石和清流公園観測局	石和清流公園	石和町小石和 700 番地
一宮支所観測局	一宮支所	一宮町末木 807-6 番地
京戸川上流観測局	一宮町石	一宮町石 2359-33 番地先
御坂支所観測局	御坂支所	御坂町夏目原 744 番地
十郎第四配水池観測局	十郎第四配水池	御坂町上黒駒 5113-21 番地
八代支所観測局	八代支所	八代町南 917 番地
八代射撃場観測局	八代射撃場	八代町竹居 5739-1 番地
境川支所観測局	境川支所	境川町藤壘 2600 番地
芦川保育所観測局	芦川保育所	芦川町上芦川 133-4 番地
芦川ふれあいプラザ観測局	芦川ふれあいプラザ	芦川町鶯宿 465 番地

第6章 気象予報等の情報収集

地域防災計画第3章第1節第1の「1 気象情報等の収集、伝達及び動員配備」を準用する。

第7章 水門及び農業用取水堰等の操作

堰等の管理者は、設備点検を行うとともに、増水時には巡回して適切な管理を行い、異常が認められたときには、直ちに市に報告する。

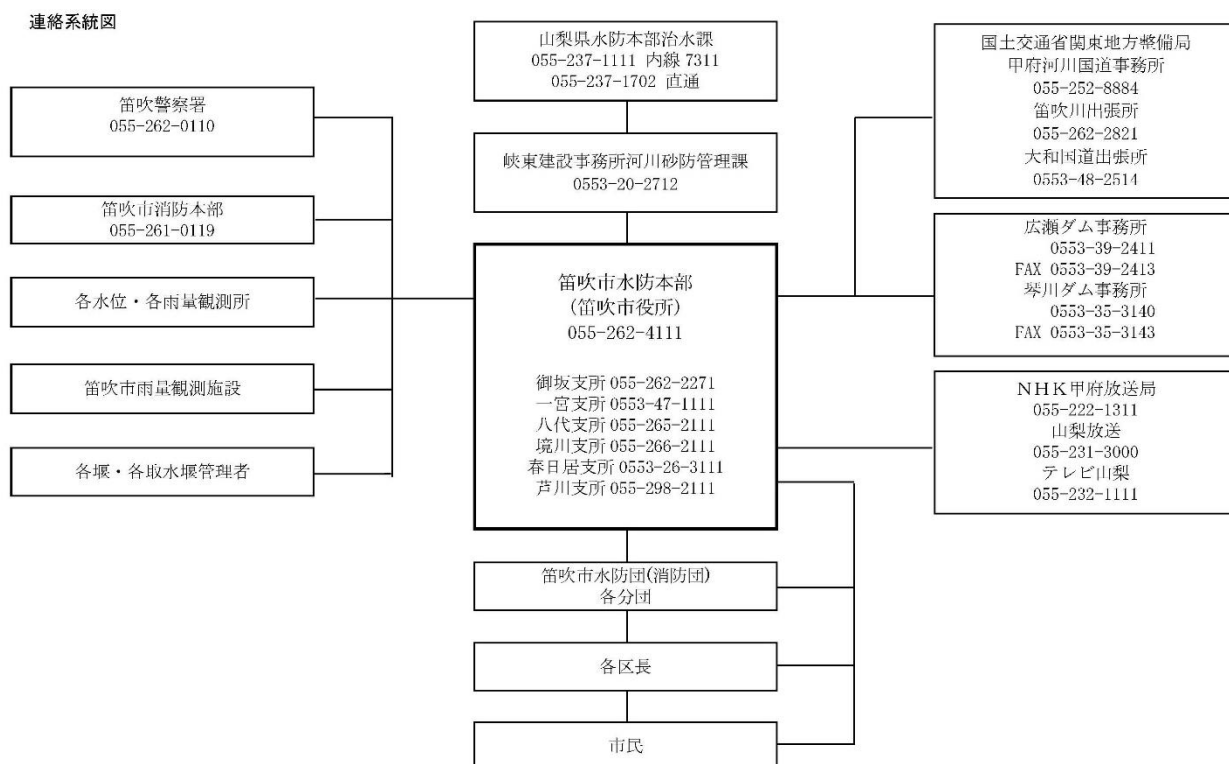
なお、取水堰施設の一覧表は、別紙1のとおりである。

第8章 通信連絡

地域防災計画第3章第1節第1の「1 気象情報等の収集、伝達及び動員配備」を準用する。また、通信手段の確保については、地域防災計画第3章第2節第1の「1 通信手段の確保」を準用する。

なお、特に水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は以下の図による。

▶資料編参照：情報伝達経路 P資料91～92



第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防用資機材の整備

市の水防倉庫の設置箇所及び水防用資機材の備蓄状況については別紙2のとおりである。

市は、水防用備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じたときは、直ちに補充することに努める。

第2節 輸送の確保

市は、重要水防区域等を中心に次のような輸送経路図を作成するため、あらかじめ調査する。

- ①付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
- ②万一に備えた多角的輸送路の選定図

第10章 水防活動

地域防災計画第3章第3節第4の「1 巡視警戒及び応急措置」を準用する。

なお、水防工法については、別紙3を参照とする。

また、水防に際し、堤防が決壊したとき、又は越水や溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市又は水防団（消防団）長は、直ちに関係者（笛吹川については国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、県管理河川については峡東建設事務所、氾濫の影響がある隣接水防管理者）に通報する。

第11章 水防信号

第1節 水防信号

水防信号は、県が定める次の信号を用いる。

種類	設備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達しなお増大のおそれあることを知らせるもので水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒約15秒 約5秒約15秒 約5秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー

種類	設備	警鐘信号	サイレン信号
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒約6秒 約5秒約6秒 約5秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒約5秒 約10秒約5秒 約10秒 ○ー休止 ○ー休止 ○
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒 約1分 ○ー休止 ○ー

- 1) 信号は適宜の時期継続するものとする。
- 2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用するも妨げない。
- 3) 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

市が定める水防標識は、次のとおり。

①水防要員の標識

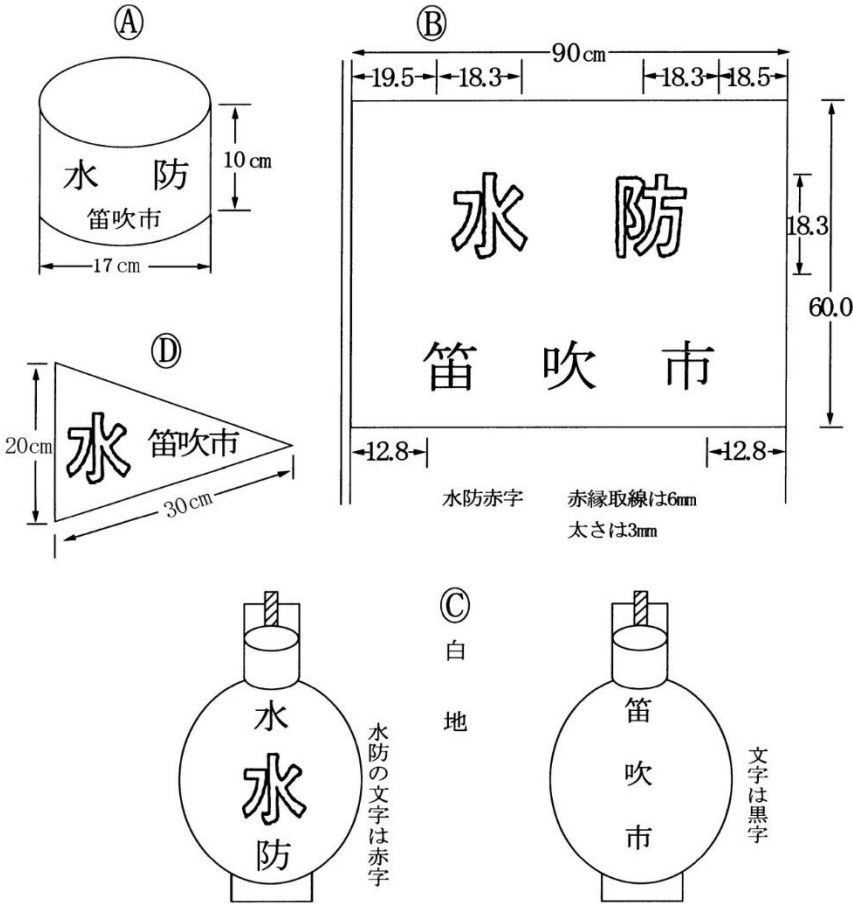
左腕に腕章Aをつける。

②水防本部の標識

昼間はB、夜間はCを掲げる。

③水防用自動車優先通行標識

水防用自動車として使用する車は標識Dを装備する。



第 1 2 章 協力応援

地域防災計画第 3 章第 2 節第 4 の「1 応援要請、受援体制の整備、応援部隊の撤収要請」を準用する。

第 1 3 章 費用負担及び公用負担

第 1 節 費用負担

市は、市域の水防に要する費用については、水防法第 41 条の規定により負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援した水防管理団体との協議によって決める。

第 2 節 公用負担

第 1 公用負担権限

市は、水防法第 28 条により、水防のため必要があるときは、次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、市から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第 2 公用負担権限委任証明書

市は、水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、身分を示す証明書を携行する。また、市の委任を受けた者は、市より交付される公用負担権限委認証を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

公 用 負 担 命 令 権 限 書			
身分・所属			
氏 名			
上記の者に笛吹市の区域に於ける水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。			
令和 年 月 日			
笛吹市水防管理者			
笛吹市長			印

第 3 公用負担命令

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際には、原則として次の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。

第 号	公 用 負 担 命 令 書			
	目的物	種類	員数	
	負担内容	使用	収容	人分等
令和 年 月 日				
笛吹市水防管理者 笛吹市長				印
事務取扱者事務吏員				印
殿				

第 3 節 災害補償

水防法第 6 条の 2 の規定に基づき、水防団（消防団）員又は水防団（消防団）長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市が条例の定めるところにより損害を補償する。

第 1 4 章 水防報告等

第 1 節 水防記録

市は、水防作業員が出動したときは、次の記録を作成し、保管する。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団（消防団）員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 2 節 水防報告

市は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動報告様式 1 及び 2 により、峡東建設事務所長を経由するなどして県水防本部長に報告する。

水防活動報告書様式 1

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業 の 概 況 及び工法	箇 所 m 工 法								
水 防 の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使 用 資器材	かます、俵					居 住 者 の 出 動 状 況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	その他					雨 量 水 位 の 状 況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式 2

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)

○概要
〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出勤。市内では、1 時間雨量〇〇mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出勤延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約 1 2 時間	〇名	・土のう積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)

〇〇川左岸堤防巡視

〇〇川右岸月の輸工法

〇〇川左岸積み土のう工

〇〇地区の浸水状況

水防活動実施箇所地図

第 15 章 水防訓練

地域防災計画第 2 章第 1 節第 2 の「6 水防訓練」を準用する。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

地域防災計画第 2 章第 3 節第 1 の「2 河川の災害予防対策」を準用する。

- ▶資料編参照：洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等 P資料68～69
- ▶資料編参照：洪水浸水想定区域に係る要配慮者関連施設一覧 P資料70～74

第 17 章 水防協力団体

市は、次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を水防協力団体として指定することができる。

- ①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④水防に関する調査研究
- ⑤水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥前各号に附帯する業務

別紙 1 取水堰施設一覧表

地区名	河川名	名称	管理者	取入形式	備考
石和町	笛吹川	近津用水	近津用水土地改良区	頭首工	
石和町	笛吹川	小石和用水	富士見土地改良区	頭首工	
石和町	笛吹川	砂原用水	富士見土地改良区	頭首工	
石和町	笛吹川	神明堰	笛吹市長	頭首工	
石和町	平等川	富士見堰	富士見土地改良区	自然取入	
石和町	平等川	柳田堰	笛吹市長	頭首工	
石和町	金川	平井堰	金川水利組合	頭首工	
御坂町	金川	藤野木堰	藤野木区	自然取入	
御坂町	金川	屋敷入堰	新田区	頭首工	
御坂町	金川	新田堰	新田区	頭首工	
御坂町	金川	立沢堰	立沢区	自然取入	
御坂町	金川	横川堰	立沢区	自然取入	
御坂町	金川	戸倉堰	戸倉区	自然取入	
御坂町	金川	黒駒堰	黒駒堰水利組合	頭首工	
御坂町	金川	矢羽根堰	新上宿区	自然取入	
御坂町	金川	松ノ木堰	若宮区	自然取入	
御坂町	金川	大口堰	尾山区・下野原区	頭首工	
御坂町	金川	車堰	車堰水利組合	自然取入	
御坂町	金川	夏目堰	夏目原区	自然取入	
御坂町	金川	成田堰	成田区	自然取入	
御坂町	金川	馬鞭堰	坂野区	自然取入	確認不明
御坂町	天川	三ツ沢	竹居区	自然取入	
御坂町	天川	天神堰	大野寺区	自然取入	
御坂町	天川	川上堰	蕎麦塚区	自然取入	
御坂町	天川	参宮神堰	蕎麦塚区	自然取入	
御坂町	天川	河内田堰	河内田水利組合	自然取入	
御坂町	天川	久保田堰	久保田水利組合	自然取入	
御坂町	天川	中堰	中堰用水組合	自然取入	
御坂町	天川	下堰	下堰水利組合	自然取入	
御坂町	天川	七五三木堰	七五三木堰水利組合	自然取入	
御坂町	竜蛇川	横堰	竹居区	自然取入	
御坂町	竜蛇川	寺田堰	竹居区	自然取入	
御坂町	竜蛇川	六月田堰	組合長	自然取入	
御坂町	竜蛇川	向田堰	組合長	自然取入	
御坂町	竜蛇川	内藤保	内藤保	自然取入	確認不明
御坂町	出黒川	加越堰	八反田区	自然取入	
御坂町	出黒川	山ノ田堰	二之宮区	自然取入	
御坂町	出黒川	下野原堰	下野原堰	自然取入	
御坂町	出黒川	綿熨斗塚田用水	組合長	自然取入	確認不明
御坂町	馬場川	二反田堰	下黒駒区	自然取入	
御坂町	馬場川	栗合堰	栗合区長	自然取入	
御坂町	馬場川	三沢晴人	三沢晴人	自然取入	
御坂町	玄済川	天狗沢区	大野寺区	自然取入	
御坂町	玄済川	下原堰	蕎麦塚区長	自然取入	
御坂町	玄済川	平沢堰	大野寺区	自然取入	確認不明
御坂町	玄済川	宮下堰	大野寺区	自然取入	確認不明
御坂町	神座山川	神座山川堰	神座山川堰水利組合	自然取入	
御坂町	戸倉川	堀内正	堀内正	自然取入	
御坂町		御坂町西部土地改良区	御坂町西部土地改良	ポンプ	確認不明
御坂町		御坂町成田土地改良区	御坂町成田土地改良	ポンプ	確認不明
一宮町	田草川	渡沢堰	下矢作区	自然取入	

地区名	河川名	名称	管理者	取入形式	備考
一宮町	田草川	平井田堰	下矢作区	自然取入	
一宮町	田草川	境堰	小城区	自然取入	
一宮町	田草川	沢田堰	中尾区	自然取入	
一宮町	田草川	前田堰	前田堰用水組合	自然取入	
一宮町	田草川	批把田堰	批把田用水組合	自然取入	
一宮町	田草川	向田堰	南野呂区	自然取入	
一宮町	田草川	徳本寺堰	徳本寺堰用水組合	自然取入	
一宮町	田草川	小城堰	小城区	自然取入	
一宮町	田草川	御寺堰	南野呂区	自然取入	
一宮町	田垂川	鞍掛堰	末木区	頭首工	
一宮町	田垂川	桜地藏堰	塩田区	自然取入	
一宮町	田垂川	宮田堰	塩田区	自然取入	
一宮町	田垂川	清泉第1堰	塩田区	自然取入	
一宮町	田垂川	腰巻堰	腰巻用水組合	自然取入	
一宮町	田垂川	田垂川	田垂川用水組合	頭首工	
一宮町	田垂川	大門光堰	新巻区	自然取入	
一宮町	田垂川	柿田堰	荒巻区	頭首工	
一宮町	田垂川	おべい堰	末木区	自然取入	確認不明
一宮町	田垂川	都堰	末木区	自然取入	確認不明
一宮町	田垂川	石動堰	末木区	自然取入	確認不明
一宮町	田垂川	松本沢堰	松本沢用水組合	自然取入	確認不明
一宮町	田垂川	清泉堰	塩田区	自然取入	確認不明
一宮町	田垂川	薬師堂堰	末木区	自然取入	確認不明
一宮町	田垂川	下宮田堰	塩田区	自然取入	確認不明
一宮町	御手洗川	下矢作堰	下矢作堰	頭首工	
一宮町	御手洗川	上味堰	上味水利組合	自然取入	
一宮町	御手洗川	三丁田堰	三丁田水利組合	自然取入	
一宮町	御手洗川	大町堰	大町用水組合	自然取入	
一宮町	御手洗川	一ノ宮大町堰	一ノ宮大町水利組合	自然取入	
一宮町	御手洗川	一ノ宮堰	一ノ宮区	自然取入	
一宮町	御手洗川	塚田堰	一ノ宮区	自然取入	
一宮町	御手洗川	三本松堰	石区	自然取入	
一宮町	御手洗川	水天宮町	一ノ宮区	自然取入	
一宮町	御手洗川	田中第二堰	田中第二用水組合	頭首工	確認不明
一宮町	大石川	神沢東堰	神沢区	自然取入	
一宮町	大石川	神沢堰	神沢区	自然取入	
一宮町	大石川	井之尻堰	井之尻世	自然取入	
一宮町	大石川	力正堰	力正用水組合	自然取入	
一宮町	大石川	土塚堰	土塚区	自然取入	
一宮町	大石川	東新居堰	宮堰用水組合	自然取入	
一宮町	大石川	新堂寺堰	新堂寺用水組合	自然取入	
一宮町	大石川	原田堰	狐新居区	自然取入	
一宮町	大石川	神沢下堰	神沢区	暗渠工	
一宮町	大石川	山田堰	東新居区	暗渠工	
一宮町	大石川	トサワ	土塚区	暗渠工	
一宮町	百田川	永貫堰	塩田区	頭首工	
一宮町	百田川	米田堰	米田用水組合	頭首工	
一宮町	百田川	前田堰	新巻区	自然取入	
一宮町	百田川	金山堰	金山用水組合	自然取入	
一宮町	百田川	横田堰	横田堰用水組合	自然取入	
一宮町	百田川	一丁田堰	一丁田堰水利組合	頭首工	
一宮町	百田川	角田堰	市之蔵区	頭首工	
一宮町	百田川	穴田堰	市之蔵区	頭首工	
一宮町	百田川	砂田堰	市之蔵区	自然取入	

地区名	河川名	名称	管理者	取入形式	備考
一宮町	百田川	柿田第1堰	市之蔵区	頭首工	
一宮町	百田川	金山堰2(仮称)	塩田区	自然取入	
一宮町	百田川	塩田堰	塩田区	自然取入	確認不明
一宮町	百田川	柿田第2堰	金沢区	自然取入	確認不明
一宮町	金川	五ヶ村堰	金川水利組合	自然取入	
一宮町	金川	治右衛門堰	金川水利組合	頭首工	
一宮町	金川	高野町堰	市之蔵区	頭首工	
一宮町	金川	宮堰	宮堰水利組合	頭首工	
一宮町	日川	田中第1堰	田中第1用水組合	自然取入	
一宮町	日川	矢作堰	矢作水利組合	自然取入	
一宮町	日川	四ヶ村堰	相興水利組合	頭首工	
一宮町	日川	太郎堰	太郎堰水利組合	頭首工	確認不明
一宮町	南川	久保田堰	小城区	自然取入	
一宮町	南川	神ノ木堰	南川用水組合	自然取入	
一宮町	京戸川	京戸堰	京戸用水組合	自然取入	
一宮町	京戸川	寺前堰	寺前用水組合	自然取入	確認不明
一宮町	山宮川	山宮第二堰	神沢区	自然取入	
一宮町	下田川	新確認施設	不明	自然取入	
一宮町	下田川	新確認施設	不明	自然取入	
一宮町	下田川	新確認施設	不明	自然取入	
一宮町	下田川	新確認施設	不明	自然取入	
一宮町	下田川	現地不明	田中水利組合	自然取入	
一宮町		下矢作農業用井戸	下矢作水道畑かん組合	ポンプ	
一宮町		末木第1農業用井戸	末木簡易水道組合	ポンプ	
一宮町		市之蔵農業用井戸	市之蔵畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		国分農道用井戸	国分土地改良区	ポンプ	
一宮町		坪井第1農業用井戸	坪井第1灌漑組合	ポンプ	
一宮町		坪井第2農業用井戸	坪井第2灌漑組合	ポンプ	
一宮町		坪井第3農業用井戸	坪井第3灌漑組合	ポンプ	
一宮町		東原東部農業用井戸	東原東部畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		東原西部農業用井戸	東原西部畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		北都塚第1農業用井戸	北都塚畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		北都塚第2農業用井戸	北都塚畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		竹原田第1農業用井戸	竹原田畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		竹原田第2農業用井戸	竹原田畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		竹原田第3農業用井戸	竹原田畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		金田第1農業用井戸	金田畑地灌漑組合	ポンプ	
一宮町		金田第2農業用井戸	金田畑地灌漑組合	ポンプ	
八代町	天川	木瓜田下堰	北区	頭首工	
八代町	天川	向田堰	北区	自然取入	
八代町	天川	小原木堰	北区	頭首工	
八代町	天川	観音講堰	北区	頭首工	
八代町	天川	竹之下堰	北区	自然取入	
八代町	天川	竹之下下堰	北区	自然取入	
八代町	天川	絵毛上堰	北区	自然取入	
八代町	天川	青沢堰	北区	頭首工	
八代町	天川	青沢下堰	北区	自然取入	
八代町	天川	御戸開堰	北区	頭首工	確認不明
八代町	天川	曲田堰	北区	自然取入	確認不明
八代町	天川	五反田堰	北区	頭首工	確認不明
八代町	天川	綿のし下堰	北区	頭首工	確認不明
八代町	天川	竹之下中堰	北区	頭首工	確認不明
八代町	天川	木瓜田上堰	北区	頭首工	確認不明
八代町	浅川	久保田堰	岡区	頭首工	

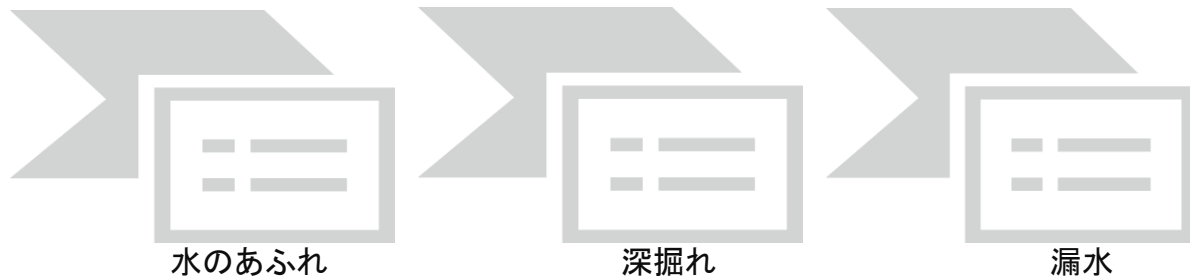
地区名	河川名	名称	管理者	取入形式	備考
八代町	浅川	竹居堰	竹居区	頭首工	
八代町	浅川	高家堰	高家区	頭首工	
八代町	浅川	大口堰	南・北区	頭首工	
八代町	浅川	久保畑堰	竹居区	頭首工	
八代町	浅川	永井堰	永井区	頭首工	
八代町	浅川	横田上堰	岡区	頭首工	
八代町	浅川	梓田堰	米倉区	頭首工	
八代町	浅川	上久保田せき	竹居区	頭首工	
八代町	浅川	くるみまち堰	竹居区	自然取入	
八代町	浅川	太平腰堰	竹居区	頭首工	
八代町	浅川	東部畑地灌漑用水	東部利用組合	自然取入	確認不明
八代町	浅川	米田堰	米倉区	自然取入	確認不明
八代町	浅川	角田堰	米倉区	自然取入	確認不明
八代町	堀川	堀川堰	竹居区	自然取入	
八代町	堀川	御崎堰	高家区	頭首工	
八代町	堀川	大口下堰	北区	頭首工	
八代町	堀川	大口上堰	北区	頭首工	
八代町	堀川	砂田堰	竹居区	頭首工	確認不明
八代町	堀川	梅の木堰	竹居区	自然取入	確認不明
八代町	堀川	北通り堰	北区	頭首工	確認不明
八代町	四ツ沢川	呑堰	岡区	頭首工	
八代町	四ツ沢川	中田堰	岡区	頭首工	
八代町	四ツ沢川	大山田堰	岡区	頭首工	
八代町	四ツ沢川	山本堰	岡区	頭首工	確認不明
八代町	出黒川	絵毛上堰	北区	自然取入	
八代町	出黒川	出黒川堰	北区	自然取入	
八代町	出黒川	綿のし上堰	北区	頭首工	確認不明
八代町	竜蛇川	山宮堰	高家区	頭首工	
八代町	竜蛇川	竜蛇川堰	竹居区	自然取入	
八代町	竜安寺川	花田堰	米倉区	自然取入	
八代町	竜安寺川	竜安寺堰	米倉区	自然取入	
八代町	大谷沢川	大谷沢堰	米倉区	頭首工	
八代町	大谷沢川	中尾ため池	米倉区	頭首工	
八代町	上手川	柳田堰	北区	自然取入	
八代町	藤沢川	増田堰	増田区	ゲート	
八代町	狐川	狐川堰	米倉区	自然取入	
八代町	山の水	三ツ沢堰	竹居区	自然取入	
八代町		南部畑かん	南部畑かん組合	ポンプ	確認不明
八代町		北部畑かん	北部畑かん組合	ポンプ	確認不明
境川町	狐川	長畑用水	大黒坂水利組合	自然取入	
境川町	狐川	東久保田用水	小山水利組合	頭首工	
境川町	狐川	中村用水	前田堰用水組合	頭首工	
境川町	狐川	宮ノ上用水	前田堰用水組合	自然取入	
境川町	狐川	狐川橋上	前田堰用水組合	自然取入	
境川町	狐川	西狐取水	小黒坂水利組合	自然取入	
境川町	狐川	小山中村用水	前間田用水組合	自然取入	
境川町	狐川	宮ノ下用水	石橋水利組合	頭首工	
境川町	狐川	狐川取水	大坪水利組合	自然取入	
境川町	狐川	前田用水	不明	自然取入	
境川町	狐川	大黒坂用水	大黒坂水利組合	自然取入	確認不明
境川町	狐川	横田用水	大黒坂水利組合	ゲート	確認不明
境川町	狐川	前田上用水	小黒坂水利組合	自然取入	確認不明
境川町	狐川	前田中用水	小黒坂水利組合	自然取入	確認不明
境川町	狐川	前田下用水	小黒坂水利組合	自然取入	確認不明

地区名	河川名	名称	管理者	取入形式	備考
境川町	狐川	曾根田用水	小山水利組合	自然取入	確認不明
境川町	狐川	横田用水	前間田水利組合	頭首工	確認不明
境川町	境川	大窪大沢取水	大窪水利組合	自然取入	
境川町	境川	藤垜滝下	藤垜水利組合	自然取入	
境川町	境川	藤垜用水	藤垜水利組合	自然取入	
境川町	境川	四石田	小黒坂水利組合	自然取入	
境川町	境川	帯石取水	石橋水利組合	頭首工	
境川町	境川	三櫓取水	三櫓水利組合	自然取入	
境川町	境川	藤垜後まち取水	不明	自然取入	
境川町	境川	藤垜東組	藤垜水利組合	自然取入	確認不明
境川町	境川	蛇山東取水	小黒坂水利組合	自然取入	確認不明
境川町	境川	蛇山西取水	小黒坂水利組合	自然取入	確認不明
境川町	境川	桂林水道	石橋水利組合	自然取入	確認不明
境川町	境川	大坪用水	大坪水利組合	自然取入	確認不明
境川町	大石田川	蟹沢取水	上寺尾水利組合	自然取入	
境川町	大石田川	大石田上取水	上寺尾水利組合	自然取入	
境川町	大石田川	大石田下取水	上寺尾水利組合	自然取入	
境川町	大石田川	新確認施設	不明	自然取入	
境川町	大石田川	新確認施設	不明	自然取入	
境川町	大石田川	新確認施設	不明	自然取入	
境川町	間門川	松葉田用水	間門水利組合	自然取入	
境川町	間門川	坂下堰	中寺尾水利組合	自然取入	
境川町	間門川	大木前堰	中寺尾水利組合	自然取入	
境川町	間門川	日陰田	上寺尾水利組合	自然取入	
境川町	間門川	上黒澤取水	上寺尾水利組合	自然取入	
境川町	間門川	下黒澤取水	上寺尾水利組合	自然取入	
境川町	間門川	日陰田下取水	上寺尾水利組合	自然取入	
境川町	間門川	新確認施設	不明	自然取入	
境川町	間門川	新確認施設	不明	自然取入	
境川町	芋沢川	向田取水	原水利組合	自然取入	
境川町	芋沢川	塚田用水	原水利組合	自然取入	
境川町	芋沢川	飯潰	原水利組合	自然取入	
境川町	芋沢川	久保田堰	原水利組合	自然取入	
境川町	芋沢川	久保田上	原水利組合	自然取入	確認不明
境川町	芋沢川	久保田中	原水利組合	自然取入	確認不明
境川町	芋沢川	久保田下	原水利組合	自然取入	確認不明
境川町	白戸川	白戸取水	中寺尾水利組合	自然取入	
境川町	白戸川	新確認施設	不明	自然取入	
境川町	蟹沢川	日陰田	上寺尾水利組合	自然取入	
境川町	蟹沢川	大木前堰	上寺尾水利組合	自然取入	確認不明
境川町	蟹沢川	別当用水	上寺尾水利組合	自然取入	確認不明
境川町	鎌田川	鎌田川用水	上寺尾水利組合	自然取入	
春日居町	平等川	六反田堰	六反田堰水利組合	頭首工	
春日居町	平等川	徳条堰	徳条堰水利組合	頭首工	
春日居町	平等川	保雲寺堰	保雲寺堰水利組合	自然取入	
春日居町	平等川	中畦堰	中畦堰水利組合	自然取入	
春日居町	平等川	一丁田堰	一丁田堰水利組合	自然取入	
春日居町	平等川	徳条マチ	春日居町鎮目区	自然取入	
春日居町	平等川	鎮目寺	春日居町鎮目区	自然取入	
春日居町	平等川	第2平等こう門	春日居町鎮目区	自然取入	
春日居町	笛吹川	馬の鞍堰	馬の鞍水利組合	頭首工	
春日居町	平等川	保雲寺ゲート	笛吹市長	頭首工	
芦川町	芦川	猪之原堰	猪之原堰水利組合	頭首工	
芦川町	芦川	中芦川畑かん用水	中芦川畑かん組合	自然取入	

地区名	河川名	名称	管理者	取入形式	備考
芦川町	芦川	負平堰	負平堰水利組合	自然取入	
芦川町	芦川	西村畑かん用水	西村畑かん組合	自然取入	
芦川町	芦川	いぼ石畑かん用水	いぼ石畑かん組合	自然取入	
芦川町	芦川	上芦川堰	上芦川区	自然取入	
芦川町	芦川	牧寄堰	牧寄堰水利組合	頭首工	
芦川町	芦川	大向川堰	大向川堰水利組合	自然取入	
芦川町	芦川	黒内畑かん用水	黒内畑かん水利組合	自然取入	確認不明
芦川町	芦川	矢名目畑かん用水	中芦川畑かん組合	自然取入	確認不明
芦川町	大石川	大石川畑かん用水	大石川畑かん組合	自然取入	
芦川町	沢妻川	新井原畑かん用水	新井原畑かん組合	自然取入	
芦川町	鶯宿入沢川	深川堰	深川堰水利組合	自然取入	
芦川町	中芦川入沢川	中之島堰	中之島堰水利組合	自然取入	

別紙 2 水防工法

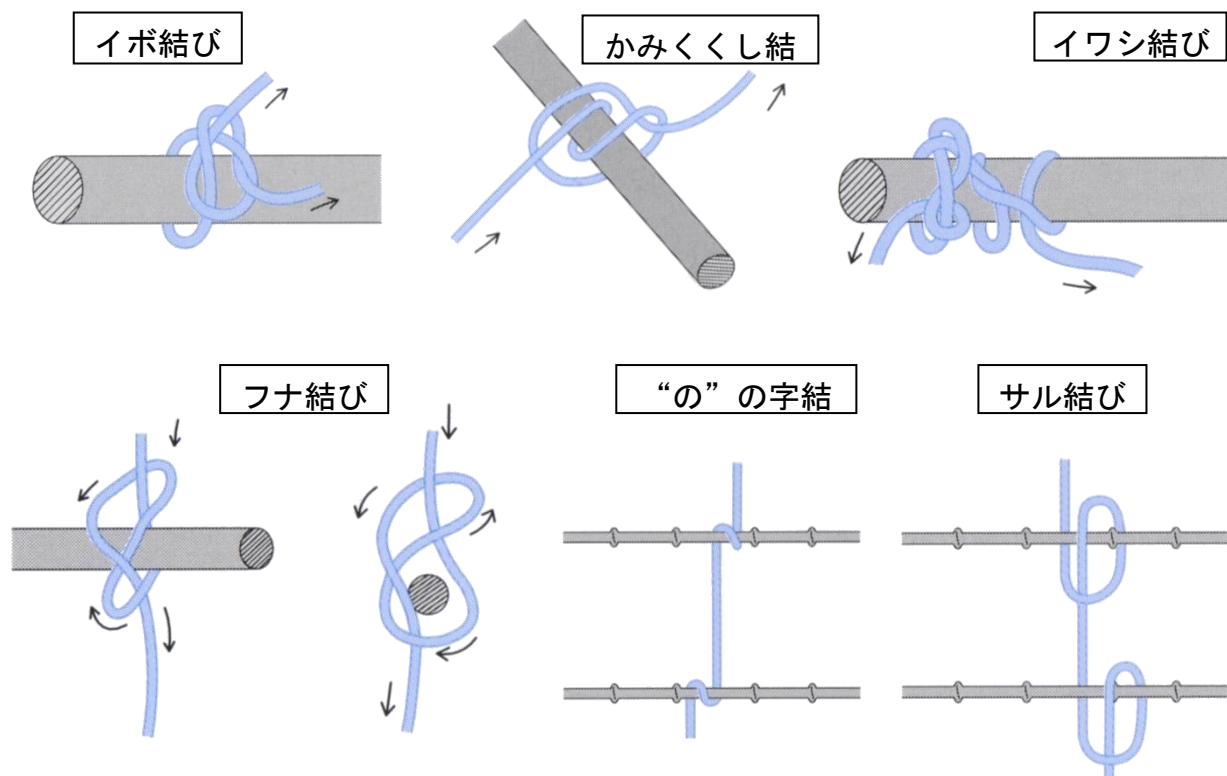
水防工法【破堤(堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すこと)を防ぐ工法】



代表的な水防工法

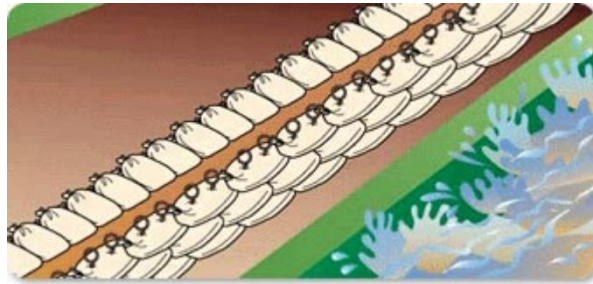
原因	工法	工法の概要	主な適用区分		主な使用資材
			堤防土質	河川勾配	
水のあふれ	積み土のう	堤防上面に土俵または土のうを積み上げる	一般	一般	土のう、鋼杭
深掘れ	木流し	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	一般	急流	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
漏水	シート張り	川側の漏水面に防水シートを張る(むしろの入手困難場所)	一般	一般	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう

代表的な縄の結び方

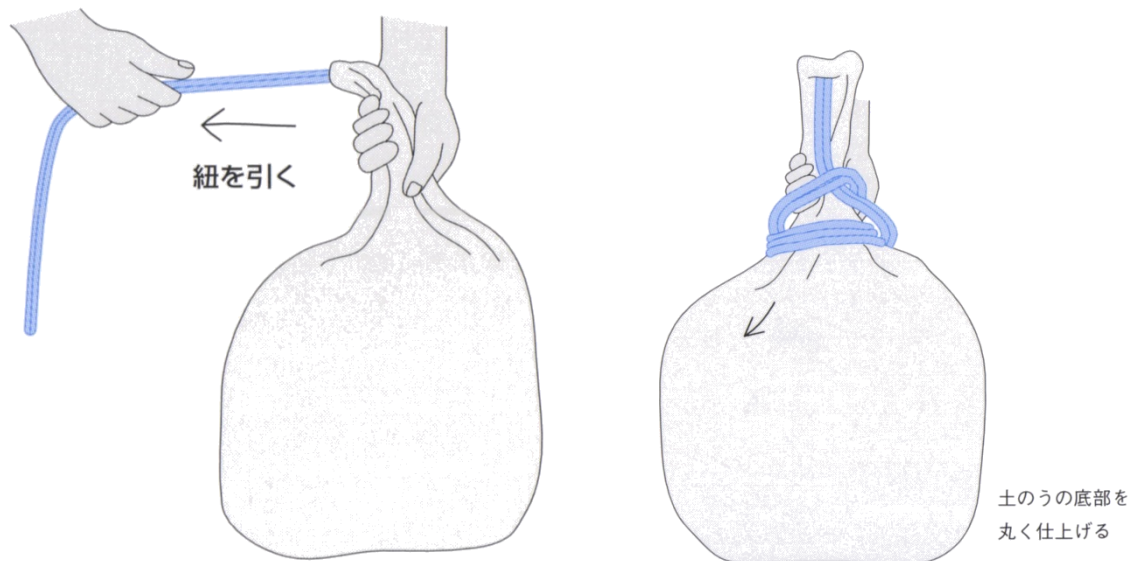
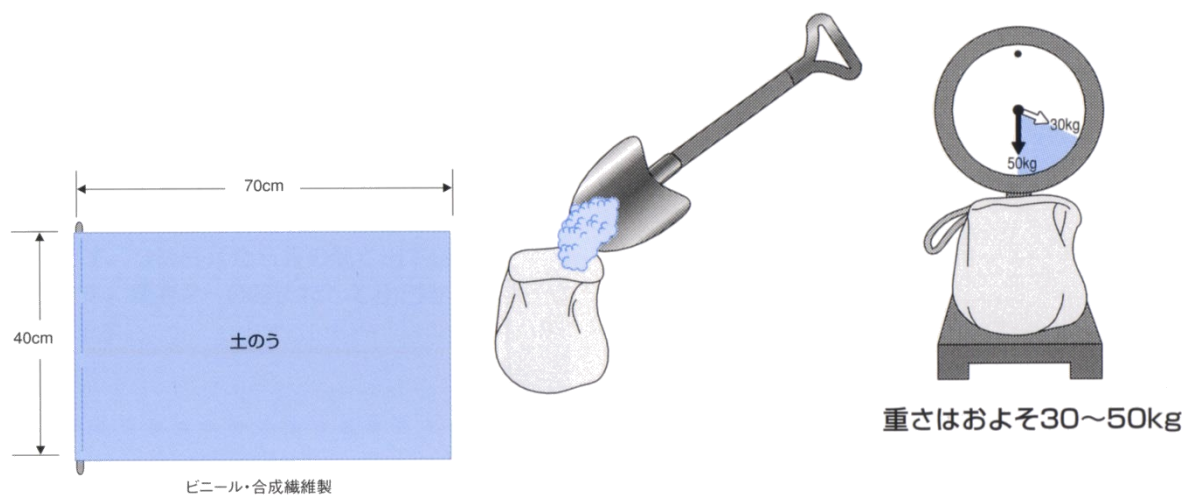


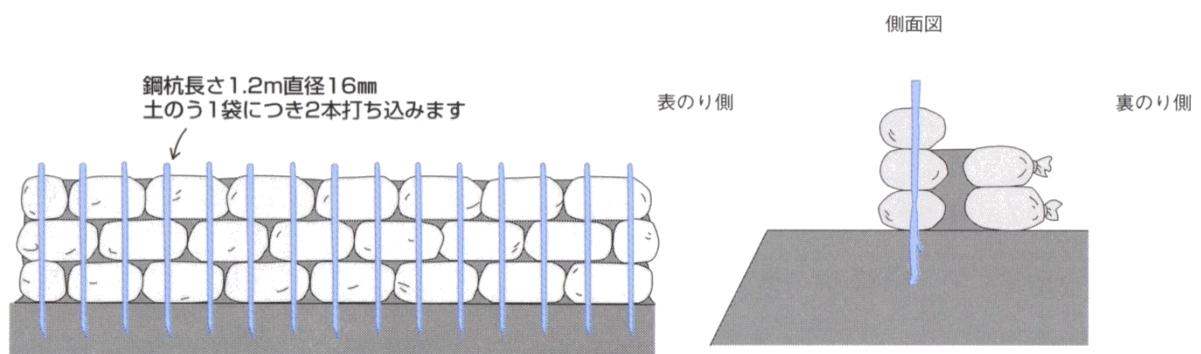
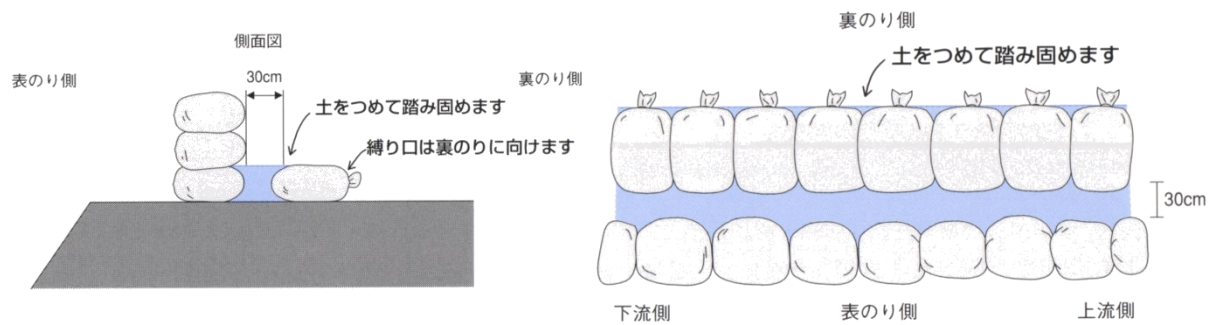
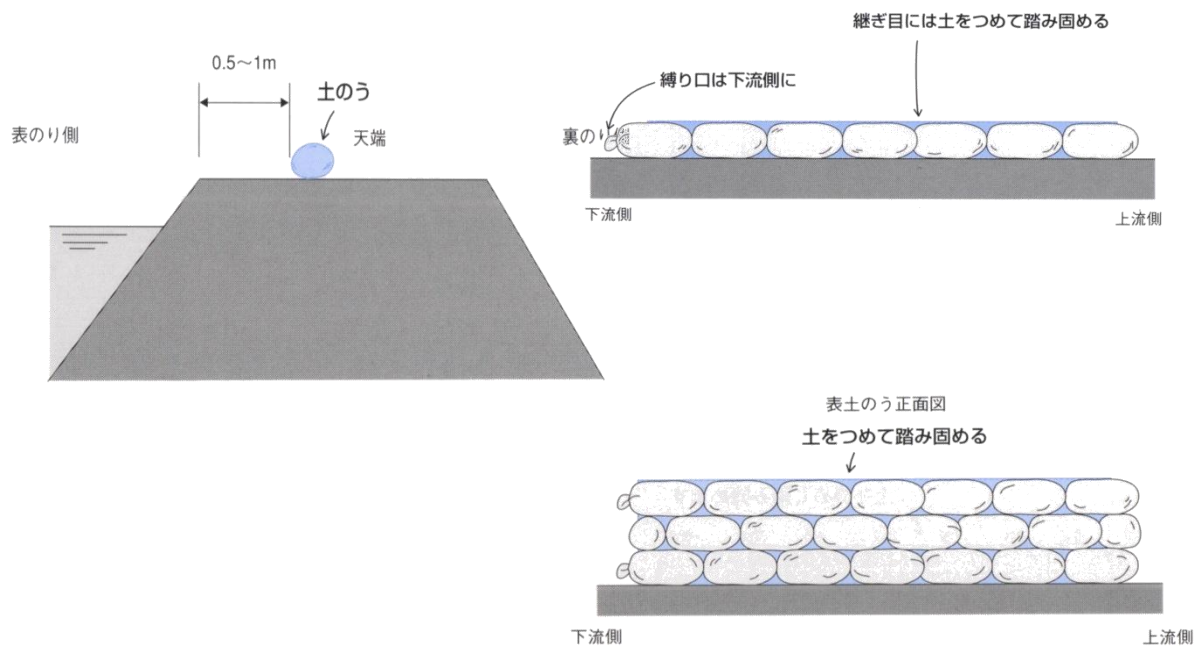
1 積み土のう

洪水によって堤防が沈下した場合や増水する速さが著しく、水が堤防からあふれるようになったときに用います。



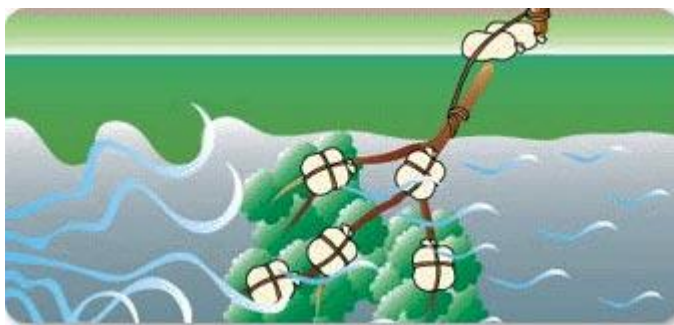
作業工程



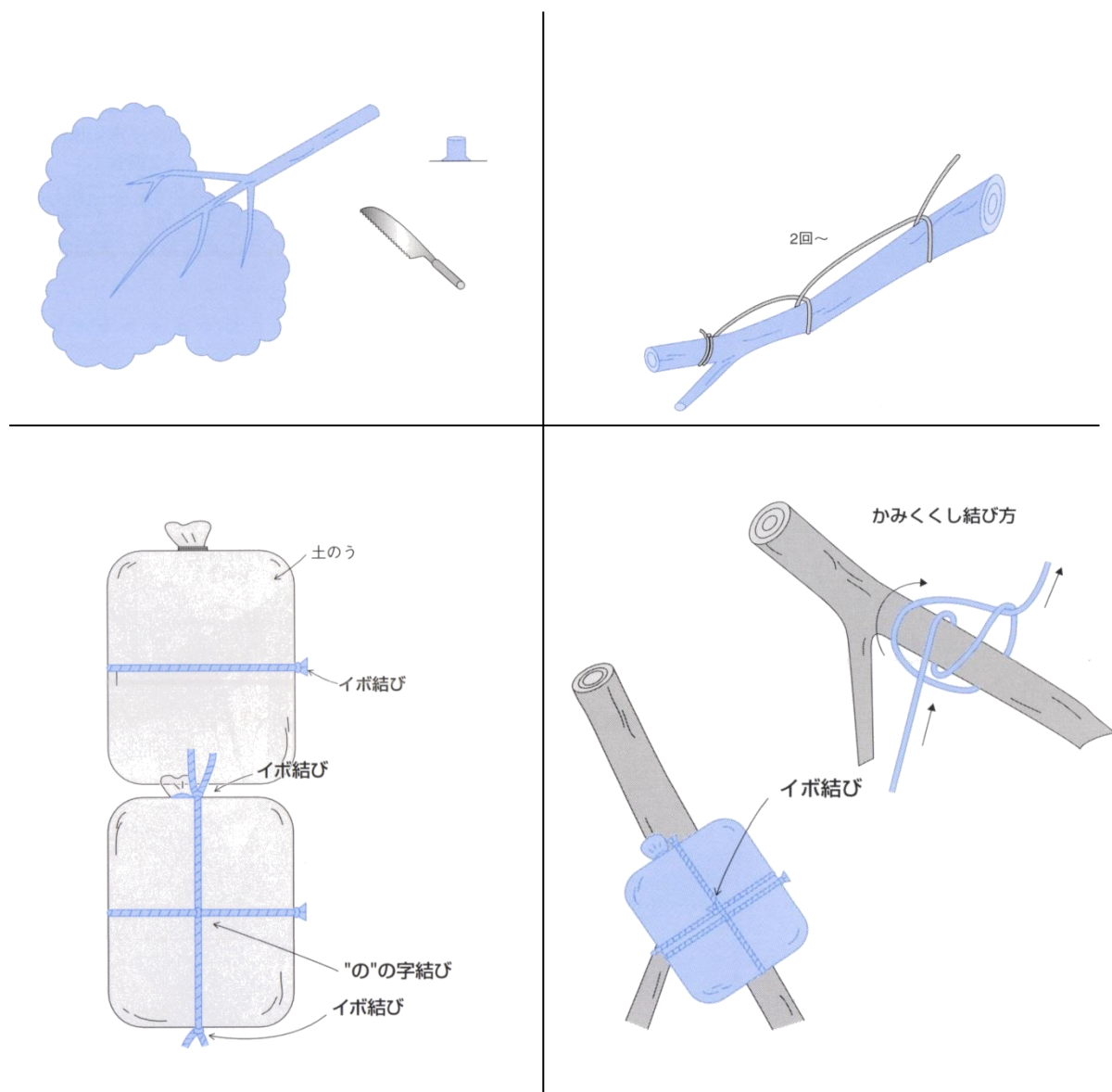


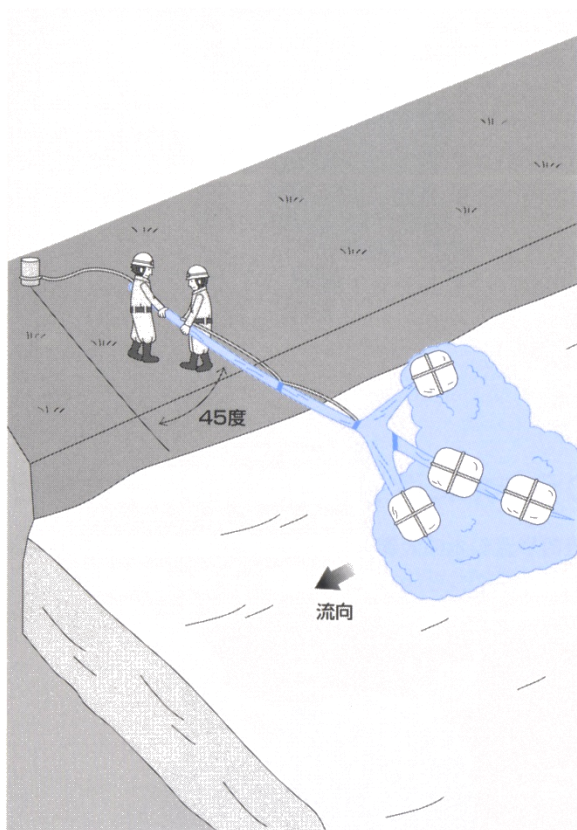
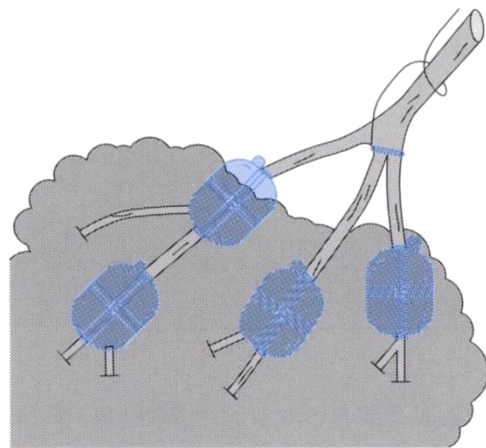
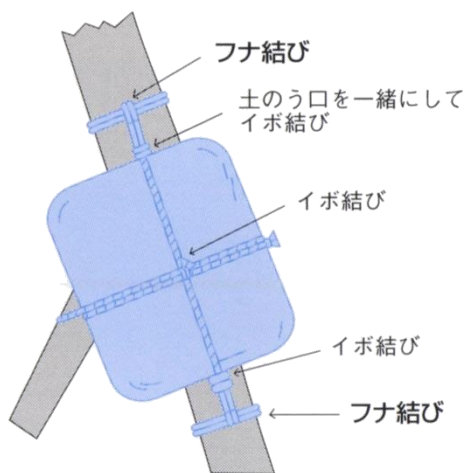
2 木流し

急流部において流水を緩和し、堤防の川側が崩れるのを防ぐ工法です。また、緩流部でも波欠けの防止に使われます。近くにある木を切って使えるので特別の資材がなくてもすぐにできます。



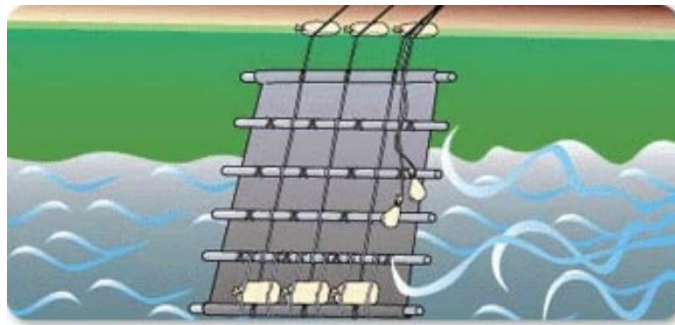
作業工程



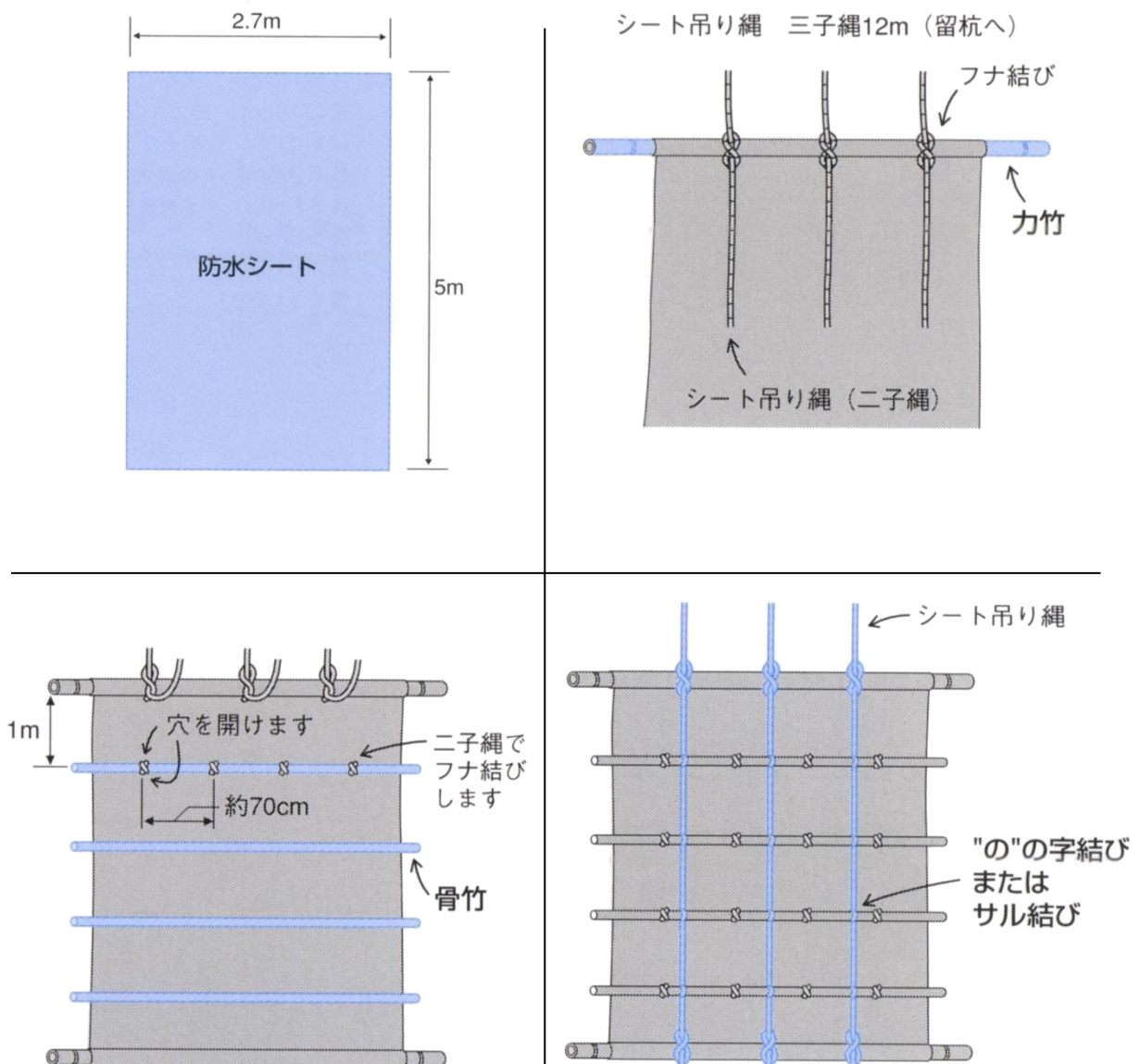


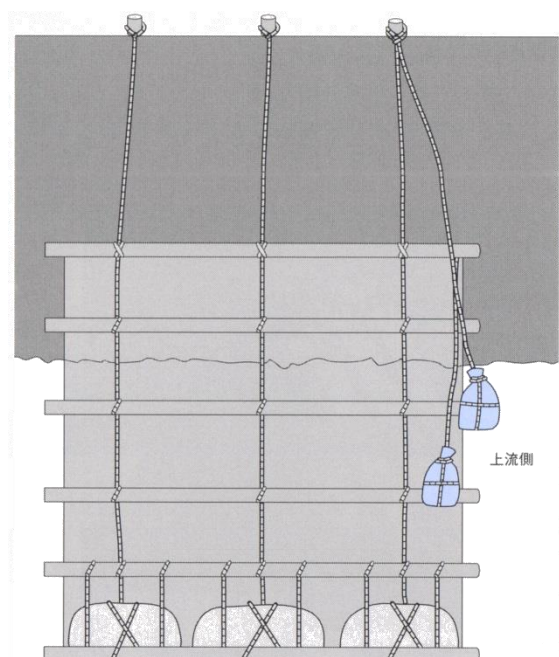
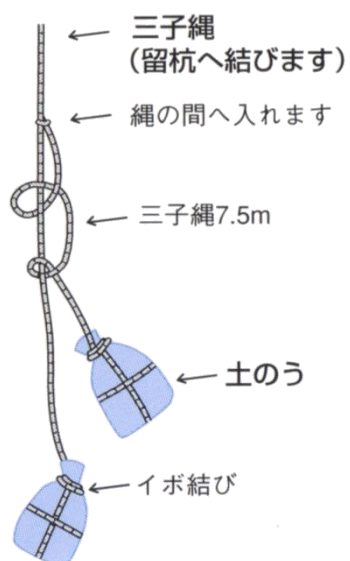
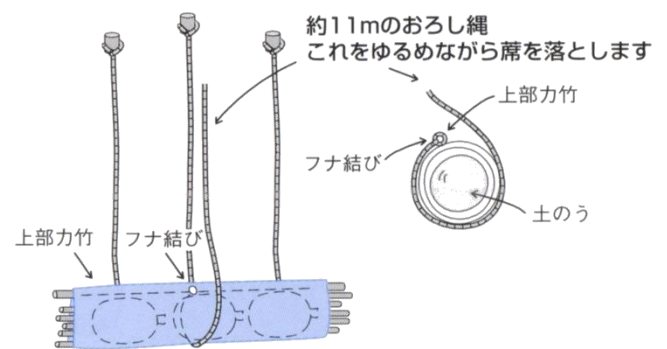
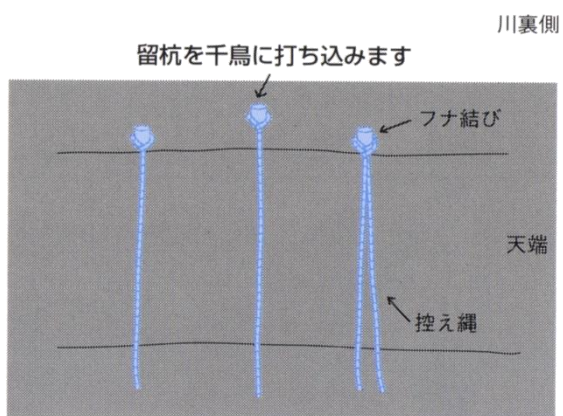
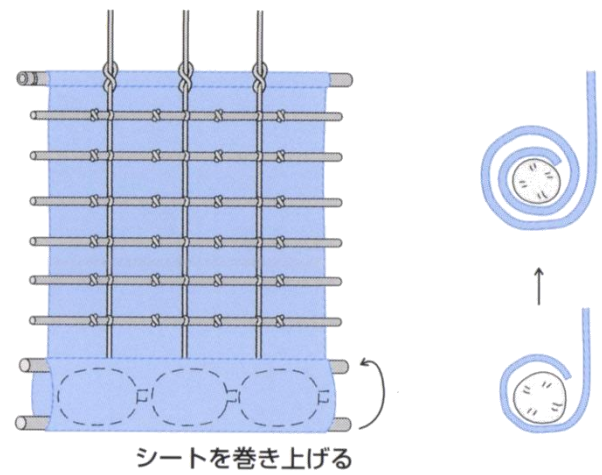
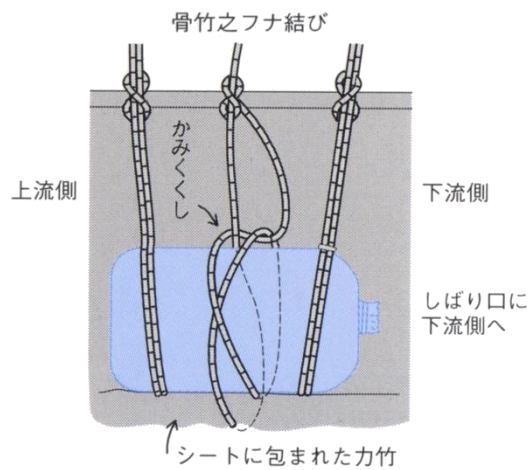
3 シート張り

堤防の川側斜面の漏水面に合成繊維のシートを張り、漏水を抑える。昔はむしろや土俵を使用していたが、最近では入手が困難なため合成繊維のシートを使用する。このシートは出水期前にあらかじめ作成して備えられるという便利さを有する。



作業工程





2 笛吹市南海トラフ地震防災対策推進計画

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 防災関係機関が災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第2章 関係者との連携協力の確保	2
第1節 資機材、人員等の配備及び手配	2
第1 物資等の調達手配	2
第2 人員の配置	2
第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	2
第2節 他機関に対する応援要請	2
第3節 帰宅困難者への対応	2
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	3
第1節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合への対応	3
第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表	3
第2 防災対応	4
第3 災害応急対策をとるべき期間等	4
第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策	4
第1 情報の収集、伝達	4
第2 災害対策本部の設置等	5
第3 避難対策等	5
第4 消防本部の活動	5
第5 水道、電気、ガス、通信関係	5
第6 交通関係	6
第7 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	6
第8 市のとるべき措置	6
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	7
第1節 建築物、構造物等の耐震化	7
第2節 指定緊急避難場所、避難所の整備	7
第3節 避難路の整備	7
第4節 救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	7
第5節 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備	7
第6節 通信施設の整備	7
第5章 防災訓練計画	8
第6章 地震防災上必要な教育および広報に関する計画	9
第1節 市職員に対する教育	9

第2節	市民等に対する教育	9
第3節	相談窓口の設置.....	10

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 節 防災関係機関が災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市域内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、地域防災計画第 1 章第 4 節の「第 2 処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備及び手配

第1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄、調達計画を作成する。

市は、必要に応じて、県に対して市民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等の供給を要請する。

第2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じるときは、県等に応援を要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生したときは、笛吹市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

第2節 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、地域防災計画第2章第2節の「第5 広域応援体制の整備」を準用する。
市は、必要に応じて、協定にしがたい、応援を要請する。

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料102～103

第3節 帰宅困難者への対応

市は、地域防災計画第3章第3節の「第5 地震災害応急対策」を準用するほか、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するなど、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

また、帰宅困難者が大量に発生することが予想されるときは、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合への対応

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。

また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上※ ¹ の地震※ ² が発生 ・1カ所以上のひずみ計※ ³ での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※ ² が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2 防災対応

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の社会的混乱の防止対策及び南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、講じるべき事前の対策を推進する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- ①日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ②行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- ①日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ②行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意することを市民に呼びかける。

第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策

第1 情報の収集、伝達

市は、防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、本部会議において、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講

じることができないような災害であると判断されたときは、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

地震災害時における通信連絡その他必要な事項は、地域防災計画第3章第2節の「第1 情報収集・整理・伝達」を準用する。

なお、地震や被災状況等の情報の収集や伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることも考慮し、一つの手段に支障がでてでも対応できるように支援体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。

第2 災害対策本部の設置等

市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、詳細は、地域防災計画第3章第1節の「第2 地震災害の配備体制」を準用する。

第3 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の社会的混乱の防止対策及び南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、講じるべき事前の対策を推進する。

1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、地域防災計画第3章第3節の「第1 避難」を準用する。

2 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、地域防災計画第3章第4節の「第1 避難生活支援」を準用する。

第4 消防本部の活動

消防本部の活動については、地域防災計画第3章第3節の「第2 消火、救急・救助」を準用する。

第5 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信関係の応急対策については、地域防災計画第3章第4節の「第4 ライフラインの応急復旧」を準用する。

第6 交通関係

交通関係の応急対策については、地域防災計画第3章第2節の「第3 緊急輸送対策」を準用する。

第7 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 指定避難所の開設不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設（道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等）の管理上の措置及び体制は、おおむね次のとおりとする。

- ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ②入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④出火防止措置
- ⑤水、食料等の備蓄
- ⑥消防用設備の点検、整備
- ⑦非常用発電装置の整備、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ⑧その他施設ごとに具体的な避難に関する対策

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ①自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ②無線通信機等通信手段の確保
- ③災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第8 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1節 建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、地域防災計画第2章第2節の「第2 防災拠点の整備」を準用する。

第2節 指定緊急避難場所、避難所の整備

指定緊急避難場所、避難所の整備については、地域防災計画第2章第2節の「第4 防災施設及び防災資機材の整備及び拡充」を準用する。

第3節 避難路の整備

避難路の整備については、地域防災計画第2章第3節の「第4 地震災害予防」を準用する。

第4節 救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

拠点施設の整備については、地域防災計画第2章第2節の「第2 防災拠点の整備」を準用する。

第5節 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路の整備については、地域防災計画第2章第3節の「第4 地震災害予防」を準用する。

第6節 通信施設の整備

通信施設の整備については、地域防災計画第2章第2節の「第3 情報通信システムの整備」を準用する。

第5章 防災訓練計画

地域防災計画第3章第1節第1の「1 気象情報等の収集、伝達及び動員配備」を準用する。

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

- ①防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- ②防災訓練は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- ③自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて、助言と指導を求める。
- ④県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、職員参集訓練及び本部運営訓練、要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練、災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練等より具体的かつ実践的な訓練を行う。

第6章 地震防災上必要な教育および広報に関する計画

第1節 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次のような必要な防災教育を行う。

- ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容およびこれに基づきとられる措置の内容
- ②南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③地震に関する一般的な知識
- ④南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑤南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑥南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑦南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2節 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の啓発など、市民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、以下に示すとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ②南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③地震に関する一般的な知識
- ④南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活

動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- ⑤正確な情報入手の方法
- ⑥防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧避難生活に関する知識
- ⑨市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑩住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3節 相談窓口の設置

市は、県と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

